

る蛇籠製造の如き竹材需用の大部を占むるものにして舊幕府時代の如きは頗る之に留意し有名なる竹藏の設けあり殊に艦材の伐截貯蓄に就ては最も周到なる注意を示せり古人の國家經綸の衝に留意する深しと云つべし。輒近各國に於て建築造船等の材料として金屬を使用すること頗る多く殊に鋼の使用夥しく一見木材の使用を減ぜしに似たりと雖も其實大に然らず。人口の増加と人文の發達とは木材の使用に愈々増加を來し電柱枕木鐵山用杭柱道路建築用片木(ブロック)摺付木柚製紙原料塞子用等往時に於て木材の需用甚だ少なく又は全く之なかりし方面に於て其需用夥しく年に其多を加へ専門家の調査に依るに其消費高之を四十年前に比するに正に二倍を増加せり是に於て各國銳意山林事業を經營し其結果頗る見るべきものあり今其一二の例を擧ぐれば西曆千九百五年度の豫算に於て李漏西の山林原野の収入は一億千九百六十五萬餘馬の巨額に達し佛國の如き山林に名なき國にても尙ほ同千九百七年度の收入總算高は五千七百五十一萬餘法にして其林業の進歩の如きは近年殊に顯著なるものあり西曆千九百年の巴里萬國博覽會に於て佛國林業の出品は大に世界の人目を惹けり抑々木竹材の伐截貯

木材の需用及外國の例

我國の山林は睡にあり

外國に於ける森林經濟の實況

蓄は國家經濟の一部にして輕々看過すべきの問題に非ず宜しく古今内外の事例に鑑み學術の應用に怠らず天然の利益に従ひ人爲の術を加へ前述諸般の利益を收め以て國家の收入を援助し併せて森林事業の發達を期すべきなり今我我國森林は殆ど睡眠の情態に陥り四十二年度の豫算に於ては僅かに千五十二萬八千餘圓を見込み森林資金繰入の約二百六十四萬圓の如きは臨時収入にして永久の者に非ず漸次減少を告げ將に數年を期して皆無に歸すべきものとす今試に英獨等森林經濟及其收入の一二の例を掲げて之を我國の現況に比するに天淵晉ならず則ち英國の一貴族に屬する二百八、エイカ(エイカは四反二十四步強)の森林地は峻嶒なる山腹にあるも方今一年一、エイカ二圓五十錢の地代を得るは實に易々たる事に屬す故に今之を三十年基礎にて還元すれば其價格は七萬五千圓となる而して之に殖林して途中にて透切を爲し得る所の收入は約四萬五千圓なるべくして五十年内に得る所は實に十九萬圓となり一、エイカに付約九百十圓を得べくして殖林費は五十圓なりとす又獨逸のハルツ山林收入は一、エイカ一年七圓サイレシヤノギアント山林は十圓にしてスウィツランドのツィッヒ市所屬の山林に

於ては純收入十五圓なり而して獨逸の國有山林の收入は上級下級の平均一「エイカ」に付純收入五圓五十錢面積は一千萬「エイカ」凡そ國土の二割六分而して之に依り生活する者は約十萬人なりとす之を我國方今の一町步約一圓十五錢に比し實に同年の論に非らず進て純收入を見るときは實に云ふに忍びざる所のものあり三十九年度の如きは前年度に比し十五錢前々年度に比し十七錢を増加せしに拘はらず一町步の收入六十七錢雜費二十六錢を要せり。加ふるに我國人士の森林を愛せざる實に驚くべきものあり其濫伐盜伐の甚しきは論なく今之を清國漢口枕木貿易の實況に徴するに我國より輸入に係る者は概ね生木にして只に適當なる防腐術を施さざるのみならず乾燥不十分にして弊を生じ易く輸入總額一割の不合格品を生じたるの實例あり(是れ三十五年七八月頃の實況なり)爾來見るべきの進歩なく三十九年に於て日本産の枕木一本の代價は凡そ一圓二十五錢にして米國産(因に記すオンタリヲ)に於ける材木の價格は西曆千八百九十三年の「ロ」一「フ」五十一立方尺弱八十志より同千九百七年十一月の百二十七志に騰貴せり佛國産に比較し六割乃至七割の低價なるも輸入者は尙ほ我國産を排して已まざるの

勢あり是れ他なし米國産の者は代價高しと雖も乾燥十分にして適當の防腐術を施し耐久力に於て我國産に三倍するを以て敷設後修繕等の手数を要する少きの利あるに由る(日本産は二年乃至三年)木質に於て天然の不利あれば之を林業根底の改良に埃つの外なしと雖も單に乾燥及防腐劑等に不注意なるが爲め此不利に陥り彼の一本の伐木に對し我は三本を伐截せざるを得ず利さへ輸入品一割の不合格を見るが如きは實に吾人の遺憾とする所なり況や軌近の報告に依るに検査輸入済のものも雖も尙ほ且つ弊を生じ其使用を嫌惡するの情益々加はるの勢あるに於てを哉其不經濟にして經濟宜を得ざるや論なき耳然りと雖も我國森林の實力豈に今日に止まらん哉其力能はざるに非ずして施設未だ其全を得ざるなり前途の多望なる多辨を要せず我政府も茲に見る所ありて三十八年度豫算に於て新たに國有林作業費なる一款を設け從來の立木賣却の方法を止め伐木製材の費用として二十八萬餘圓を請求し議會亦之を可決したるは林産物利用の爲め一步を進めたるものと云ふを得べし爾來少しく經營する所なしと雖も四十二年度の森林費豫算は四百三十九萬餘圓にして國有林野經營費は約二百六十四萬圓なる

に對し收入は前記の如く尙ほ僅かに千五十二萬八千餘圓に止まり頗る不振の成績たるを免れず(右の外北海道に約二十二萬餘圓森林費あり)

第八節 臨時收入と經常費との關係

第一目 總論

國家の歳入歳出に經常臨時の區別あり、我會計法凡之を認め其第六條に

歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すべし

と規定し經常費は國家生存の爲め要する恒久の費用を支辨し、臨時費は一時特定の事件又は事業の費用支辨の爲に要する者たるは世人の熟知する所なり、夫れ然り然らば即ち臨時收入を以て經常費を支辨するの不可なる知るべき耳、抑々財政の鞏固を保たんと欲せば出納の實況管に經常收入を以て經常費を支拂ふを得るのみならず臨時費と雖も其幾分は經常收入を以て之を支辨するを得るの域に在らざるを得ざるなり、何となれば日進の世運に際會しては事物の改良進歩の爲め

頻年臨時費を要し其素質に於ては依然臨時費たるを失はずと雖も事實上經常費用と其選を異にする能はざるもの多ければなり、而して一國の財政にして經常收を以て臨時費の大部分を支辨するの地位にあるを得ば夫れ之を財政の鞏固を保つものと云ふを得べし(財政基礎の鞏固と財政經理の完好とは自ら別殊の事に屬す看官請ふ之を諒せよ)

第二目 臨時收入の實質

經常歳入臨時歳入の實質は世人の熟知する所にして之を嗽々するを要せずと雖も、今試みに臨時歳入の著しき者を舉れば國債募集金、諸種の寄附金、官有財産の一時若くは年期付の賣却代價、森林の臨時伐木賣却代、不用物品賣却代等なり、而して外國より受る所の償金の如きは時に或は巨額に達する場合なきに非ずと雖も是れ固より臨時中の臨時に屬するものにして財政金融の問題に於ては之を論外に措かざるを得ず、臨時收入の實質夫れ斯の如し之に依り經常經常費の支辨を計るの不可なる論なき耳

第三目 恒久の費用支辨は臨時収入に依頼す可らず

經常經費は經常収入を以て之を支辨せざるを得ざるは論を俟たず、今個人の場
合を以て之を例せんに茲に一家主あり其恒産より生ずる収入を以て一家の計を
爲さず借金若くは所有財産の賣却代價を以て其費用を支辨せば期年ならずして
倒産するは多辯を要せず、其の他人の寄附を待つが如きに至りては愚に非ずんば
即ち狂悞より一顧の値なし、國家の事豈に之と異ならん哉、自ら生産を増さず他國
の購買投資を待つ豈に危ふからずや、西曆千八百四十八年の佛國の革命たる其原
因種々ありと雖も當時財政頗る困難にして數箇年の間短期公債を以て之を彌縫
し終に情願はれ勞屈して如何ともする能はず、是に一大破綻を生ずるに至りしは
其一大原因にして之を史乘に照して明かなり、慎むべく惧るべきの至なり

臨時収入を以て經常費を支辨する事の不可なるは大體に於て既論の如し、然れ
ども國家に事變あるは猶ほ個人に災害疾病あるが如し幸にして事變小なるとき
は或は經常費を節して之に應ずるを得べきも、事變少しく大なるに至れば到底其
費用を經常収入のみに取ること能はざるは數の然らしむる所にして終に臨時收

國家の事
變を要す
と同時
に大に
費用を
其に
差用な
るに
可

らめざる可

入に依らざるを得ざるは固より數の免れ能はざる所なり、國家の事豈に變通の策
なからん哉、然りと雖も事苟くも臨時の素質を帶ぶれば其費用は必ず之を臨時收
入に取るべしと云ふが如きは固より失當の事に屬す、臨時費と雖も鐵道、電信、築港、
運河等の如く事建設的の計畫に出る者の費用は成べく之を經常収入に取り累を
後世に貽さざるを好しとす、若し夫れ兵亂、騷擾、天變、地殃等の如く豫想するを得ざ
る者に對しては臨時収入を以て之に應ぜざるを得ざるは蓋し已を得ざるの數な
りとす、然れども運輸通信事業等の如き大工事に向つて漫に後世を利するを名と
し公債を起し事の成敗利鈍を慮るに精ならざるときは後世は其利を收むる能は
ず、却つて其負擔の重きに苦しみ其發達を妨げらるゝに至るなきを保せず、後世は
後世相當の負擔なきを得ず、然るに之に加ふるに祖先失策の結果たる餘殃を以て
せば夫れ將た何を以て乎其發達を期するを得ん、慎まざるばある可らず

第四目 我國の近況

一國の經常収入の状態が大體に於て佳良にして苛征收斂の跡なく優に其經常
費を支辨し尙ほ多少の餘裕を存し臨時費を償ふの餘力あらば其財政は則ち安然

第一章 豫算の編製及執行 第八節 臨時収入と經常費との關係 第三目 恒久の費用支辨は臨時
収入に依頼す可らず 第四目 我國の近況 三五

鞏固なりと云ふを得べし、我國財政の近況は明治廿七八年戦争前の如く寛裕なるを得ず増税の必要を生ぜしこと一再に止まらず債額亦頗る増加せしと雖も、經常費臨時費の關係は近年までは財政の鞏固を保つを證せり、請ふ左に明治卅一年後の實況を表出せん

第二表

年 度	經常歳入出		臨時歳入出	
	左	右	左	右
三一 (決算)	一三二、八六九、三三五	一一九、〇七二、一四四	一〇七、一八四、七九一	一〇〇、六八五、四二四
三二 (全上)	一六七、六二七、二六七	一三七、五九〇、四一七	八六、六二七、二五七	一一六、五七五、一一九
三三 (全上)	一八〇、五〇九、五一八	一四九、一三四、一六六	一一五、三四五、三四九	一四三、六一五、八九二
三四 (全上)	一九〇、三六四、八三六	一六〇、三六三、五八二	一〇六、九九四、二一三	一〇六、四九三、二四一
三五 (全上)	二〇九、五九一、七三五	一七九、〇五九、八〇七	一八七、七四九、六八八	一八七、一六六、九二八
三六 (全上)	二〇九、二八八、〇〇〇	一七九、〇五九、八〇七	一八七、七四九、六八八	一八七、一六六、九二八
三七 (全上)	二四七、四〇六、九四四	二四七、七二一、二四六	四七、五一七、五九五	七九、七一、二四七
	二四七、九六三、七八九		一五〇、〇五九、九九一	一五〇、〇五九、九九一

年 度	經常歳入出		臨時歳入出	
	左	右	左	右
三八 (全上)	二七三、五八四、六五一	一五六、六八一、四〇三	二六一、六七一、七四〇	二六四、〇五九、八〇一
三九 (全上)	四四四、八九八、二五一	三三九、九五四、二三四	八五、五四九、五五九	一二四、三二一、三五〇
四十 (現計)	四九二、一六三、五二七	三九二、二六八、一〇五	三五六、三七六、八五二	二〇三、八三二、八五四
四十一 (豫算)	四七七、七五六、九五五	四二八、二三六、八二七	一九九、〇三一、四六四	一九八、五五一、四九一
四十二 (豫算)	四七〇、三五四、一三六	四〇四、七〇〇、五一六	四八、五七五、一四七	一一四、二二〇、五九五

軍事費は略す

由是觀之我國財政は往年に於ては頗る順況を示し明治三十五年度は經常歳入出の間に三千七百餘萬圓の差違あり、三十四年度の如きは經常費を以て臨時費總額の凡そ一割七分を支辨し得るの好況を呈し、三十六年度及三十七年度の豫算は不幸にして不成立となりしと雖も、臨時議會の結果に依り之を見るに前記の如く尙ほ三四千餘萬圓の差違を示し、三十八年度決定豫算に於ても亦巨額の差違を存せり、而して此事たる固より數字上の事實にして所謂骸骨的事實に屬し毫も修飾の之に加はるなし、當時世人財政に向て咄々せしも是れ見易き事實と數字とに就て研究の勞を取らざるに坐せり、然りと雖も三十九年度以降は大に其事情を異

にし同年度より各種の臨時増税を永久税と爲し之を經常歳入に編入し、四十年
に至りては臨時軍事費の殘餘を以て纒かに收支を彌縫す、所謂足を削りて靴に適
し頭を殺ぎて冠に便にするの譏に陥るなくんば實に望外の幸福なり、四十二年
度亦健全と云ひ難し、今にして大革新を加ふるに非ずんば近き將來に於て困難な
しとせず寒心の至りなり

第五目 露國財政の近況

一 歳出及國債の増加

又露西亞の財政は一種不可思議の現象を呈し、往々世人をして其真相を窺ふ能
はざらしむるものあり、請ふ少しく之を述べん

抑々露國の歳計豫算は國會開設以前にありては皇帝に對する大藏大臣の一報
告書にして毎年露曆一月一日を以て發布するものとせり、今試みに西曆千九百二
年の該國財政の報告を見るに、歳入凡そ二十一億三千三百三十六萬圓、歳出凡そ十九
億七千八百三十八萬圓、歳入殘餘凡そ一億五千二百九十八萬圓なり、其所謂借債政
策中に斯の如く巨大なる歳入殘餘あるは頗る異數の感なきを得ず、而して歳出の

増加に至りては更に驚くべきものあり、即ち西曆千八百八十五年と同千九百二年
とを比較するに前者に於ては歳出九億一千三百十四萬圓なりしに後者に於ては
前記の如く二十一億圓以上に増進し、實に十三割三分を増加し、西曆千九百四年度
の現計は更に増加して約二十七億三千八百萬圓となれり、然るに西曆千九百五年
十一月に發表せられたる決算に據れば、歳計の不足額三億千七百十萬圓に達し、前
年度中に募集したる國債は委皆編入濟なり、累年追送して同五年度に於ても約四
億の短期公債を起して之を彌縫し、同六年度に於ては豫算に於て臨時部に四億八
千百十萬圓の不足を示し、本年度即ち西曆千九百七年度の經常歳入は二十五億圓
を豫算し、第二回國會との關係に依り後半期に至らざれば確定するを得ずと雖も
先づ三ヶ月分を六億四千三百萬圓とし進行せり、臨時費は前年度剩餘と本年度收
入の自然の増加に依頼するの計畫なりと傳へらる、大國財政の經營素より容易の
業に非ざるなり、方今四海の大勢、歳出の増加は邦家の免れ能はざる所なりと雖も
露國の如きは蓋し稀れなり、而して其國債の増加の如き殆ど人をして信據し能は
ざらしむる所のものあり、即ち西曆千八百七十七年七月露土戦争の初期に於ける

十九億六千七百萬圓内十七億六千七百萬圓は外債より急に増加し、三十七八年戰設前既に世界の第三位を占め西曆千九百六年に至り八十六億五千萬圓内三十二億餘萬圓は金債と稱する者にして即ち外債なり)の巨額に達し第二位に進めり(第一編第一卷第九表參觀)元來西曆千八百八十七年より同千八百九十九年即ち第十九世紀の終に於て歐洲大陸は一般に太平を樂みしに露國は其間國債を増加すると十七億五千萬圓の内十二億一千萬圓は鐵道敷設に使用し一露哩凡そ我九丁にして英哩の三分の二の建築費平均十萬九千五百留の巨額に達し之を隣國なる瑞典の五萬四千五百留に比して甚だ高く、世界有數の高價を以て目せらるゝ北米合衆國の六萬三千七百留に比するも尙ほ凡そ六割の高價を見るの實況なり、是れ主として内國製の鐵を使用し爲に費用を増加すること約三億留に達せしに由らざればある可らず、合衆國亦非常の保護國なりと雖も終に露に及ばず、而して鐵道の延長及其收支等を見る更に驚くべきものあり、即ち西曆千八百九十二年より同千九百二年に至るまでの十ヶ年間に二萬八千八百露哩より五萬三千露哩に延長し費用十億五百萬留を要せり、然るに前後の總計を合すれば都合十五億留となる、今

露國鐵道敷設の巨額なる原因

専門家の説に據るに若し外國の鐵と勞力とを使用するとせば凡六億留を以て、同線を複線と爲すを得べきとの事なり、其差違甚だしく信を措く能はざるに似たりと雖も露國政府は西曆千八百八十四年乃至同千八百九十五年に鐵道の爲め内國鐵を使用せしこと一億千三百萬「ブロード」にして爲に費用を増加せしこと九千二百萬留、爾後同一原因に依り三億留の費用を増加せし事實に徴すれば夫れ或は信を措くに近からん乎、而して其損失額は前記十ヶ年間に鐵道の爲め起りし公債元利の支拂を除き六億留にして西曆千九百三年には收入不足七千三百萬留、戰爭の初年には四億留に達し(軍事輸送よりの收入は差引く)第二年の額は更に大なるべきも露の近情最も錯雜にして其真相を得るは内外の共に難しとする所にして事實に近き精數は殆ど之を得る能はざるなり

二 疑の點

斯の如くして露國政府は西曆千九百年より同千九百三年までに外債のみにて都合三億五千六百萬圓を増加せり、事件發生以來の増加は前章記載の如し(同國公債の増進實に驚くべきものあり、而して當時露國の財政は表面上非常の好況を呈

し其豫算決算は常に殘餘を示せり是れ前記募集高と鐵道資金高との差違五億四千萬圓を經常部に繰入れ歲入殘餘の外觀を裝ひ露國公債の價格を維持するに努めたるものに非ざるなきやの疑は世人の胸中に蟠る所にして敢て無理とも云ひ難し然れども輓近露國歲入の増加は著しき現象にして英人デ・ロン氏の調査に據れば西曆千九百二年を以て終る所の十三ヶ年の間に其増加實に九億三千七百九十五萬餘圓の巨額に達せり

三 露國收入増加の真相

今其内容に入り之が項目を見るに増加は主として酒類專賣(二十九留十「コベツクス」の酒類に二十一留の專賣收入を含有す)鐵道收入(民業とすれば收入は民の懐に入るものなり其を國庫へ移せしのみ)造幣局收入(御料山林收入及關稅にありて他は微々として論ずるに足らず)即ち西曆千八百八十九年には是等の收入五億二千七百三十七萬餘圓にして同千九百二年には十二億三千三百四十五萬餘圓に増加し同時に租稅收入は四億四千七十九萬餘圓より六萬七千二百三十萬餘圓の増加に止まれり而して其増加も亦自然の増加に非ずして稅率の増加に依るもの頗

る多く即ち燐寸稅の増加十割六十五「コベツクス」の燐寸代價中に三十五「コベツクス」の稅金を含む)砂糖稅の増加十割六分(二十七留十一「コベツクス」の糖價中に七留の稅金を含む)の如きは其最たるものなり抑々砂糖は露國人民の最大需用品にして他國に比して一層缺く可らざるの事情あり然るに現行輸入稅は砂糖一本(百二十十英斤)に付二十九志七斤にして精糖同上三十九志五斤なり而して近年倫敦市場に於ける糖價は中物一本最高十三志九斤なるに依り露國に於ては稅金のみにて英國の市價より遙かに高價たらざるを得ず故に砂糖の消費は英國の一人一年は八十四英斤に對し露は僅かに十三英斤に止まる兩國人民生計の難易實に同年の論に非ざるなり坤第二編第一卷第十二章第四節第二目參觀)又試みに其隣國なる獨逸に比較するに露國の麥酒及煙草稅は獨の其に三倍乃至四倍し砂糖稅及石油稅は一倍半乃至一倍四分の三に達す有名なる石油生産國にして此實ある誠に異數の感なきを得ざるなり

今一步を進めて露國財政の要領を適述すれば極端に民力を徴し又官業を努め毎年約一億六千二百萬圓の殘餘を得と雖も鐵道其他の臨時費の爲め約二億六千

國庫遊金の真相

露國財政の奇蹟

四百萬留を要し少くとも其不足約一億二百萬留は毎年之を借入れざるを得ず、依て前記十二ヶ年度中に總計約十七億五千萬留を借入れ臨時費として約十二億四千八百萬留を使用せり(前記不足額と略々符合す)而して其差違凡そ三億留は之を蓄積す有名なる露國國庫遊金なる者即ち是なり、己ぬる哉其名美なりと雖も仔細に其實を窺ふときは是れ借金の使用残にして之を露の有と云んより寧ろ佛の有たるの觀なきを得ず、而して露國は其死藏金に對し利子支拂を辭せず一種異様の財政と云はざるを得ず

四 歳入不足併に外債

斯の如して義和團匪の亂の比までは僅かに彌縫し來りしも終に支へず近年は毎年約三億留の不足を生ずるを常とす其他前記十二ヶ年度中私設鐵道會社の外債にして政府の保證に係る者約十億五千萬留ありて西曆千九百四年の上半期に於ては是等露國政府の責に歸する者と純然たる國債とを合して既に總計八十八億九百萬留に達せり、由是觀之、俄近露國の財政經濟にして外資を以て支へられたるもの約二十六億留の巨額に達す、而して之に加ふるに日露戰爭の爲に起りし外

露國の外債

露民の麥の消費高

債六億八千餘萬留、内債六億留あり斯の如く露國は常に平價以下にて(九十三乃至五なり)四分若くは五分を以て外債を起し之を以て金を購入し國庫遊金を積むを以て能事と爲すが如し、今其結果如何を見るに其利子は物品の輸出超過を以て之を拂はざるを得ず、今哉露國外債の總高は約八十七億圓、前記鐵道會社の分を除くにして之が爲め要する所の利子は約四億圓なりとす、其他露國が外國へ支拂ふべき運賃、保險料等は之を詳かにすることを得ず、雖も國債外の外資の利子約三千萬圓、而して露國人が外遊の爲め費す金額は凡そ七千萬圓たるべしとは世人の信ずる所にして露國が貿易外に外國へ支拂はざるを得ざる金額は少くとも年々約五萬圓なり、此巨額を支拂ふの財源は穀類及材木の輸出總輸出高の八割を占むとサイペリヤ、金坑産出高約二千萬圓との外他に之を求むるを得ず、然るに俄近露國の麥作は一人に付き二十二ブード、四二ブードは四貫三百六十八匁餘なり、今諸國に於ける一人宛麥の消費高を見るに北米合衆國は六十一ブード、九にして丁抹は五十七ブード、佛國は三十三ブード、六なりとす、故に露國は其民をして食に飽かしめんと欲せば單に麥の輸出を止むるを以て足れりとせず、進て巨額の穀物

を輸入せざるを得ず、然るに實際は前記の如く麥の輸出年に増加し外債の利子拂の爲め過去十六ヶ年間に約六十億留の代價を以て約七十億「ブード」の穀物を輸出せり民に菜色ある偶然に非ざるなり

茲に又會て露帝の信任を忝ふし露都に於て「ウヒードモスチー」と號くる新聞の主裁たるウクトムスキ公と稱する一貴人あり、西曆千九百二年三月十三日の同新聞紙の社説に掲げて曰く

既に露國は獨逸に比して一人當り麵麩の消費三分の一を減ず、利さへ獨人は露人よりも多くの馬鈴薯及麥を消費す露人をして國民と同様の營業を得せしめんと欲せば露國は其穀類を輸出すること能はざるべし

是れ其真相を得たるものに似たり。果して然らば露は國民に食料を與んと欲せば外債利子を拂ふを得ず、國民に相當の食料を與ふれば一國の最も神聖なる義務を履行する能はざるの地位に在るもの、如く至難の狀況を呈するものと云はざるを得ず。然れども是れ只門外漢が種々の經濟事項より推測する所に過ぎず、其内容の詳細を知らば大に安ずべきものなしとせざるべきも惜ひ哉。露國の事情は多く

豫算の明瞭な映く

秘密に屬し西曆一千九百年の豫算中にある七千三百七十三萬二千九百九十四留の巨額の如きは諸費豫期せられざる費途、豫備其他等明示し難き科目の下に編入せられ其内容を知る能はず、豈に遺憾ならずや

五 食料の不足併に獨佛との關係

今晩近露國政府の調査に據るに露民は肉食すること極めて稀にして其食飼は主として之を植物質に取るを以て一人一年の食料は少くとも農産物馬鈴薯共二十「ブード」是れ所謂儲備率なりを要し、馬匹は一頭一年に燕麥四十「ブード」を要す、然るに歐洲露領五十縣に於ては一人の平均生産高十六「ブード」六を超過せず即ち三「ブード」四の不足を示す果して然らば農夫一人の生産力は以て一兵を養ふに足らず、況や無數の僧徒官僚を養はざるを得ざるに於てをや、其の困難なる多辯を要せず而して農馬一頭に對しては二十三「ブード」六即ち十六「ブード」四の不足を示し、農産物の最高はベッサラビヤン地方の三十七「ブード」八にして最低は北部の九「ブード」七なり、燕麥は之に反し最高は東北部の四十六「ブード」にして最低はベッサラビヤンの五「ブード」七十なり而して農民總數の七割七厘は食料の不足に苦み其數四

千五百三十五萬八千七十八人に達し二割四厘の人は饑を感ぜざるも馬匹に十分の食飼を與ふるを得ず、人馬共に饑を覺へざる者は僅かに八分九厘に止まる、斯くの如くなるを以て毎年十一月比に至れば無数の農民貴族に向て哀を請ひ貨幣と食料を借入れ糶かに来るべき春を待つは決して例外の事に非ず却つて普通の事に屬す故に貴族輩は此弱點を利用し、普通農夫勞銀の半箇以下にて彼等を自己の田圃に使用し剩つさへ農馬、農具等も彼等に自辨せしめ自ら之を有せず、トムモツ地方に於ては貴族地にて農馬及農具を有せざるもの總數の二割六分、リーベンチアンスクに於ては三割三分、キチノフに於ては三割、リーベッキに於ては四割ありて其他枚擧に遑あらず斯の如くして、農民は殆ど自己の土地を耕へすの暇なく貴族地と雖も勢ひ相當の注意を以て耕へさず、農業の進歩は夢に夕に見る事を得ず大に退歩を促すは自然の勢なり、斯の如くして農民は二三年分も前借し居る者少からず、壓制に堪へ兼ね地主の眼を掠め遁逃を企る者あり現に脱走して、コサツク村落に投じ水飲百姓と成つて働き居者少しとせず、斯の如くなるにも拘はらず世の一部人、士殊に獨佛多數の論者が頻りに露國財政を樂觀し其鞏固を説くは一見頗

る奇異の感なきを得ずと雖も少しく之が眞想を觀察するときは是れ亦尤怪むに足らざるなり、則ち佛國の露國々債に投入せし金額は約百億法外に凡そ同額の商事的投下あり、の巨額に達し佛國財産の總額二千四百四十億法中千億法は不動産にして千四十億法は動産なり故に露にして倒産せば佛國は其動産價格の殆ど一割を失ふべく、獨の露國々債へ投入したる金額は二十五億馬にして獨の財産總額は二千五百五十億馬外に商事的投入十億馬あり、内不動産千億馬、動産千五百五十億馬なりとす、今此二十五億を失ふのみにては非常なる損失なるに獨露兩國は貿易の關係最も深密にして前者は其勃興する所の工産品を後者に糶し後者より其農産品を糶するの必要ありて露國總輸入額(西曆千九百六年の高六億千九百九十餘萬留中獨逸よりの輸入二億六千七百餘萬留にして、獨の總輸入高八十億二千八百八十九萬餘馬中露より輸入する者約十億八千八百萬馬に達し兩國の輸出入中の主位を占む是れ所謂惡縁にして其間斷んと欲して斷つ能はざる所のもの有りて存す、獨佛兩國の一部人士が露國財政の爲め喋々喧々する亦故なきに非ざるなり、然りと雖も大勢の向ふ所固より人爲を以て廻らす可らず、最近露國の國債頻りに下落し

之を十年前即ち西曆千八百九十七年に比するに倫敦市場に於て正に左の如き差違を生ぜり

第三表

公債の名稱	西曆千八百九十七年最高	同千九百七年五月
鐵道五分	一〇七、〇〇〇	九三、五〇〇
鐵道三分	九五、〇〇〇	六四、五〇〇
大陸鐵道四分	一〇五、二五〇	七五、五〇〇
一八九四分	一〇二、八七五	六五、五〇〇
三分半		

實に非常の差違と云つべし。夫れ公債價格は一國の信用を表示す漫りに人爲を加へて市場を迷はす可らず、抑々人爲は極まる所あり其馬脚を露はすに至りては一層の不信を招く、鑑みずんばある可らざるなり

六 露國農地の生産力

又露國に於ける「デシヤチン」一町一反四畝八歩の穀物の生産力を他國に比するに左の如く孰れも著しく劣等の結果を示す

第四表(數は「ブード」なり)

	露	獨	瑞典	合衆國	キヤナダ
小麥	二八、二	七七、〇	一〇〇、〇	六〇、三	六二、三
大麥	三二、八	五六、四	七五、九	四二、〇	六二、〇
燕麥	三九、〇	七三、二	八三、二	六三、一	九七、七

合衆國の如きは土地廣大にして農事は極めて粗放なるに「デシヤチン」の收穫守約なる獨逸に亞ぐ之を露に比して頗る異數の感なきを得ず、又最近英國農商務省の調査に據れば各國との比較左の如し

第五表(西曆千九百五年を以て終る五年間の平均收穫)

	小麥	大麥	裸麥	燕麥
英國	二九、九一	...	三二、五七	四一、〇九
獨逸	二八、二四	二二、八四	三二、八一	三九、三九
佛蘭西	一九、二二	一六、〇〇	二二、一八	二六、六〇
匈牙利	一七、五四	一五、九二	二〇、九四	二四、八四

ルマニア	一六二四	一四八八	一六三五	一九九七
勃牙利	一四〇〇	一三二二	一七六二	
歐洲露西亞 (波蘭を除く)	九六八	一一三三	一二六四	一六二五

七 露國保護政策其他の影響

今一步を進めて露民の負擔を見るに露農は穀物二百二十英斤に對し二十二鎊を負擔するに反し、バイエルンの如きは歐洲中高税の國なるに拘はらず僅かに十鎊に止まる中央及東部露國の如きは最も甚しく西曆千八百九十年より同千八百九十九年の十年間に農民が負擔せし直税金額約四億一千萬圓に達し農民其重きに堪へず政府は終に約二億圓を拂戻すの奇觀を呈せり

元來西曆千八百六十一年の農奴解放令は其名甚だ美なりと雖も農民は之に對し巨額の賠償金通例一年約八千萬留戰爭の初年の如きは八千六百萬留に達せりを支拂はざるを得ざるを以て概して之を好まず之に反抗して起りし所の一揆千百回の多きに達しカザン地方の如きは五千の農民赤旗を翻へし動兵の必要を生じ殺戮せられし者五十五人傷けられし者七十一人に達せり今其執行の順序を見

るに農民は當初二年間は絶對的服従の義務を負ひ其期間に貴族地主等の爲すに任せざるを得ず次の二年間を過渡の義務期とし其間貴族等は農民の上に警察權を有し農民支配役の任命黜陟を擅にし賠償金支拂濟に至るまで之を繼續するものとせり而して賠償は小區域に重く大區域に輕して上向遞減の法を採り小區域の者は勢ひ賠償を爲すを得ず剩つさへ大區域の幾分を高價を以て借地せざるを得ざるに至らしめ農民をして萬劫を経るも終に貴族等の土地を去る能はざるの境に陥らしめ坐ら農民を壓し巨利を得不當の榮華に矯る者少しとせず是れ露國農民の困弊に陥りし一因なり加之輸入税は年に高まり今哉三十八年露農は綿布三十六英斤を得んと欲せば之に對し裸麥三十二「ブード」を與ざるを得ず彼の保護税を以て最も有名なる獨逸に於てすら尙ほ僅かに十一「ブード」を以て足れりとす露國農民の境遇亦難哉又露民の必要品なる製茶を以て之を比較するに獨民が九「ブード」を以て得る所の茶に對し露民は九十三「ブード」を與へざるを得ず懸隔も亦甚しと云つべし諸般の鐵品器具亦保護の爲め大に其代價を増し之を隣國に比し二十乃至三十割の高價を保ち農具隨て騰貴し農民の生計に一層の困難を加ふ而

して其他住家の卑矮なる死亡率の多き千に付四十六、四に達する所あり露國農民の困難は財政の困難と年に増加するの勢あり然に農民の智力を進め根本的に之を救済するは露國當局の好まざる所にして西曆千八百九十七年の國勢調査に據るに文字なき者の數カールス地方に於て八割九分二厘セントピートルスホルグ管内に於て四割四分九厘なり其他之に類す(糞にウツテ氏大に工業策を講じて成らず轉じてサイベリヤ滿洲の鑛業を試み進で鷄林に採鑛伐木を以て巨利を得んと欲して復た成らず終に拾收す可らざるの勢に陥り軍勢に曰く造作過制雖成必敗と況や成るべきの數存せざるに於てをや鑑みずんばある可らざるなり

八 十二年前と今日との歳入歳出の比較

以上の計數はデローン氏の調査に據るものにして露國歳入の増加一見頗る大なりと雖も租稅額の自然増加に至りては殆ど見るべきものなし今又西曆千九百六年の豫算に掲ぐる所の數と十二年前即ち西曆千八百九十四年の主要なる租稅收入とを比較するに其實況左の如し

第六表

	西曆千八百九十四年	同千九百七年(實收)	同千九百八年(豫算)
直稅總額	一二七、五九九、二〇三	一八三、三三二、〇二六	一八二、八二三、二五九
煙草稅	四六、〇八九、五六二	五四、〇五〇、一六一	五四、〇〇〇、〇〇〇
砂糖稅	三五、七七五、八一三	一〇一、四六七、二六三	九三、二三六、〇〇〇
關稅	二〇六、九八五、四三九	二六〇、四七七、三〇一	二六〇、四八七、二〇〇
印紙稅	四五、七六五、六一一	五九、二五一、八三五	五九、一七七、〇〇〇
財産移轉稅	二二、七五〇、〇九〇	二五、五〇〇、〇〇〇	二五、五〇〇、〇〇〇

過去十二三ヶ年間租稅收入の増加斯の如く其著き増加を見るものは砂糖稅關稅の二目なり、則ち前者は約十割六分の増加を爲し而して後者近年の増加は世の熟知する所にして國力發達の結果に非ざるは多辯を要せず然るに其間歳出の増加は驚くべきの巨額なり即ち西曆千八百九十四年には經常費總額約九億八千萬留なりしに西曆千九百六年の豫算に計上する所の高は約二十億七千五百萬留にして其増加十割を超過し官業及官有財産收入の増加に由る即ち西曆千九百六年の精算に於ける此種の金高は經常收入總額約二十二億七千八百二萬留中約十

三億八千萬留を占め其半額を超過す露國財政の基礎斯の如く頗る異常にして殆ど中古の状態を見るの思ひあり而して歳出の増加亦容易ならず即ち

第七表

	經常費	臨時費	合計
西曆千九百三年度決算	一八八三〇〇六〇〇	一三四八四〇〇〇	二二〇七八六八〇〇
同千九百四年度決算	一九〇六八四七〇〇	八三〇八四九〇〇	二七三七六九六〇〇
同千九百五年度決算	一九二五、二七六、〇〇〇	一、二七九、五七七、〇〇〇	三、二〇四、七五三、〇〇〇
同千九百六年度決算	二〇六二、二四〇、〇〇〇	一、二五一、五六三、〇〇〇	三、二二二、六九七、〇〇〇
同千九百七年度決算	二、一九五、九八八、四四五	三、八六六、四〇〇、三三三	二、五八二、六〇八、四七七
同千九百八年度豫算	二、三三二、二五二、〇九〇	二、六九一、一五二、〇七八	二、五八一、四〇三、二六八
同千九百九年度豫算	二、四七二、二〇〇、〇〇〇	二、五九三、〇〇〇、〇〇〇	二、六三二、五〇〇、〇〇〇

なりとす收支同額亦一奇觀を呈するものと云つべし

今西曆千九百七年十二月十日露國大藏大臣が國會議場に於て爲したる説明に據れば八年度は之を前年度に比し國防の爲め五千五百五十萬留内四千三百五十

萬留は陸軍千二百萬留は海軍の増加を要し其他通信事業の爲め四千五百萬留、農務の爲め千二百萬留、教育費六百廿萬留、内務、大藏、司法三省の爲め六百萬留の増加を要し多少の困難あるは最も賸易きの數なりとす、而して臨時費の主要なる者は戰局の爲め要する六千六百萬留、鐵道建設の爲に要する五千九百四十萬留、救荒費千四百三十萬留、東清鐵道會社債券の爲に要する七百五十萬留、釀造及蒸溜權收の爲め要する三百六十萬留、短期公債償還の爲め要する五千三百萬留なりとす、然るに是等臨時費中一億九千五百萬留は之に對する歳入なく新債を起して之に應ずるの計畫なり

然るに近年露國に於ては賸田上納金を全廢し酒類專賣收入(目下約六億九千八百萬留なり)も節酒獎勵の結果無限の増加を望む可らず、翻つて歳出の方に於ては假令海軍復舊案は既に議會を通過し陸軍の擴張補充等の費用は之を辭する能ざるべく將に明年度より大に之に着手せざるを得ざるべしとは露國の輿論にして頗る費用の増加を要するものあり、加之運輸通信事業等戰役の爲め已を得ずして繰延に附せしものも今裁整理進暢の道に就かざるを得ざるべく、教育衛生等亦多

少の新費用を要するものなしとせず、露國財政亦多忙なる哉、而して露國歳計の豫算と決算との間に著しき差あるは是れ亦健全の情態を示すものと云ふを得ず、則ち西曆千九百六年度經常費の豫算は約二十億三千三百萬留にして決算は約二十億六千百萬留、臨時費に至りては最も甚しく約四億七千八百萬留の豫算に對し、十一億五千一百萬留の決算高を顯出せり、八年度の結果此徹を蹈むなくんば洵に多幸と云つべし、就中其増加中約四億四千五百萬留の如きは國庫債券の償還の爲め要せしものにして全く之を豫算に見込まず突如として決算に顯はれしは頗る世人の耳目を驚かせり。

九 近來の増税

是等の費用を償はんが爲め露國政府は煙草税を増加して千四百萬留、瓦斯及電燈税にて二百萬乃至三百萬留、蠟燭及紙税にて七百萬乃至八百萬留を得んとす、是れ所謂擲頭主義にして遂にウキッテすらも忌避せし所の方法なり、而して西曆千九百四年度の収入決算は二十億千八百萬留、内租税収入は六億五千七百萬留にして總収入と經常費を比較すれば約一億二千五百萬留は収入超過を示し一見甚だ好

良なるが如しと雖も、戰爭前の國債は既に約六十六億留にして國債費は約三億千二百萬留の巨額に達し、内約三十二億留は二萬四千三百十一哩の鐵道購入の爲に用ひられ、其他建設改良等の費用は五億留の巨額に達し、其他露國に特別なる國民の負擔は農奴解放の辨償金にして總額二十億留、中辨償額は三億五千萬留にして十六億五千萬留は尙ほ未來に於ける農民の負擔なり、斯の如く露國の財政は國は巨額の公債費を負擔し、鐵道は收支相償はず、民は多大の國費を負擔するに據て、加へて尙ほ巨額の解放辨償金を支拂はざるを得ず、他國に比して一種異様の關係あるものと云はざるを得ず、然るに西曆千九百七年度の豫算に於ては酒類專賣收入を増すこと約一億留、關稅、鐵道、砂糖、石油、營業稅等皆增收を見込めり、露國方今の國情果して其増加を見るを得る哉、頗る世人の注意を惹く所なり、然るに支出の方に於ては國債利子約四千六百萬留、鐵道事業費約三千萬留、軍隊給養費千二百萬留を増加し、其他臨時費に於て飢饉地方經濟費約六千萬留、短期公債償還の爲め五千三百萬留を要す、收入の増加は確實ならざるに支出は即ち確定し、而して其經常費に屬する者の如きは永久に涉り、寧ろ増加するも減少の望み甚だ少きものに屬す、進

最近財政上の状況

んで西暦千九百八年七月上旬露國國會は歳入不足の調査を執行し歳出約二十七億七千萬留に對し歳入は約二十六億留に止まり一億七千萬留の不足あるを發見せり此不足は内債を以て補填すべしと定めたり然るに其原因は主として海陸軍軍用鐵道教育費等の増加にありて單に本年度のみに止まらず陸軍は五ヶ年間年々二億五千萬留の増加を請求し海軍は殆ど算なく鐵道には三億留を要すべく教育諸般の設備には十億留を要するの見込なり是れ一見信じ難しと雖も従前設備の不完全なる國土の廣濶なる夫れ或は此巨額を要するの事實ならん乎。果然過般決議せられたる西暦千九百九年度の露國豫算に計上せられたる經常費は二十四億七千二百萬留にして前年度に比して増加すること約一億六千萬留なり此増加を來せしは主として陸軍省の四千二百二十萬留、逓信省の二千九百三十萬留、内務省の千二百十萬留、司法省の七百三十萬留、大藏省の二千三百八十萬留、文部省の千百萬留、農務省の千二百九十萬留なりとす。今一步を進め豫算總額に就て之を見るに露國に於て最も巨額を要する者は逓信省にして國柄に由る經常費五億七千萬留、臨時費六千萬留合計六億三千萬留を計上し實に總支出額の約四分の一を占む露

國に於ては郵便事業は常に收支相償はず次は言ふまでもなく陸軍省にて是れ又國柄に由る經常費四億七千六百萬留、臨時費八千八百四十萬留合計五億六千四百四十萬留なりとす。其他大藏省は經常四億五千六百萬留、臨時四百五十萬留合計四億六千五百萬留、海軍省八千八百萬留、司法省七千二百萬留、農務省七千百萬留、文部省六千四百萬留、商工務省四千二百萬留、教務省三千六百六十萬留、宮内省千六百三十萬留、會計検査院一千萬留、外務省六百萬留、中央各官衙八百五十萬留、牧馬本部二百萬留、豫算外に臨時支出一千萬留を計上せらる。而して國債費は三億九千六百七十萬留を要し經常歳出總額の約一割六分を占む

右の如く本年度歳出の増加は約一億六千萬留なるに歳入の増加は豫算通りの實收ある者とするも九千萬留に過ぎずして遙かに歳出の増加に及ばず今試みに西暦千九百三年(戦争の前年)以來の歳入歳出増減の實況を掲れば左の如し

經常歳入(百萬留)

西暦一九〇三年に比し増減

西暦一九〇三年

二、〇三二・八

同 一九〇四年

二、〇一八・三

減

一三・五

〇・七

同 一九〇五年	二、〇二四・五	減	七・三	〇・四
同 一九〇六年	二、二七一・七	増	二三九・九	一一・八
同 一九〇七年	二、三四二・五	増	三二〇・七	一五・三
同 一九〇八年	二、三八六・〇	増	三五五・二	一七・五
同 一九〇九年	二、四七七・〇	増	四四五・二	二一・九
經常歳出(百萬圓)				
西曆一九〇三年	一、八八三・〇			
同 一九〇四年	一、九〇六・〇	増	二三・八	一・二
同 一九〇五年	一、九二五・二	増	四二・二	二・三
同 一九〇六年	二、〇七五・〇	増	一九二・八	一〇・二
同 一九〇七年	二、一九六・〇	増	三三三・〇	一六・六
同 一九〇八年	二、三二二・〇	増	四二九・〇	二二・八
同 一九〇九年	二、四七二・二	増	五八九・二	三一・三

即ち歳出の増加額は毎年平均約百分の五、二にして歳入の平均増額は約百分の三、

六の割合なり其間甚き差違あるものと云はざるを得ず故に近時露國に於ても所得税、不動産税、煙草輸入税、紙巻煙草等の新設又は増加の經畫あり而して國債の増加は免れ難きの勢なり

十 近年の貿易の實況

抑々財政は經濟の反響にして歳出の増進國債の増加生産的有効のものをして一般國運の發達に伴ふものたらしめば即ち可なりと雖も此間露國經濟の發達を見るに或は爲に寒心せざるを得ざるものなしとせず今外國貿易の成績に就き之を見るに西曆千八百八十三年には輸出十億三千七百二十三萬圓輸入九億一千八十萬圓同千九百二年には輸出八億九千三百三十萬圓輸入五億六千九百二十五萬圓にして即ち二十ヶ年間に輸出に於て年額四千五百九十三萬圓輸入に於て三億四千五百五十五萬圓を減少し西曆千九百六年に於ては出約九億九千九百萬圓にして入約六億千九百萬圓に増加せしと雖も尙ほ往日に及ばず

十一 農業の情況

又農業の情況に就て見るに西曆千八百七十年には穀物の收穫高四億、ヘクトリ

「トール」一ヘクトリ「トール」は五斗二升八合四勺強にして同千八百九十四年には五億千五百萬ヘクトリ「トール」なりとす、是れ一見満足すべき結果なるが如しと雖も、此間露國の人口は七千萬より一億六百萬に増加せしを以て一人當の收穫高は五ヘクトリ「トール」半より四ヘクトリ「トール」九に減少したる割合なり、歐洲露國、此人口の増加と前記輸出入の減少とを對照するときは露國經濟に就き轉た寒心する所のものなしとせず

又晚近露國主要農産物の産出高を見るに左の如し

第八表

冬期 黑麥	同千九百二年より 同千九百六年まで	同千九百七年	同千九百八年
同 小 麥	六四九二、六〇〇	四、八四二、〇〇〇	四四一〇、〇〇〇
夏期 黑麥	四六九八、〇〇〇	五七二、四〇〇	三七八、〇〇〇
同 小 麥	一一七三、四〇〇	一〇、四三二、〇〇〇	一一六〇七、二〇〇
獨逸 小麥	二八四、四〇〇	一、二七八、〇〇〇	一、八七二、〇〇〇

學者間の調査

大 麥	八、〇一七、二〇〇	八、四五六、四〇〇	九、〇四一、四〇〇
蕎 麥	一一三五、八〇〇	一一一九、六〇〇	一〇、九四、四〇〇
稗 麥	二、二四八、二〇〇	二、五三九、〇〇〇	二、四三三、六〇〇
玉 蜀 黍	一、二八三、四〇〇	一、四二〇、二〇〇	一、七一一、八〇〇
碗 豆	七四一、六〇〇	七三〇、〇〇〇	七二六、四〇〇
扁 豆	二〇八、八〇〇	二〇七、〇〇〇	二四一、二〇〇
菽 豆	七五、六〇〇	七七、四〇〇	七七、四〇〇
燕 麥	一四、三九八、二〇〇	一四、四七〇、三〇〇	一五、〇三三、六〇〇
馬 鈴 薯	二八、九四三、二〇〇	三二、四五八、六〇〇	三二、三三六、六〇〇

今露の農業化學の大家として知られたるメンデレエフ氏の調査に依るに露國が過去二十五年間に土地の生産力を失ひたる歩合は實に二割五分にして二十年前までに露の寶藏と稱へられたるサマラ地方に於てすら「デシヤチン」の收穫の減少左の如し

冬麥 三二、ブードより二七 春麥 三四より二五

大麥	四一より三〇	裸麥	三三より一八
燕麥	三三より二六	馬鈴薯	三〇一より二一三

又隣國なる丁抹の一經濟學者ベルク氏の調査に依るに南露地方に於ては肥料の使用極めて乏しく例せばウオルガ河畔のウタツロホル縣に於ける二百の村落中百二十八ヶ村は曾て肥料を施したることなく土地は雜草を以て覆はれ種子の選擇は行はれず小麥産地の農民にして曾て白麵麩を口に爲ることなく黒麩麩と雖も贅澤品と看做さるゝの情況にして收穫皆無の場合少からず饑饉は殆ど慢性質となり國稅の重きは論なく地主に對して農民の徭役甚しく加ふるに鐵器類に重稅を課するを以て農民之が使用に堪へず已む事を得ず木製農具を用ひ草菅穀に勝ち滿目荒廢般村の野を見るの思ひあり嗷呼夫れ誰の過ちぞや

又最近の報告に據り露國穀物の收穫の景況を見るに西曆千九百五年には總高三十七億八千四百萬ブロード一ブロードは四十萬英斤にして輸出六億九千七百萬ブロードに達し同千九百六年には收穫三十二億五千七百萬ブロードに減じ輸出亦五億九千萬ブロードに減ぜり果して然らば内國消費の爲に餘す所の者は二十二億六千七

收穫の景況

百萬ブロード乃至三十億八千七百萬ブロードに過ぎず今之を露の人口約一億四千萬に割當れば一人宛て十九ブロード零五乃至二十二ブロード餘にして平均二十ブロード五五なりとす凡我二石六斗四升其量人口を養ふに充分ならず加ふるに酒類製造の爲め多額の穀類を費やさざるを得ず而して燕麥の如きは多く馬匹の飼養に使用せざるを得ず露民の生活亦憫諒すべきものあり是に於て方今露國の死亡率は諸文明國中に於て最大多數を占め千に付き三三五の高率を示し之を其隣國なる獨逸の二二二に比すれば實に同年の論に非ず而して國民の體力健康亦大に減じ近年軍備擴張の爲め大に標準を降下せしと雖も徵兵不合者年に増加し歐洲露領五十縣の實況を見るに其平均實に左の如し

西曆千八百七十五年乃至八十三年	六分四厘
同 千八百八十四年乃至九十三年	七分五厘
同 千八百九十四年乃至同千九百一年	一割三厘

然るに今哉(四十年)戰役前に比し兵數約十四萬人を増加す是れ露國臣民の負擔に一層の重を加へたるものと云つべし

斯の如く總收穫に於ても減少を示し又一人當りを以て算するも露國收穫物は一人に付き凡そ麥類二石五斗に過ぎず然るに同國輸出物の過半は農産物にして其價格年に三億乃至四億圓を超過す此金高の大部分は外債の利子支拂に必要にして他に之を求むるの道なく穀物の輸出は外債と共に年に増加し西曆千八百七十年七十四年頃には其高三百三十三萬二千噸に止まりしも同千八百九十年九十四年頃には六百七十萬八千噸に増加せり是に於て國民漸やく菜色ありて其生産力年に減少を示し西曆千八百六十一年六十五年と同千八百九十一年九十六年とを比較すれば播種の石數に於て三割五分を減じ之を三十年以前に比し今日は土地の生産力に於て二割七分を減じ西曆千八百六十八年より同千八百九十五年まで飼養料缺乏の爲め農民が其馬匹を失ふこと四割八分の多に達し多くは妻子を驅りて馬耕に代ふるの實況たり今馬匹と農地との關係を示せば左の如し

第九表

西曆年次	無馬農地	一馬同上	二馬同上	三馬以上同上
一八八二	二六九			

一八八八乃至九〇	二七、八	二八、六	二一、九	二一、七
一八九一乃至九六	三二、二	二九、一	二一、二	一七、五

評者曰く露國の如き粗放的農業に馬匹なきは小刀にして刃なきが如しと蓋し至言と云つべし加之馬匹の外羊豕其他の小動物も著しく減少し西曆千八百七十年には農地千毎に五千四百六十九疋を有せしに同千九百年には三千四百五十九疋となり實に三六分八厘の減少を示せり同時に土地の割付反別も大に減じ賠償金増加し并に貴族地を貸付する爲めなるべし(歐洲露領五十縣の實況左の如し)

西曆千八百六十年	四、デシヤチン八
同 千八百八十年	三、デシヤチン五
同 千九百年	二、デシヤチン六

右は農夫一人に對する平均割付反別なり割付は東北に於ては概して大きく東南西南に於て小なり最少は一、デシヤチン四なり

十二 農民負擔の情況

加之農民の負擔は年に重を加へ今歳三十七年其収入の六分の一乃至三分の一

甚きに至りては二分の一以上に達し農家食料の爲め僅かに一日約六錢を餘すの極に達せり。今各方面よりの調査の結果を見るにモスコイ管轄の最好地方名を脱すの實況は一家の収入平均年四百二圓の内より直間税として七十二圓八錢(内間税は飲料税二十一圓六十四錢、茶税十圓七十錢を主要なる科目とし直税は二十三圓十六錢なりとす)を徴收し同管内のキリン地方は二百二十六圓五十八錢の收入より七十七圓十四錢を徴しサラトフ管轄のバラセフ地方に於ては百十七圓七十六錢の收入より六十二圓三十四錢即ち歳入の半額以上を徴するの割合なり、而して露領中最も富裕の名あるタウリダ(クリミヤ方面)の地方會議ゼムストウオの調査に依るに該地方各家の所有地は平均凡そ十一デシヤチンにして直税十六留三十七哥、間税六十八留七十八哥合計凡そ八十五留を負擔す、然るに收穫物の最も高價を占むるときと雖も賣却代價は七十五留に達すること難しと云ふ之を英國農民の収入が西曆第十七世紀に於て四十二磅十志に達せしに比し殆ど評言を求むるに苦しむ、怠納者の多き實に偶然に非ざるなり、又一ヶ年三百九十留二十「コベク」の歳入を有する農家が主要なる消費品の爲に使用する一年の金額と其消費品の

負擔する税金との關係を見るに左の如し

第十表

物品	價格	税金
酒類	二九一〇	二二〇〇
砂糖	二六八六	七〇〇
製茶	二二一一	一〇四〇
綿布類	一〇八九	三八
他の衣類	六四〇	未詳
石油	四五一	一五
煙草	一六八	〇三〇
燐寸	〇六五	〇三一
合計	一〇一二〇	四四二一

由是觀之是等消費品の負擔する所の租税は約四割四分にして他の費用の爲め一年僅かに百八十九留一「コベク」を殘すのみ、加之地租甚だ重く土地の生産力の四倍

六倍に及び甚しきに至りては十倍に達するものありて露農は土地を得て其貧を加ふるとは世上に喧傳せらるゝ所なり蓋し誣言に非ざるべし而して地方指揮官(ルイラル、コムマンドル)及地方裁判所及巡査は人民を鞭つの權を有し時に苛政誅求の機なしとせず教授ジェンソンの調査に據れば西曆千八百七十七年ノウゴロド州に於ける實況左の如し

- 一 従前の御料地農民の地租の負擔は其生産力の十割
- 二 従前貴族地全上 十六割一分
- 三 従前よりの個人農業者 十八割
- 四 過渡義務農 二十一割

然るに方今に於ては五十六割五分に達する者二三に止まらず抑々ノウゴロドは露國に於ては有數なる富裕なる土地なるに輒近同縣會の調査に據るに男子の三分の一女子の三分の二は純農にして他に収入を求むるを得ず其他は副業に従事し爲に得る所の一年の収入は百八十五萬五千百留に達し一見富裕なるが如しと雖も食料の不足の爲め三百萬留以上租税の爲め三百二十七萬八千百三十六留

を支拂はざるを得ず餘す所僅かに二百五十萬留のみ今之を一戸に割當れば一手僅かに十二留六五「コベクス」を殘すのみ今一步を進め露國各地の土地收入と租税及地價賠償年額とを比較すれば左の如し

第十一表

管轄地	負擔歩合
セイントピートルスボルグ	一二八〇乃至一五〇五
モスコイ	二〇五〇(平均)
トフエール	二四四〇乃至二五二〇
スモレンスク	一六六〇乃至二二〇〇
コスツロイマ	一四六〇乃至二四〇〇
ブスコフ	一三〇乃至二一三〇
ウラジミール	一六八〇乃至二七六〇
ウイアツカ	九七〇乃至二〇〇〇

實に異數と云はざるを得ず而して殆ど信ずるに苦しむ然れども是れ世に傳ふる

所輕々看過するを得ざるなり

十三 租税の忘納

斯の如くして農民の生産力年に減少し西暦千八百七十一年より以降八ヶ年間の平均國税の未納高二割二分に止まりしと雖も其より漸次増加し同千九百年には五十三割二分に増進し農民の市町村費未納高も亦大に増加し西暦千九百四年より國庫は年々二百五十七萬四千圓を支出し市町村費を補助するの已を得ざるに至れり而して此費用は露國軍令第三十八條の規定に依る所の貧窮從軍者の家族扶助に充るもの多きに居るを以て今後益々其額を増加するの傾向あり露國財政に一困難を加ふるものと云つべし

元來忘納は露國政府の痼疾なるを以て今一步を進め租税と人口との増加歩合の比例農地「デシヤチン」一町一反餘の負擔額及缺損額救助額に就て一言するは敢て無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を辯ぜん

西暦千八百八十三年乃至同九十二年間に露國人口の増加は一割六分なりしに租税は二割九分を増加し西暦千八百九十三年乃至同千九百二年の間には人口の

人口の増加と租税

増加との比較

増加一割三分に止まり(蕃殖力の減少を示す)租税は四割九分を増加せり故に忘納は西暦千八百七十一年乃至同八十年は平均「デシヤチン」に付三十八錢なりしに次の十年間の平均は四十八錢となり西暦千八百九十一年乃至同千九百年には一圓八錢に増加し強賣強徴類々として起り農民は自暴自棄の境遇に陥り納税を努めず勤儉の美風地を拂ふて去れり(ベクチャエーフと稱する老實なる地主の調査に據る)

十四 缺損及救荒費

又政府側の調査に據るに増税の結果として過去十年間中央及本部九ヶ縣より收入すべき四億五千萬留中より實收し得しは四億七百萬留に止まり四千三百萬留は全く缺損に歸し同時に政府は同地方に向て救荒補助の爲め二億三百萬留を支拂ひ純收入は法定の半額に達せざるの奇觀を呈せり收斂の弊斯の如し豈に戒めざる可んや

抑々露國は國民の最大多数を人口の約八割五分占る所の農民を基礎とする所の帝國なるを以て其本を養はずんば國勢の隆盛を望む能はざるは論を俟たず然

るに彼のウヰッテ氏は非常の熱心を以て工業政策を行ひしを以て其結果工場の繁榮は全く之を政府の注文に埃ざるを得ず政府の注文は國費の膨脹となり國費膨脹の結果は民力の乾涸となり止む事を得ず新設事業の維持を外國市場に求めんと欲し或は航海補助となり或は輸出奨励金の支給となり甚しきに至りては法律を無視し中央銀行をして此等事業に對して貸付を爲さしめ西曆千九百一一年には四千百萬留同二年には七千五百萬留を貸出し其内九百萬留は既に缺損となり其後尙ほ段々増加するの勢あり而して西曆千九百三年には貸出高一億留に上れり其本亂れて而して未治まる者あらじの例に漏れず當局非常の苦心も終に破れて水池に歸し坤第二編第四節第四目に於て記載するが如き結果を來せり經濟の事情斯の如くにして財政の擴張を試みる又難からず哉而して晩近各種の報告に就て之を見るに西曆千九百七年度の如きは經費の増加甚しく其總額の經常歳入を超過すること十億留に達し殆ど信ず可らざるの状況を呈せしに尙ほ進んでウヰッテ氏の有力なる反對あるに拘はらず八億留を投じて極東に不生産的鐵道を建設するの決議を爲し自ら巨額の公債を起さざるを得ざるの苦境に陥り保護政策は

物價の騰貴を致し一旦之が爲め市街に集まりし人民は業を失ひ急に田舎に歸り食品燃料(寒國には大關係あり)の價格大に増加し納税負擔は前記の如く無類に重く食品缺乏して政府は殆ど年々救荒の爲め巨額を支出し問題は最早其當不當論を超へ何時まで斯の如き情態を繼續し得る哉にありて存す又佛國資本家の好意も無限なりと云ふを得ず倫敦經濟雜誌の如きは今哉露國の爲めに採るべきの策は只經費節減と重き租税を減ずるにありと論斷するに至れり當らずと雖も蓋し遠からざるべし

第六目 獨逸の情況

露國財政の景況斯の如し然るに其隣國なる獨逸の財政亦靜穩と云ふを得ず西曆千八百八十八年度の帝國總歳出額は約七億四千萬馬なりしに其より十年を経過し同千八百九十八年度には既に十三億八千萬馬に増加し更に十年を経過し同千九百八年度に到りては實に約二十七億千八百萬馬と成り殆ど信ず可らざるの巨額に達せり此二十年間獨逸帝國の人口は三割を増加し能く世界最高の増加率を保つも歳出の増加は實に三十六割七分餘に達し其速かなるに驚かざるを得ず

國債の増加亦實に夥し請ふ之を左に表出せん

第十二表

500

西曆年次	債額 百萬元	一人當り
一八七七 ^{三月三十一日}	七二、二	一、六六
一八八一 ^全	二六七、八	五、九〇
一八八六 ^全	四四〇、〇	九、三六
一八九一 ^全	一、三一七、八	二六、五六
一八九六 ^全	二、一二五、三	四〇、四六
一九〇一 ^全	二、三九五、七	四二、二九
一九〇六 ^全	三、五四三、五	五八、一四
一九〇七 ^全	三、八〇三、五	六一、四八
一九〇八 ^全	四、〇〇三、五	六三、七八
一九〇八 ^{十月}	四、二五三、五	六七、三四

帝國公債の増加斯の如くなるに短期の大藏省證券發行高も亦大に増加し西曆千八百八十一年度までは約四千萬馬を以て十分なりしに漸次に増加し同千九百八年度の發行見込額は四億七千五百萬馬の巨額に上り従て國債利子及管理費も大に増加し西曆千八百八十年度には六百二十萬馬に止まりしに同千九百八年度には一億五千五百五十萬馬に増加し九年度豫算に於ては更に増加し一億七千四百十八萬七千馬を計上せり而して國債尙ほ漸次増加せざるを得ざるの勢ありて本年四十二年五月更に三億二千萬馬を發行せり獨逸帝國財政改革の急務たる論を俟たず今日同國の上下之が爲に腐心する實に故ありと云はざるを得ず而して帝國の國債が斯の如き急劇なる増加を爲すと同時に列邦國債も頻りに増加し今帝國公債に其額を加ふるときは都合約百八十八億馬と成り英國の國債に超過し佛國の次位にあり今三國負債増加の程度を示せば左の如し(單位十億馬)

西曆年次	獨(列邦債共)	英	佛
一八八〇	四、三	一五、五	一九、二

第一章 豫算の編製及執行 第八節 臨時收入と經常費との關係 第六目 獨逸の情況

一八九〇	九、八	一三、八	一五、三
一八九五	一二、三	一三、二	二四、七
一九〇〇	一三、〇	一二、八	二四、四
一九〇五	一五、六	一五、九	二四、八
一九〇七	一七、〇	一五、七	二四、五
一九〇八	一八、八		

由是觀之英佛の如きは額頗る多きも寧ろ減少の傾向あり然るに獨の増加は奔流の如く矢既に弦を離れて挽回の力なきの勢あり若し夫れ國債のみを以て之を論せば更に驚くべきものあり。

是等の増加を來せし所以のものは開明世界一般の趨勢に依るものなきに非ずと雖も主として獨逸の國情殖民地開發の必要ありて之に要する直接の費用は勿論伴ふ所の軍備殊に海軍擴張事乃新設の爲め巨額の出費を要するに依らずんばある可らず抑々獨逸殖民政略は其國土人口の關係上一國の生命にして西曆千八

百八十年之が經畫を定め費用を惜まざ爾來孜々として其經營を怠らず經畫以前は陸海軍を合せて軍事費は四億六千萬馬に止まりしに其より十年を經過し同千八百九十年度には七億馬となり同千九百八年度には十億二千萬馬となり海軍最も増加し西曆千八百八十八年度の五千萬馬より漸次増加し同千八百九十八年度に於ては既に一億三千万馬となり爾後經畫を改め更に増加して同千九百六年度には二億四千万馬同千九百七年度には二億七千万馬同千九百八年度には三億三千万馬となり尙ほ同千九百十七年度までの繼續費として毎年平均少くとも四億馬を要する經畫後に詳説すべしにして内七千万馬に毎年公債支辨と爲すの見込なり殖民事業直接の費用も輒近著しく増加し二十六年前(西曆千九百九年)より以前までは殖民費なる科目は帝國豫算に顯はれず西曆千八百九十八年度に至り僅に千二百万馬を要せしに最近五ヶ年度に於ては平均五千万馬を要し西曆千九百八年度の豫算には七千五百万馬を計上す是れ行政補給平時軍事の費用なり而して帝國政府が當初より西曆千九百六年末まで殖民事業に使用せし費額は主として東阿の爲め九千万馬、キヤメルソンの爲め二千五百五十萬馬、トイゴアの爲め

四百萬馬、南海群島の爲め二百五十萬馬、サモアの爲め百四十萬馬、西南阿の爲め九千四百萬馬、新ギニヤの爲め七百五十萬馬、膠州灣の爲め一億馬にして都合約六億四千萬馬の巨額に達し、其他キャロリン、マリアン及ペレウ島購買の爲め西班牙に支拂ひたる金額二千萬馬、東阿征伐の爲め三百五十萬馬、西南阿征討の爲め六億四千萬馬、都合約十二億八千三百五十萬馬の巨額を要せり、議會の特別委員の請求に依り政府の提出したる調書に據る、其他郵便船の補給、電信鐵道の費用、海軍費の増加等總て殖民地の爲め要する費用少なからず、殖民局本部の費用は別なり、是等を合するときは過去二十二年間、西曆千九百八年以前なりに、費やせし金高更に増加して約十七億六千萬馬に達するの計算なり、獨逸政府が殖民の爲に力を盡す文大なりと云つべし、然るに白人の移住する者は西曆千九百六年には總計一萬二千三十六人、東南阿の六千三百七十二人を最多とし、マリアン島の二十三人を最少とす、而かも白人は獨逸のみに非ず、獨人は無論過半数なりと雖も、官吏、宣教師等を除けば、凡そ半数なり而して財政上の獨立は獨りトローゴがあるのみ、收入は主として輸入税にて殖民地にて徴收したる税金は、西曆千九百六年には僅に總額千九百二十

七萬馬に止まれり、因に記す獨逸政府北清事件の爲め費やせし費額は四億六千六百萬馬なり、我は僅かに約二千五百萬圓即ち五千萬馬に止まる、彼我情態を異にする斯の如し、

獨逸帝國歳出の増加の概況斯の如し、今一步を進めて最近五ヶ年度の増加を見るに、勢ひ奔馬の如く、驟然逸走して殆ど止まる所なきに似たり、請ふ之を左に表出せん

第十三表 (四拾五入百萬馬止め而して七年度以下は豫算なり)

西曆年次	經常	臨時	合計
一九〇五	一、九八四	二六四	二、二四八
一九〇六	二、一四三	二四四	二、三八七
一九〇七	二、二九六	二六九	二、五六五
一九〇八	二、四三二	三三六	二、七五八
一九〇九	二、六三〇	二三六	二、八六六

近年の増加斯の如く、然り而して西曆千九百八年度の豫算に於ては八千萬馬缺

欠ありて次の五ヶ年間に八億四千萬馬の不足を生ずるの見込なり何となれば同時間に海軍に四億七千馬陸軍に一億二千五百萬馬、ポルチック運河擴張の爲め一億五千七百萬馬、帝國鐵道の爲め五千六百萬馬、文官々舎建築の爲め二千二百萬馬の臨時費を要し其他帝國政府は殖民地鐵道の爲め一億五千五百萬馬の保證を引受けたればなり此金高は全額を要するの見込是れ戰爭饑饉等の如き事變なく太平に居ての増加なり右の外は各列邦の費用亦少なからず、獨逸國民の負擔亦輕きに非ざるなり(八年度豫算十三億七千五百餘萬圓)

西曆千九百八年度に於ける獨逸帝國の豫算は之を昨年度に比し約一億五千三百萬馬を増加し内三千七百五十萬馬は陸軍、六千萬馬は海軍の爲に要し其他は主として役員の給料増加の爲に要するものあり而して陸軍増加の主要なる者は野戰砲隊の爲に要する千三百萬馬糧食費の爲に要する千百萬馬なりとす是等の増加は全體の擴張整頓に依る者なるべしと雖も抑々亦保護の結果原料及食料品の騰貴に由るもの少しとせず而して歳入不足は二億六千五十萬餘馬にして之が補填は公債に依るの計畫なり加之本年度に於ては南西亞弗利加秩序回復の爲め特に

西曆千九百八年度の豫算

三千五百萬馬を要するの勢なり抑々獨逸帝國は近年國勢大に張り費用從て増加し曩に西曆千九百六年増税を推行し一億八千萬馬を得るの豫定なりしに實收は一億三千萬馬に止まり殆ど租税の最大點を超過せしの状態を呈し西曆千九百八年度の豫算に於ては新税の收入は一億三百萬馬以上を見積る能はざるの勢に迫れり實に新税(西曆千九百六年の創始中鐵道切手税の如きは五千三百萬馬を得るの豫期なりしに實收は二千三百五十萬馬に止まり因に郵便收入も二千萬馬の減少を示せり)支系遺產税の豫期高は四千八百萬馬なりしに實收は四千二百萬馬に止まり賞與金(ボーナス)税は一千万馬を豫期せしに實際は六百萬馬に止まり以て國費の増加を支ふるに足らず本年度に於ては公債償還の如きは固より之を停止せざるを得ざるの勢なり是に於てや新たに酒精及ブランデー酒の專賣を試んとするの説當局に起れり然れども其收入見込額は五千萬馬乃至六千萬馬に止まり一專賣事業と爲し之を國家に收め其自營に歸せしむるの價値ある否や頗る疑なき能はず又煙草税増加も一部局に唱へらる而して普魯西の豫算も連年不足を告げ本年も五千萬馬乃至五千五百萬馬の不足を告げ列邦分擔高も西曆千九百七年に

は一億九百萬馬なりしに本年は二億馬に達するの見込なり、今哉獨逸は千峯の勢既に岳邊に到るの觀なきを得ず、頗る識者の注意を促すものあり。

最近獨逸帝國の財政斯の如き悲況を呈するのみならず議會及各列邦及帝國間の關係頗る複雑し前大藏大臣テスングル男爵も殆ど之に處するの術に困ふし終に冠を掛て去り普國出身たるジドウ氏入て氏に次げり抑々氏はバイエルン國出身の人にして同國に於て理財上の令名夙に高く曩に西曆千九百三年帝國財政の漸やく困難の域に陥らんとするの兆あるに際し擢てられて帝國藏相の位に昇り爾來能く其任を盡せり然るに事茲に至る曩に帝國銀行總裁コツホ氏の辭職あり今又此良相を失ふ幸にして好後嗣を得るも友邦の爲め愛惜の情なきを得ざるなり、這般本年二月初旬ザキソン王國大藏大臣は帝國財政の實況を明言して曰く「最近帝國財政は滿性的缺乏の状態に陥り毎年不足額約二億二千五百萬馬に達す然るに西曆千九百八年度に於て新財源よりの收入豫期の額に達せざるを以て更に一億三千萬馬の不足を加ふべし、故に國債償還の如きは全然望み能はざるの實況たり」

と是れ蓋し其真相を得たるものにして獨逸帝國財政の根本的改正を要するや疑を容れず、是に於て輿論亦之を促がしフランクフォルトツアイユング新聞等主として之を論ず、實に至當の事と云つべし、然るに之が實施は容易の業に非ず、國債は漸次に増加して今哉四十億馬に達せり、而して建國當時には關稅及内地間稅は之を帝國に收め直稅は之を列邦に委し、帝國歲入の不足にして國債を以て償ひ能はざる者は人口割に基き列邦之を分擔し、列邦は關稅及内地間稅收入若干額を超過するときは其割前を受くるの規約なりし、然るに是等歲入の分類及歲出の分擔は當初より圓滿の結果を見ず、期年ならずして困難の狀を呈せしを以てビスマルクは保護製造事業に間稅を課し、纔かに國用を充し西曆千八百七十九年乃至九十七年までは相應の收入を得、列邦の分擔額を減じ却つて剩餘金の割戻を爲すに至り圓滿の結果を見るを得たり、然るに關稅の收入は保護政策の爲め豫期の如くなる能はず、國運の進歩と人口の増加とは獨逸をして永く中歐陸國の狀態を保つ能はしめず、海外殖民事業は其死活問題となり大に海軍擴張の必要を生じ、爲に巨大の費用を要し、經濟財政の基礎茲に一大變動を生じ、一大新紀元を畫し、以て新財源の

必要を生ぜり實に獨逸帝國は面積二十萬八千七百八十萬方哩を掩有し國土小なるに非と雖も人口既に六千萬を超過す而して其人口増加率は方今約百分の二半なるを以て佛の大家ポリュエー氏獨の大家シユモーラ氏等の説に據れば百年の後には二億に達すべく獨逸の海外殖民地を求むるに孜孜汲々たる故なきに非ざるなり果して然らば舉國力を海軍の擴張に傾く是れ當然の結果のみ何を乎怪まん然るに其費用を要すること亦莫大なるは論を俟たず獨逸財政の運命實に容易に非ず四海の市場に於て今日獨逸の信用伊太利の下位に在るは又是れ已を得ざるの數なりとす

然るに獨逸國の地位たる陸軍も亦之を減ずる能はず今最近軍事費の増加を見るに左の如く一步を進めて英國と比較するに更に一驚を添ゆるものあり

年	陸軍費	海軍費	合計
西曆 一九〇一	六四四、七	一四五、四	七九〇、一
全	六七七、九	一九四、九	八七二、八

全	一九〇三	六五九、九	一一二、六	八七二、六
全	一九〇五	六九七、一	二三一、五	九二八、六
全	一九〇七	七八七、九	二七七、九	一、〇六五、八
全	一九〇八	八五三、七	三三九、二	一、一九二、九

同時間英國の陸軍費は四一三、〇〇〇、〇〇〇馬より五六〇、〇〇〇、〇〇〇馬に海軍費は五二四、〇〇〇、〇〇〇馬より六五九、〇〇〇、〇〇〇馬に増加せり

西曆千九百三年スタンゲル氏就職の當初に於て遭遇せる困難は關稅及内地間稅は之を帝國に保有せしと雖も其高若干以上に達するときは其超過額は之を列邦に分配すべきもの(フランケンスタイン規約に基く)なりしを以て是等財源の増加は帝國の收入増加と成らず頗る困難を感じ規約を變じて帝國は關稅及煙草稅の全額を保有し列邦へ分配すべきは印紙稅及火酒稅の剩餘のみに止むる事に改定せり然れども斯の如き姑息の變更は以て大勢に應ずるを得ず關稅收入は保護の爲め増加を妨げられ列邦は極力分擔額を増加するを拒み固く直稅獨占主義を

探て動かず、進て間税の増加を決定せんと欲すれば急進黨(ラヂカル)の反對する所と爲り政府黨(ブロック)亦四分五裂するの情況を示し殆ど術の施すべきものなきの窮狀を呈し、十分の經畫を爲すを得ず已むことを得ずして西曆千九百六年姑息なる折衷案を成立せしめ増加を直間兩税に採り遺産税直系相續は免除を設け間税には運輸通交税を設け自轉車税を加へ、麥酒及紙卷煙草税を増加せり、急進黨及社會黨は素より之に反對せり、是等新財源の收入は一億七千二百萬馬の豫期なりしに實收は一億千八十八萬馬に止まり、通交税の如きは四千二百萬馬の豫期なりしに其徵收に向上率を用ひしに由り上級旅客大に減じ人民旅行を見合はするの勢を生じ實收は千九百二十萬馬に止り、遺産税は四千八百萬馬の見込なりしに實收は二千六百三十萬馬に止り、其他舊税に於て收入減五千萬馬に達し其他の減少を合し總計一億三千萬馬を減少し新經畫に係る實收概ね減少を示し、其他尙ほ二億二千萬馬の起債を見るに至れり、然るに前記の如く來年度には尙ほ多くの不足を生ずるの見込なるを以て火酒の卸專賣及葉卷煙草税の増加を經畫すると雖も尙ほ圓熟の機に至らず、直税の大部分は依然列邦の獨占到に任ず

のドワード
氏の財政
及帝國の
改革の
前兆

ステンゲル氏既に其職を辭し二月下旬遞信省次官ジードウ氏擧げられて以て藏相の任に就けり、抑々氏は西曆千八百八十三年甫めて遞信省に入り累進して同千九百一年次官の位に昇り帝國立法事項に通曉し曾て萬國無線電信協會に獨逸代表者として出席し夙に能吏の聞へあり、今回の拔擢亦故なきに非ざるなり、而して氏が帝國大藏大臣たると同時に普漏西内閣に列せしは無門大臣として帝國と列邦との系統を一層深密ならしめ統一の域に一步を進むるものと云ふを得べし、元來方今獨逸財源困難の最大原因は海軍擴張に在るは勿論なりと雖も、帝國と列邦との間に成立する收入の分割法亦之が一大原因たらざるを得ず、加之立法行政の重複機關は徒らに費用を尨大ならしめ、バイエルン統計局長官教授ツアニン氏の調査に據るに獨逸國の歳入は帝國及各列邦を合して約七十一億馬の巨額に達し之を露國の五十五億馬、英の四十億馬、佛の三十億馬に比するに頗る過大なりと云ふを得べし、勿論獨逸は鐵道及山林等政府事業の收入頗る多く之を西曆千九百六年の實況に徴するに南獨逸のみにして三十八億馬に達し、埃、伊、佛、露、英の五大國の同種の收入の合計に四億馬を超過すと雖も、獨逸の負擔亦輕きに非ず、況や是等

政事業は之を民間に委するときは國民の收入と成り其納税力を増加すべきものなるに於てをや、獨逸國經濟財政亦易々坦々と云ふを得ざるものあり、又前記ツァーソン氏の調査に據るに方今西曆千九百六年(英佛獨三ヶ國の直間及關稅收入の一人當は

第十四表

獨逸	直稅	國稅及間稅
英(アングロ)	八、一八	二六、五二
佛	一、八、四二	四八、六六
	一、二、三八	五〇、八二

にして表面獨に輕きが如しと雖も租稅負擔の計數上の輕重は直ちに探て以て其國財政難易の唯一の標準と爲すに足らず賦課徵收の情況課稅物件の種類亦大に調査を要すべきものあり、獨の食品稅及原料稅の如きは大に國民殊に細民の納稅力を減ずるの結果なしと云ふを得ず、況哉又前陳の如く官業盛大にして民業の立脚地を狹窄するの實あるに於てや、新藏相の苦心亦鮮少に非ざるべし

獨逸財政の過去及未來

晩近獨逸財政の困難なる事既説の如く夫れ甚しく大に四海の耳目を惹き其の専門と普通たるを問はず新聞雜誌等毎號之を論ぜざるもの殆ど稀なり、今各方面の調査成績に就て之を見るに其原因は軍備擴張にありて主として海軍費の増加にある哉疑を容れず、其概況を述べれば左の如し(年度は四月一日に始まる)

第十五表

西曆年次	支出總額	海軍	陸軍	海陸合計
一九〇三	二、三五九、三〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇、〇〇〇	八八六、〇〇〇、〇〇〇
一九〇四	二、〇六八、〇〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	六四六、〇〇〇、〇〇〇	八六四、〇〇〇、〇〇〇
一九〇五	二、一九四、三〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	六九六、〇〇〇、〇〇〇	九三二、〇〇〇、〇〇〇
一九〇六	二、四三五、四〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	七二二、〇〇〇、〇〇〇	九四八、〇〇〇、〇〇〇
一九〇七	二、五九六、四〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七七八、〇〇〇、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇、〇〇〇
一九〇八	二、七五〇、〇〇〇、〇〇〇	三六、二〇〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、二八六、二〇〇、〇〇〇
一九〇九	二、八六六、四〇九、〇〇〇	三〇、一四八、〇〇〇	七七六、三三一、〇〇〇	一、〇七六、四八〇、〇〇〇

由是觀之海軍費の増加と共に陸軍の費用も亦増加せり、是れ中歐に國を建る獨逸

の決して免れ能はざる所の運命なり、而して是等の金高には費用多き軍事的殖民地費用及膠洲灣設備諸費、西南阿弗利加及北清事件の費用を包含せず、而して海軍繼續費も亦頗る巨額を要す、請ふ之を左に掲載せん

第十六表

西曆年次	經常費	臨時費(國債支辨)	合計
一九〇八	二四九、一〇〇、〇〇〇	九〇、一〇〇、〇〇〇	三三九、二〇〇、〇〇〇
一九〇九	二八七、七〇〇、〇〇〇	一一七、八〇〇、〇〇〇	四〇五、五〇〇、〇〇〇
一九一〇	三三三、八〇〇、〇〇〇	一二七、〇〇〇、〇〇〇	四四〇、八〇〇、〇〇〇
一九一一	三三七、二〇〇、〇〇〇	一二四、五〇〇、〇〇〇	四五七、二〇〇、〇〇〇
一九一二	三四九、七〇〇、〇〇〇	九九、四〇〇、〇〇〇	四四九、一〇〇、〇〇〇
一九一三	三五八、七二〇、〇〇〇	六一、六〇〇、〇〇〇	四三〇、三二〇、〇〇〇
一九一四	三六八、四〇〇、〇〇〇	四八、三〇〇、〇〇〇	四一六、七〇〇、〇〇〇
一九一五	三七四、四〇〇、〇〇〇	二七、三〇〇、〇〇〇	四〇一、七〇〇、〇〇〇
一九一六	三八七、四〇〇、〇〇〇	二二、三〇〇、〇〇〇	四〇九、七〇〇、〇〇〇
一九一七	三九九、四〇〇、〇〇〇	一八、三〇〇、〇〇〇	四一七、七〇〇、〇〇〇

獨逸帝國海軍の爲に要する繼續費斯の如く夫れ巨大なり、然るに實際は尙ほ之より以上の費用を要することあるを期せざる可らず、抑々繼續費なる者は現在を以て未來を推す者なるを以て時勢の進歩不時の出來事等の爲め之が増加及組替を要するは之を過去の經歷に徴して殆ど疑を容れず、我國に於て屢々之を経験し又獨逸に於ける西曆千九百六年の海軍繼續費と今回の經常豫定額組替高とを比較するに思半を過るものあり、請ふ其差違を左に表出せん、總高の差違は更に大なるべしと雖も經常費のみを以て比較する方國民負擔の真相を見るに便なるを以て經常費組替を以て比較す

第十七表

西曆年次	西一九〇六年の豫定高	今回の増加額
一九〇八	二三五、八〇〇、〇〇〇	一一三、三〇〇、〇〇〇
一九〇九	二五〇、八〇〇、〇〇〇	三六、九〇〇、〇〇〇
一九一〇	二六二、七〇〇、〇〇〇	五一、一〇〇、〇〇〇

第一章 豫算の編製及執行 第八節 臨時收入と經常費との關係 第六目 獨逸の情況

一九二一	二七四、八〇〇、〇〇〇	六二、四〇〇、〇〇〇
一九二二	二八六、一〇〇、〇〇〇	六三、六〇〇、〇〇〇
一九二三	二九六、七〇〇、〇〇〇	六二、〇二〇、〇〇〇
一九二四	三〇五、一〇〇、〇〇〇	六三、三〇〇、〇〇〇
一九二五	三二三、七〇〇、〇〇〇	六〇、七〇〇、〇〇〇
一九二六	三二四、一〇〇、〇〇〇	七三、三〇〇、〇〇〇
一九二七	三三一、一〇〇、〇〇〇	七八、三〇〇、〇〇〇

由是觀之將來に於て復た増加的組替を必要とするなきを保せず況や獨逸は保
 護政策を以て國是と爲すに於てをや其大體の得失は此所に論ずべきに非ずと雖
 も之が爲め材料物資を高價ならしむるは論なき所にして隨て經費を増加するは
 疑を容るゝの餘地なし果して然らば他日復た一層の困難を添ゆるの憂なしとせ
 ず將來を樂觀する尙ほ早きに屬するものと云ふと雖も敢て誣言に非ざるべし獨
 逸財政の概況斯の如く而して臨時費の増加尙ほ止まず試に西曆千九百七八兩年
 度の内譯を見るに左の如し

臨時費の増加

第十八表 金高百萬馬止

西曆千九百七年度

同千九百八年度

内國政務費	一九	二四
陸軍	五二	五六
海軍	五七	九〇
殖民局		八
郵便電信	四五	六〇
帝國鐵道	三八	二〇
東亞領地 <small>(在留國人六七五名)</small>	七	七
南東阿同上 <small>(全上五、二七六名)</small>	四〇	七
合計	二五八	二八五

抑々臨時の増加は經常増加の因を爲すは財政の通患にして深く注意を要する
 は論を俟たず而して本年度に於て東南阿洲領地の爲に臨時費を見積らず是れ豫
 算に於ては已を得ざる事に屬すべきも一週年を通じて無事なるを得るは蓋し望

外の仕合なるべし然るに増税は最早國民の堪ゆる所に非ず曾て西曆千九百六年或新聞の調査せし所に據れだ伯林に居住する一年千九百四十馬四十八片の收入を有する一印刷職の負擔する直間税總額は市税を除き百三十五馬に達し英國に於ける同情態にある者の約四倍英ては三十一馬なるの事實を示せり

獨逸帝國財政の情況凡そ斯の如く殊に西曆千九百七年度に於ては各列邦の分擔高も約三億二千萬馬に達し定規の數に超過すること約一億二千四百萬馬に達し列邦の財政亦裕かなるを得ず就中普漏西の如きは歲出年に増加し本年度の如きは其高約三十三億六千二百萬馬に達し鐵道改良の爲め二億四千二百萬馬の借入を要し其他ポロランドの土地強買役員の俸給増加等の爲め尙ほ五千八百萬馬の増加を要するの勢なり而して輓近發表せられたる西曆千九百七年度同八年三月に終るの收入精算を見る大體豫算に對し三百五十萬馬の超過ありと雖も豫算各目に對し増減頻繁殆ど百折の黄河を航するの思あり則ち關稅收入は實收豫算(豫算は六億百萬馬)に超過すること四千二百萬馬内地消費税中火酒税は實收約一億千三百萬馬にして豫算に超過すること約千萬馬にして前年度實收に比し約七

百八十萬馬の超過を見るの好況を呈し之に反し釀造所税は約三千百二十一萬馬にして豫期に對し六十萬馬の差減を示し紙巻煙草税は約千二百六十七萬馬の實收を得豫算に對し百二十萬馬創始年度に對し約六百萬馬の増收を得砂糖税は實收約一億二千八百萬馬にして豫期に達せず鹽税は豫期豫算は約五千八百萬馬に對し二百四十四萬馬の増收を得鐵道收入(エルザス、ロートリンゲン線)は豫算約一億千八百萬馬に對し實收三百三十萬馬の増加を示し郵便及電信收入は實收五億九千七百八萬馬に止り豫算に對し千三百萬馬の差減を生じ新發行證券登錄税は二千百三十萬馬の豫算に對し實收千三百九十四萬馬に止まり株式及債券の讓渡税は千九百六十萬馬を得るの豫期なりしに實收は僅かに九百四萬馬にして半額に達せず交通税(鐵道切符に賦課するものは三千萬馬の豫算なりしに實收は千八百六十萬馬に止まり同稅設立當時(西曆千九百六年)の豫期四千五百萬馬に對し莫大の減小を示せり而して新設の自動車税及會社支配人賞與金税は豫期の半額に達せり然るに船荷證書税の如きは豫算額千三百七十二萬馬に對し千五百四十六萬馬の實收を得又前年度の實收千百二十萬馬に比して著しき好況を呈し家系遺

産税は三千六百萬馬の豫算に對し實收は二千五百六十五萬九千五百萬馬に止ま
れり其他花箋税の如きは頗る奇態の狀況を呈し州立に於ては豫算に及ばず私設
は却て豫算に對し千萬馬の増加を示せり是れ或は弊習の社會下層に充盈するの
表示にあらざらんか頗る注意すべきの現象なり

收入の實況斯の如く所謂擲頭流の弊に陥り一大改革を要する哉論を俟たず進
んで所得税を増さん乎列邦多くは之を所持し帝國の干渉を欲せず彼等自己の財
政亦大に帝國の爲め費用を分擔するの餘地なく南北又水陸の利害を一にせず帝
國は軍備及郵政改良等増費を要するもの一にして足らず事態斯の如く今日の問
題は管に財政に止まるに非ずして帝國の基礎に關し頗る重且つ大なりと云つべ
し是に於て帝國大藏省と列邦大藏省との間に協議を重ね西曆千九百八年七月中
旬伯林に於て帝國大藏大臣之が會長となりて列邦大藏大臣の協議會を開き大に
商量する所ありしに似たり會合は僅かに數時間を過ぎず其内容は固より秘密に
して門外漢の知り得べき所に非すと雖も世評は専ら「ブランド」麥酒煙草税の増
加及直系遺産税の賦課に關するものとし頗る世人の注意を惹く所と爲れり而し

てジードウ氏は電氣税を主張するも反對多く殊に南獨は大に之に反對し其他兵
役免除税新聞紙税等の説あれども勢力旺盛ならず

事態斯の如く帝國政府も今は已を得ず年々四億馬の不足を生ずべきを公認し
其他列邦分擔の額を正當額に引直すには更に二千五百萬馬を要するの事實は最
早蔽ふ可らざるに至れり而して役員の増俸獨の下級官吏は甚だ薄給なり國債償
還及砂糖税廢止の補填の爲めに少なからざる金高を要し癩病文武官及孤兒寡婦
給養基金の是まで他に流用されし者少からず是等も夫々補填を要し新財源を要
すること實に燒眉の急となれり然るに守舊黨は増税は之を間税に止むべしと主
張し自由黨は之を直税にも及ぼすべしと爲し獨り社會黨は増税を賛し諸説紛々
亂れて麻の如く今哉守舊黨と自由黨とは或事情の爲め合して政府黨を爲すと雖
も増税問題に於て既に分裂の兆を呈す而して政府は遺産税は間税なりとの説を
主張し守舊黨の歎心を得んことを力むと雖も農業黨は絶對に幼者に遺産税を課
するに反對す

抑々獨逸農業黨は帝室黨の中堅なるに今此反對あり豈に寒心の至りならず哉

而して急進黨ラツカルは總て酒類煙草の如き消費品の税に反對し、自由黨は帝國所得税及一般財産税を主張すと雖も守舊黨は絶對に之に反對し四分五裂國論孰れに歸する哉豫め知るを得ず、又彼の免役税の如き奧國及スウイッランドに其例あり其理由とする所は例へば方今獨逸に於て年々新に募集するを要する壯丁は約二十二萬人にして國中壯丁の約半數を占む故に壯丁の過半は機かの體格の不備又は全く必要なきが爲め兵役を免る故に之を免れたる者は他に盡す所ありて國家に報ゆるは相當なりと云ふにありて固より一應の理なきに非ずと雖も、之が爲め兵役は名譽に非ずして金錢を以て之に代ゆるを得べきものなりとの觀念を惹起すときは大體に於て大に不利なる結果を生ずべきに依り獨逸に於ても反對甚だ多し是れ吾人の心を得たる者なり、免れたる壯丁は服役者の家族を助けて彼等をして内顧の憂なからしめ又國民が兵役を苦と爲さざる様に力むるは甚だ肝要なり斯の如くして服役者と免役者と分業し以て國を守るは至善の事と云はざるを得ず、此道あるに免役税を課するは策の得たる者と云を得ず、事斯の如く紛糾を重ねつゝあるに實地の事情は大に費用の増加を要し陸軍に於て千十八萬馬海

軍に於て四百九十六萬馬、國債費に於て千七十一萬一千馬、外務省に於て百十九萬五千馬、内務省に於て九十一萬四千馬合計二千七百九十六萬馬の不足を生じ多大の差違を生ぜり

西曆千九百七年度の結果既述の如くなるに八年度亦其後を受けて頗る振はず、四五六三ヶ月間の實況既に豫算に對し歳入實收五千六百萬馬の減少を示し、取引所税に於て最も甚しく年度初の三ヶ月の結果より之を推すときは豫算は年額四千四十萬馬なるも實收は三千四百馬に止まるべきの傾向あり、昨年の實收は五千萬馬に登れり是れ米國恐慌の影響を受け商業沈滞より來るの結果なるべしと雖も豫算に於て既に前年に對し減少を見積りしに實際の減少は豫期に超過す、是れ市場の不振を表示するものと云つべし、是に於て帝國政府も公然年々の不足額五億馬を下らざることを承認し、不足の原因は主として海軍擴張にありと雖も、増俸減債、孤兒寡婦扶助資金及文武官不具、不健康者救助基金の缺乏の補充も亦之が原因たり、新たに財政經書を立て西曆千九百八年十一月三日を以て帝國議會へ提出せり、其經書の大體は

- 一 新たに火酒専賣業を起し 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
- 二 燧子入葡萄酒税を新設し 二〇,〇〇〇,〇〇〇
- 三 煙草税を増加し 七七,〇〇〇,〇〇〇
- 四 麥酒税を増加し 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
- 五 電氣及瓦斯燈税を新設し 五〇,〇〇〇,〇〇〇
- 六 公告税を新設し 三三,〇〇〇,〇〇〇
- 七 遺産税を擴張し 九二,〇〇〇,〇〇〇
- 八 列邦分擔高を増し 二八,〇〇〇,〇〇〇
- 合計 五〇〇,〇〇〇,〇〇〇

を得んと欲するにあり然れども此全額を得るは設備完成の上により其期は西暦千九百十三年の見込なり今哉四海浪静かにして風枝を鳴らさず國家太平を樂む三十年然るに此缺乏を生じ此増加を必要とす獨逸の運命亦容易ならざるものあり請ふ今一步を進めて少く各自に就き説明する所あらんとす

一 専賣業實施の上は現行の酒精及「ブランド」税は之を全廢し方今の蒸溜業者

- は相當の賠償を受け其業を政府へ譲り政府は此際公債を起し賠償に當て其償還は專賣收入を以てす依て當初十ヶ年間は之が爲め專賣業の總收入は一年二億二千萬馬なるべしと雖も十ヶ年經過後は二億四千萬馬に増加すべきを期す
- 二 麥酒税は西暦千九百六年の財政改革に際し新設せられ六千七百萬馬の收入を得るの計畫なりしが議會の修正する所と爲り大に其率を減じ收入二千九百萬馬に減ぜり此度は麥酒に課税し釀造事業の大小に従ひ其率を異にす(原料税及進税共に好良と云ふを得ず)
 - 三 方今「醱酵質」も二ヶ年前の新設なりを除外の外葡萄酒には國税なし本税は果進税にして價格に従ひ一燧十獨片より三馬に至る
 - 四 煙草税も果進法に據り葉卷は六級に分ち千本四馬より九十六馬に至り紙卷は七級に分ち千本一馬半より二十四馬刻は一「キログラム」八十獨片より十二馬八十片に至る他の煙草は一「キログラム」半馬より二馬に至り最下等は免除せらる而して葉卷は小賣相場の一割乃至一割三分紙卷は一割五分乃至二割輸入税は百英片(メツリック)カット(毎に荒刻及嚼「チユイン」)煙草三百馬葉卷及細刻七百

馬紙卷一千馬に増加す、

五 電氣及瓦斯税は事業點燈税にて装置の如何を問はず苟も燃料を是等に採る者は皆課税せらる而して其三割二分は電氣の負擔たるを期す切に望む獨民更に近眼を加ふるの結果なきを

六 公告税は新聞張出等に課するものなり日刊の新聞紙は其出数の多少に依り廣告料の二分乃至一割を負するを期し週刊其他は一定に一割を課す諸張出は其費用の一割を支拂ひ廣告塔電柱其他使用料を支拂はざる場所に於ては市の廣袤に従ひ一千サンチメートル毎に一二又は三獨片を支拂ふものとす

七 遺産税は二ヶ年以前の開設にして現行は遺言に依り支系に傳ふる場合のみに止まる然るに今回は之を直系相續に擴張し二萬馬以下の財産には之を免除し累進法に依り百萬馬以上に三分を課するを以て限度と爲す而して遺傳者が兵役を免除されたる者なるときは一分五厘の附加税を負擔し三等系以下は遺傳の權利なきものとし特に遺言なき場合は其財産は國家に歸すべきものとす

八 列邦分擔高は西曆千九百六年の財政方策に従ひ人口一人に付四十獨片と定

めしと雖も今回前記諸收入の不足を補はんが爲め之を加倍するものなり

抑々獨逸は國情紛雜利權衝突して圓滿なる能はず提出以來一大紛擾を生じ廢度なく終に地價差増税案を提出し因に云ふ英國に於ても目下議院の問題と成り居れり同情増々複雑し殆ど收拾す可らず然れども方今の情態は之を久ふする能はず而も此度の方策亦之を根治法と云ふを得ず假令無事今日五億馬の不足を補ふを得るも國家大體の組織を改むるを得ず依然として現狀を保つに於ては期年ならずして復た不足を生ずるは識者を待つて後ち知るべきに非ず堯水一たび去るも湯早直ちに到らば夫れ何を以て天下を保たん哉切に望む傷春未だ已まざるに復た秋を悲むの患なきを今日獨逸の爲に謀る者は區々財源を求むるに非ずして其國家組織の基礎を定め併せて國土人口の調和を圖るにあり矢高麗を過ぐ誰か能く其落所を知らんや幸にして當局多士濟々而して民情亦勤勉なり聊か以て人意を強ふするに足ん乎

獨逸帝國が今回收入増加の方策として發表せし所概ね斯の如し今一步を進めて國債償還の方法を見るに尙ほ未だ往時の減債基金法を夢見るに似たり即ち國

債全額を四十三箇年にして償却するを期し毎年之が爲めに必要なる資金を積立て複利法を以てピット以前の英國の古智を學ぶにあり而して國債中鐵道電氣事業の如き所謂生産事業に屬する者は三十箇年陸海軍擴張の如き不生産的事業の爲に起りし者は二十二箇年に於て償却するを期す抑々斯の如きの償還計畫は其形狀其趣旨は固より可ならざるに非れども國家百年を通じて平和を期し其功を奏すること甚だ難し而して償還基金を有するが爲め公債價格を騰躍し新債の利子を減ずる能はず市價を昇騰せしむるは元本を減じ新債を起さざるにあるは英國財政史の示す所にして方今の獨逸の如く將來五年の間に更に五億馬の公債を起すを期するが如き場合に於ては其効力甚だ微弱にして國家の信用を増進するに足らざるは識者を待つて後ち知るべきに非ざるなり公債の價格を増加せんと欲せば須らく大に新債の募集を慎み一般經濟の機能を發揚し收支の基礎を固ふし以て市場を整へ一般有價證券價格飛躍の道を開くべし其を是れ顧みず千萬有價證券中獨り公債證書のみを高ふせんと欲し萬一奇術を以て之を爲すを得ば他の有價證券は之が爲に下落するは數の然らしむる所にして國家一般の信用を害

ふと甚だし況や數種公債中の一部を償還し其他の償還を後年に延長するに於てや同國發行同利歩の公債中其價格に著大なる相違を生ずるは蓋し已むを得ざる所の數なりとす抑々國債政策中元金の多大なるの一事は患は則ち患なるも更に患ふべきは國債費の多大なるにあり償還固より力むるに足らずと云ふに非ずと雖も更に努力すべきは一般の經濟財政の情況を發達伸張し以て借換を便ならしめ組換を施行して財政を裕かにし後ち進んで以て償還を爲すべきなり而して其償還は毎年の豫算問題に屬すべきものにして之が爲め基金を設くるの不可なるは天下既に定論の存するありグラットストーン氏の組換ゴッセン氏の借換の如きは近世英國財政史の光彩にして世傳へて以て美談と爲す獨逸の當局是に倣はずして彼に倣ふ又奇ならず哉倫敦經濟雜誌の如きも之を論じて獨逸政府は關稅及貿易政策の如きは往々第十九世紀初期の志想を保持す而して國債償還に至りては尙ほ未だ第十八世紀の舊套を脱する能はざるに似たりと結論す是れ頗る吾人の意を得たるものなり然りと雖も近年に至り我國亦減債基金の設けらるゝあり豈に他山の石視するを得ん哉

帝國財政の概況斯の如くなるに搦て加へて列邦の財政裕かなるを得ず其債額を以て之を見るも一驚に値ひするものなしとせず即ち西曆千九百六年四月の現在高は總額約百二十二億馬にして内約七十二億千八百萬馬は普漏西に屬しバイエルンザキソン等皆債額を増さざる者なくヘッセンの小なるも前記年月に於て三億五千九百萬馬の負債を有し西曆千九百年乃至同千九百六年の七年間に於て八分九厘を増加し之を國民一人に割當るときは一人に付き三百六十一馬の負擔となり普國は同時間に一割一步七厘を増加し一人當り二百五十六馬三十二獨片なりとす然れども列邦の負債は軍事に關せず主として有利事業の爲め殊に鐵道敷設の爲に起り前記百二十二億馬中七十一億四千萬馬は鐵道公債に屬し之に對する鐵道の資本價格は百三十六億馬にして收益亦七分以上なるを以て公債の負擔は外見の如く重からず又西曆千九百八年に於ける普國の豫算を見るに公債利子は三億二千八百萬馬にして鐵道收入は二億九千二百萬馬なるを以て鐵道は公債利子の大部分を負擔する者と云ふを得べし而して前記年度始に於ける普國の公債は約八十億馬なるに其内約七十一億二千萬馬即ち約八割九分は鐵道礦山其

他の有利事業の爲に起りし者なり故に債額の大なるは一見驚くべきものあるも公債の起因より之を見れば獨逸列邦は頗る好良の地位に居る者と云ふを得べし(市債其他の地方債は無論別なり)然れども大體に就て之を論ずれば列邦の財政亦安穩なりと云ふを得ず請ふ其最大なる普國に就て之を述ん

普漏西の經費は年に増加し西曆千九百七年度は歳出總計三十二億七萬三千九百三十馬なりしに同八年度の豫算には三十三億六千二百二萬一千六百三十六馬を計上し臨時費に於て約一億八百萬馬を減少すと雖も經常費の増加約一億七千一百萬馬なるを以て總計差引約一億六千二百萬馬の増加を示せり是れ曩に計畫せられたる役員増俸の爲め生ずる者七千七百萬馬を編入したるに由るもありと雖も鐵道經營等の爲め逐年費用を増すに職由するものにして臨時費の使用に注意せずんば他日經常費増加の因を爲すの好例と云つべし(本年度鐵道費の増加は昨年に比し一億二千二百六十八萬馬にして收入の増加は一億六百九十九萬馬なり收入の比例既に相償はず而して前記兩年度共歳入出の高に厘毛の差違なく全然同額を掲ぐ是れ亦財政上健全なる證示と云ふを得ず又鐵道收入は前年度に於

ては約一億馬の不足を生ぜしに本年度(八年度)に於ては更に多額を見積り(約二十億五千二百五十萬馬前年度は約十九億四千五百五十萬馬)たるが如きは或は豫算不確實の因たるなきを保せざるなり。炭出の増加斯の如くなるに普國國債も年に加はり西曆千九百五年の約七十二億八百萬馬より逐年増加し同八年には約七十九億六千四百萬馬に達し一年平均約一億八千九百萬馬にして尙ほ増加の勢あり即ち鐵道事業のみを以て之を見るも目下普國大藏大臣は改良費支辨の爲め二億四千二百萬馬の公債を起すの權利を保有す

今一步を進め帝國財政及列邦の歳入出を加へ獨國財政市町村は無輪別なりの全體を見るに更に驚くべきものあり今試みに西曆千九百五年度六年の三月に終るの決算を見るに左の如し

收入總額 七、七二七、〇〇〇、〇〇〇
 内 四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
 は公債募集金 七、七四六、〇〇〇、〇〇〇
 經費總額

帝國と列邦との合計

内

四一五、〇〇〇、〇〇〇

は臨時費にして西曆千九百七年四月一日に於ける列邦の負債は實に百二十八億八千七百萬馬なり而かも尙ほ逐年増加するの勢あり

由是觀之列邦の負擔輕きに非ず今試に普漏西の實況に就て之を陳んに同國は所得を九百萬馬他は概して之より低し四百馬に下る所ありより徴し之を英の三千二百馬に比して固より同年の論に非ず故に英に於ては中流以下は所得税を免るゝと雖も獨に於ては然らず千八百八十四萬五千八百二十六人則ち人口の約半數(四割九分七厘)は所得税を負擔し之を英に比し十分の九の多きを致す而して普國の所得收入は西曆千九百七年法人の負擔する者を除き總額一億八百萬馬にして約九億六千五百萬馬即ち八割九分六厘は三千馬以下の收入の負擔する所なり而して此階級に屬する收入の平均は千三百四十五馬なるを以て其多數は平均と最低即ち九百萬馬の間に在る者と推定するを得べし而して三千馬以下の收入は家族同居人の收入を合計するものにして累進率は低しと雖も強もすれば役人が押上主義を採り之を大收入に比して多少不幸なる地位にあるものとす然りと雖も是

普國下級人民の負擔

れ唯普國の徴する者にして市は又別に所得税を課す、西曆千九百六年の伯林市所得税の調査の蹟を見るに該市は所得税を八百六十馬より始め人口二百四萬百四十八人中十四歳以下及兵役等の爲め免税せらるゝ者を除き百十二萬五千人の約半數は最低以下の収入を得る者にして課税を免れ残り六十萬八百九十九人は所得税負擔者なり、内八百六十乃至千四百四十馬の収入者三十一萬五千六百十人、其れ以上二千八百六十馬の収入者二十二萬六千六百七十八人、其れ以上は僅かに五萬八千六百十一人にて此内四萬六千二百六人は千八百六十馬、其れ以上九千五百二十馬までの収入者にして一萬八百十五人は其れ以上四萬七千六百馬までにして千四百十四人は其れ以上九萬五千二百馬まで、四百七人は其れ以上九十萬四千馬まで、四人は其れ以上二百八十六萬馬まで、其れ以上は僅かに二人に止まる、普國人民の負擔固より輕きに非ず其大歳入の少き亦豫想の外に出るものと云ふべし。

普瀨西の豫算は頗る多額に上り西曆千九百八年度の決定額は歳入總額約三十三億六千二百萬馬内約一億八千八百萬馬は臨時費に屬し同九年度の歳入總額は約三億八千二百七十萬馬歳出總額は同

額にして内約二億三千百萬馬は臨時費に屬す、而して普國歳入の特色は官有財産及官業の多きこと是なり、森林収入の如きは總收入一億一千一百萬馬純收入五千八百萬馬、森林面積は僅かに二百八十萬ヘクタール〔二ヘクタールは一町二十四歩強の巨額を生じ、其他の官有財産収入は總收入は二千七百萬馬にして純收入は千七百萬馬なり、今兩國の總收入と純收入とを比較するに一見後者の方に利あるが如しと雖も前者は増加の傾向ありて後者は却て減少す、其實歴左の如し

西 曆 年 次	官 有 財 産	森 林
一八四九乃至六一	八二	四八
一八六八乃至八〇	七四	四三
一八八一乃至九〇	七三	三九
一八九一乃至九九	七二	四二
一九〇七乃至八年	六〇	五二

斯の如き差違を生ずる所以のものは造林、整理、利用の結果漸次に顯はれ森林の

利用は國家歳入の爲め非常に有望なる者たるを示すものに非ずして何ぞや之に反し他の官有財産は収入増加の術を施すの範圍甚だ狹隘なり其差違歴然として争ふべからざるものある固より偶然に非ざるなり又森林収入増加の實況を見るに西暦千八百九十年には一ヘクタールの収入十馬四十二片なりしに同九十九年には十二馬十一片となり同千九百七十八年には三十九馬四十四片強となれり之を我國の一町歩(北海道を除き)ても約一圓七十八錢に比するに固より同年の論に非ざるなり(此好財源に對し目下種々議論あるは甚だ遺憾なり)然るに獨逸聯邦中普漏西は尙ほ森業を以て誇るを得ずウルテンボルヒの如きは四十馬ザキソンの如きは能く四十二馬を擧ぐ實に盛なりと云ふべし普漏西の官業中最も盛大にして歳入最も多き者は鐵道にして政府は幹線約一萬九千キロメートル(一メートルは九町十間支線一萬二千キロメートル)を有し収入約十八億八千六百萬馬の巨額に達す抑々普國鐵道國有は西暦千八百四十七年十一月二十八日の法律を以て其基を開き爾後數回の買收延長を經以て目下の幹支合計三萬一千キロメートルに達し普國政府が之が爲め投下せし資本總額は八十億馬にして運賃率は自ら之を定

鐵道事業

諸種の官業

ひと雖も他に帝國鐵道廳なる者ありて其支配を受け現業費は總収入の六割八分乃至七割一分にして輒近多少増加の傾きあり其他鑛山、鹽業等種々の製造業を營むも總収入都合二億四千四百萬馬にして費用二億二千八百萬馬に上り純収入は僅々二千六百萬馬に止まり財政上より之を見れば殆ど官業として存するに足らざるなり然れども是等官業は各々特種の歴史引繼、占領、契約等を有し西暦千八百九十九年五月一日の法律を以て其綱領を定め未だ劇かに之が存廢を定むる能はざる所のものあり其他富籤税凡そ九百萬馬、溫泉所税二百乃至三百萬、シールハンド(用達銀行)よりの償還金約四百萬馬是は西暦千九百七年の數なり諸會社の政府の持株より四分乃至六分の割賦を受く會社の株金は五千萬馬あり政府は大株主なり是等の税外収入頗る多く普國財政は尙ほ中古の状態を存す奇と云ふべし租税收入中最も緊要なる者を所得税とす西暦千九百七年度は二億二千二百萬馬と見積り九百萬の歳入より之が徵收を始め國民の半數即ち約千七百萬人は納税者にして其内五百三十八萬四千人は家長なりとす其他法人にして所得税を支拂ふ者七千個被賦課財産高は百二十億馬なり所得税負擔者は自然市に多く田舎

普國收入の特質

所得税

に少し則ち市の人口千七百萬の中約千萬は之を負擔し、田舎人口千八百萬中之を負擔する者は八百萬人に達せず、今試みに収入の大小、收税者人員及負擔金高の千分比例を示せば左の如し

収入の大小	西曆千八百九十七年		同千九百十七年	
	金	高	金	高
九百乃至	三、〇〇〇	二八六、〇	五二五、九	八九六、〇九
三、〇〇一乃至	六、五〇〇	一六三、二	一五七、八	七二、九二
六、五〇一乃至	九、五〇〇	九七、八	六八、二	一三、三六
九、五〇一乃至	三〇、五〇〇	一八六、八	一六四、二	一四、七九
三〇、五〇一乃至	一〇〇、〇〇〇	一三六、二	一三一、二	三、一八
一〇〇、〇〇〇以上	一、〇〇〇	一三〇、〇	一五二、七	〇、六六
		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

由是觀之小収入を有する者多きは素より期する所なりと雖も其多數なるは思

半に過ぐる者あり爲政家の三省以て慮ならずんばある可らざる所のものなり。次はミケル氏の考案に係る補充税(エルゲンツングストエイエル)にして西曆千八百九十三年七月十四日の法律を以て創設せられ同千九百六年に修正せられたる新税なり本税は負債及營業費を差引き動産不動産の總額に萬分の五を課する者にして六千馬より始め西曆千九百七年度の豫算は三千九百萬馬を計上せり而して賦課財産の價格は凡そ七百八十億馬なりとす本税は總て財産に行き渡り率輕く費用と負債を控除するを以て事業の發達を防げず且つ彈力ありて頗る好評を博せり(是にて地租を市に移せり)

収入の大體は概ね斯の如し然り而して支出は年々増加し西曆千九百七年度の經常費總額は二十八億五千七百萬馬臨時費二億九千二百萬馬なりしが本年度は前記の如く三十九億馬に増加し約七億五千萬馬の差増を示せり昨年度の現計に據れば純然たる行政費は九億三千九百萬馬にして地方費補助四千七百萬馬東部諸州殖民費二千二百萬馬は主としてポロランド人種を獨化するの費なり是れ獨逸が久しく試みる所の政略にして成る丈ポロランド地主を追ひ立て獨逸人を其

跡へ殖付んとするものなり、之が爲め西暦千八百八十六年には一億千馬を支出し、同九十八年には二億萬馬と爲し、同千九百二年には更に三億五千萬馬に増加せり、而して同年以降は更に一億馬の新支出を爲し、ポイランド地方の地所を購入し、官營地及造林地とし、これを普漏西政府の所有と爲すに力めたり、斯の如くして西暦千九百一年までに該地方に於て十六萬四千ヘクタールの地を購入し、七萬六千ヘクタールを獨の移住人へ再賣せり、然れども其效果不良にして、十有五年を経るも同地に於ける獨逸人口は尙ほ百分の一の増加を見ず、ポイランド人は土地を賣ること少なく、賣却するは大地主が大區域の一部を賣るに過ぎず、獨人却て賣却すること多く、殊に政府より賣却せし土地の所有者が之を再買するには、投機を防ぐ爲め多少の制限を附したるを以て、獲得者隨て少く、政府も終に賣却するより、寧ろ貸貸に付するを喜ぶの情を惹起し、再賣の不自由なるより、自然抵當借の増加を來せり、斯の如く移住策は全體に於て振起せず、西暦千九百六年には東普漏西に於ては九萬五千四百ヘクタールの地面を處分し、百七十七ヶ所の官有地及五十ヶ所の開拓地を見、ポイセン地方に於ては三十三萬ヘクタールの面積を處分し、四十三ヶ所

殖民の不
結果

の官有地と三百三十三ヶ所の開墾地を得たり、然れども費用は二億九千三百萬馬にして、一ヘクタール約九百馬の割合なり、而して其全體に於ては獨人は賣買の結果右の二地方に於て却て二萬五百ヘクタールの土地を失へり、普漏西の土地移民政略は斯の如く成効と云ふを得ざるも、西暦千九百七年の豫算にはポイランド土地買收の爲め尙ほ二千二百萬馬を計上せり

軍事外交の費用は無論直接に普國豫算に掲ぐるとなし、依て次に財務の費用を述べ、財務費の總額は二億二千二百萬馬に達し、主として文官憲兵及其他の恩給、六千七百萬馬、寡婦孤兒扶助料、二千五百萬馬、徵稅費六千二百萬馬等なり、工部省六千萬馬、商工省千六百萬馬、主として專賣特許の費用なり、司法省一億四千三百萬馬、内務省一億七百萬馬、主として警察、憲兵監獄及集治、監農林及官有地省四千八百萬馬、(主として農學校、獸醫學校、教育及宗教省二億馬等是れなり)

西暦千九百七年の帝國への上納高は一億三千九百萬馬、帝國よりの割戻高は酒精稅にて六千二百萬馬、印紙稅にて七千二百萬馬、合計一億三千四百萬馬にして、上納高と殆ど同額なり、同千九百四年には上納高三億五千四百萬馬に對し、帝國よりの割

戻高は關稅收入及煙草收入にて三億四千六百萬馬にして彼是れ約同額を示せり。是れ獨逸帝國が其聯邦と表面負擔の平衡を取るの裝飾上已むなきの形式に據るものにして彼の帝國主義に於て避くべからざる繁文に屬するものにして、矯正を要する論なしと雖も歴史上の關係一朝にして之を改むるを得ず、近時先覺の士大に論ずる所あるも事容易ならざるは智者を待て而して後ち知るべきに非ざるなり。一般財政の情況斯の如し而して國債及地方債の實況亦大に寒心すべきものあり。元來普國は非常準備に重きを置きフレデリック、ウイリヤム王以來之を維持し今尙ほ其政策を襲踏し古來公債の少きを以て天下に鳴りし國なるに輓近内外無双の擴張を圖り爲に資金を要すること甚だ多く國債既に八十億馬に達し地方債は後に説く所あるべし其内容は三分半の確定公債五十八億九千五百萬馬、三分利付十六億千六百萬馬、短期公債三億四千五百萬馬、賣收鐵道株式及債券にして未だ國債に組替へざるもの及引受けたる舊ハノーヴルの公債三百萬馬等なり。是に於て西曆千九百八年度は利子二億七千六百萬馬に達し一方に募集の必要あるに拘はらず尙ほ四千七百萬馬の償還を見積れり。是れ即ち公債募集に際し其種類の選擇に

注意せざるを得ず西曆千八百二十七年の英のグレンウール主義の起る所以なり。則ち借りつゝ償還するは兒戲なり、償還の前には必ず歳入殘餘を得ざる可らず、元來普漏西歲出の大なるは鐵道を以て最とし國債の大部分も之が爲に起りしものなり。是等の公債は重に四分なりしも第十九世紀の終には利子減少し幸に三分五厘に借替ることを得たり、市場斯の如くなりしを以て當局明なく未來に於ては利率は三分に減ずべしと信じ頗る樂觀の情態に陥れり。然るに世界の實況は米西戰爭、南阿戰爭、北清事件、日露戰爭、サンフランシスコ及ワルパレイゾの地震及火災は大に世界の資本を蕩盡し尋て米國の恐慌と成り、西曆千九百五年まで平價を保ちし三分半の公債同千九百八年上半年に於ては九十二に降り七月に至り更に下落して八十二と成り、方今八月四分を以てすと雖も尙ほ募集に困難なるの情況なり。是れ豈に多年の借錢政略茲に其の結果を顯はし世人之を危ぶむの致す所にあらざるなきを得んや、而して年初一月の六億馬の募集の如きは發行價格九十八半を以て先づ四分利付と爲し西曆千九百十八年までは之を据置き其より利子を三分七厘五毛とし同千九百二十三年に至り之を三分半と爲し、在來の三分半利の面影を

殘し以て體面を保つものと爲せしは近來財政上の一奇觀と云ふべきなり。今之を本年三月バイエルンが六千萬馬を九十八八五の價格を以て四分にて募集せしに比すれば普國の信用一見バイエルンの下にあるもの、如し是れ或は募集金額の多きと同時に帝國も二億五千萬馬を募るに依るなきにあらざらん乎、又之を佛國の三分利公債は九十六英國の二分半利付は八十八、伊太利の三分半利付は百二の高價を保つに比すれば頗る不利なり、抑々市場に向て急に其價熱せざる多額の證券を發し且つ屢々募債を爲すの弊斯の如し慎まざればある可らず。然るに四月に至り更に四分を以て五年毎に其幾部分を償還すべき短期公債二億馬を發行せり、是れ普國の慣用手段にして曾て西曆千九百四年に三分半を以て募集せし一億四千五百萬馬の一部分が本年四十一年十月に期限に達す、斯の如きは市場を動搖せしめ財政の屈伸を缺き非常の不便を生ずるも普國は屢々之を敢てす、又是れ財政の一奇觀なり。

斯の如くして普瀟西は獨逸聯邦公債總額都合百二十億馬の三分の二を有し帝國公債を合して全獨逸公債の半額を有す、今歸つて國民の貯蓄力を觀るに西曆千

九百五年末には貯蓄銀行の預金者千六十四萬三千人、預金々額八十三億馬に上り國債全額を超過す、然れども屢々市場に出で供給過多なる者は民の嗜好に適せず其價格割合に高きを得ざると一般公債も其運命を免れず、今一步を進めて貯金放下の百分比例を見るに公債割合に少し其實況左の如し

- 一 市街地抵當 三七、〇一
- 二 郡村地抵當 二二、六五
- 三 無記名證券 二六、二七
- 四 記名證券 一、九〇
- 五 手形割引 〇、九七
- 六 動産質 一、〇六
- 七 法人への貸付 一〇、二六
- 八 雜 〇、八八
- 合計 一〇〇、〇〇

國債の實況概ね斯の如し、然れども國民一般負擔の情況を詳にせんと欲せば進

んで地方債の實況を見ざる可らず、今普國有名の都會に就て之を見るに其金高及市民一人當の額は左の如し

市名	債額	一人當
伯 林	四二三	二〇七
フランクフルド	一八三	五四八
コローン	一〇九	二五五
シヤールロツテンボルヒ	八一	三四〇
プレスラウ	七五	一六〇
ゾーセルドルフ	六九	二七三
ハノーウル	六七	二六八
エルペフェルト	五二	三二〇
ケニヒスベルヒ	四九	二二二
キール	四一	二五一
アイストラシヤッベル	二八	二二二

是等を始めとし主要なる獨逸の二十四都府重に普漏西に屬すが西曆千九百五年乃至七年間に起せし公債は五億四千五百萬馬に達し其用途の百分比例を示せば左の如し

一 舊債償還	四、二五
一 瓦斯事業	一一、二五
一 病院費	一一、四八
一 運河事業	一〇、七〇
一 公道架設	九、二七
一 市街及地方鐵道	八、七七
一 學校	七、三五
一 土地買收	五、九五
一 水道	五、八一
一 電氣事業	四、二八
一 市場	三、一七

一 公共建物	二、七七
一 港への通路	二、〇七
一 港灣	一、六八
一 屠獵場	一、五四
一 公園	一、二三
一 水道用堀割	六、八三
一 劇場	〇、七七
一 試業基金	〇、七六
一 兵事費	〇、六八
一 雜	四、三六
合計	一〇〇、〇〇

にして頗る多岐に渉るものと云つべし、而して西曆千九百七年三月末の獨逸市債總額は三十八億馬の巨額に達し當時の帝國公債を超過せり、然るに市の歳入は地租職業税、營業税を主要のものとし其他倉庫税あれども殆ど數ふるに足らず、第一

の収入はミケル氏の改革に依り國より市に移せし者にして無建築物地四千二百萬馬内四百萬馬は市に屬し三千八百萬馬は田舎に屬す、有建築物地七千五百萬馬(内五千七百萬馬は市其他は田舎)第二は四千萬馬、第三は三百萬馬なり

普漏西財政の情況斯の如し、然るに費用は寧ろ増加するも減ずるの傾向なく、西曆千九百八年一月八日大藏大臣ラインパーベン氏は議會に告て曰く、當年度中には鐵道及農工事業の爲め六千五百萬馬の増費を要すべし、而して是等事業經營の費用は其収入の六割一分八二の豫算なりしに實際は六割八分を要すべく、來年度には鐵道の經常費に一億二千萬馬の増加を免れざるべし、臨時費の請求は實に一億八千八百萬馬に達すと帝國財政と共に普漏西財政も亦裕かなりと云ふを得ざるなり

又「チュービンゲン」大學の書記官の一人なるゲルロフ氏の調査(西曆千九百年乃至同千九百五年間の實況を百八十家族に就て調べたるものなり)家族の數は平均四人二分にして獨逸全體なりに據れば四千馬乃至六千馬の歳入は市及帝國(帝國を含まず)の直税其四分に當り八百乃至千二百馬の歳入には減じて九厘五毛となり、

國民全體の負擔

八百馬以下は僅かに四厘九分に止まる、然れども間税に至りては正反對の結果を顯はし下層に至り最も重し財ち四千乃至六千馬の歳入は一分四毛乃至一分四厘八毛を負擔するに止まるも八百乃至千二百馬の歳入には増して三分六厘二毛乃至五分二毛となり八百馬以下には三分六厘四毛乃至五分二毛となる、故に肉類の如きは此級の最高者と雖も一家一週九英斤以上を食すること能はず八百乃至千二百馬の者は三英斤九、八百馬以下は四人二分に僅か一英斤四分の一に止まる、而して穀類は三十四英斤、四十英斤、二十英斤と云ふ割合となる、今之を一ヶ年一人宛とすれば上等肉百十英斤、穀三百四十一英斤、最下等は肉類十五英斤、四、穀類二百四十六英斤、四と成り、肉と穀との比例は上等一と三最下等は一と十六なる、其他獨逸労働者は養老年金として一年十馬乃至十五馬を支拂はざるを得ず是れ租税と其趣を異にすと雖も一時彼の負擔となるは論を俟たず

國民下層の情況斯の如し今又一步を進めて富民の負擔如何を見るに是れ亦輕微なりと云ひ難し請ふ少しく之を説ん

獨逸國民の負擔

茲にエッセン市に二百萬馬の財産を有する一製造家あり其内百萬馬は自己所

有製造所の固定及流動資本と爲し二十萬馬は他の株式會社の株式に他の二十萬馬は更に他の有限會社獨逸では兩者に差ありに放下し他は住家其敷地及其他に放下せり、而して收入は製造業より七萬馬兩會社の割賦金各々七分、其支配人として得る所の賞與金各二千馬にして小計三萬二千馬、其他の放下より二萬馬、住家の賃貸價格として八千馬、外國では住家の賃貸價格は總て收入の一部として計算す、都合十三萬馬なり、此收入に對し列邦の賦課する所の此階級の所得は四分にして五千二百馬なり、然るに市は國の所得税一馬に對し一馬八十片を附加するを以て市所得税は九千三百六十馬にして株式會社の割賦は三分半以下を免稅と成るを以て七分と三分半の差に掛る所得税は二百八十馬となり他の會社の割賦には免稅なく全部に掛るを以て五百六十馬となり所得税のみで一萬五千三百四十馬と成る、其他千分の五の一般財産税ありて之が一十馬となり、帝國税としては賞與金には八分を課するを以て其高三百二十馬となり、二百人以上を使用する營業者は養老基金の積立に一年千馬を支拂ひせざるを得ず、其他交通運搬税及印紙税として少くとも五百馬を支拂ふものとす、果して然らば同國地方税一萬八千六百六十馬

即ち収入の一割三分以上を拂はざるを得ず而かも其高は關稅及内地消費稅を包含せず然るに彼若し伯林に居住するとせば市稅は更に多を加ふるに至るべし元來該市にはグウエルベ稅と稱し營業免許稅に類する者ありて五萬馬以上の収入ある者には其純收入に百分の一を課す然らば則ち彼が自己の製造所及他の二會社より得る割賦の合計九萬八千馬の一分九百八十馬を支拂はざるを得ず其他伯林に於ては住家及製造所建築の貸賃價格の二分乃至四分に當る建物業を支拂はざるを得ず其他新雜稅を除き伯林に於ては市稅のみが一萬二千八百八十馬となり之に國稅帝國稅六千二十馬を加ふれば歳入の一割八分四厘七毛餘の強率を示し貧富を通じ此上の増稅は實に不可能の事に屬す然るに國家財政の基礎を定むる爲め尙ほ巨額の増稅を要し目下増稅案の提出を見るは實に已む事を得ざるの勢あるに依らずんばある可らず内外の耳目是に集る蓋し偶然に非ざるなり

抑々獨逸の國情たる複雜夫れ斯の如く隨て其財政の情況亦雜然として殆ど端睨す可らざるものあり故に今一步を進め總括的に之を達觀するは敢て無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を述べん

歳入不足

輓近帝國財政は累年即ち西曆千九百年乃至同千九百八年引續き不足を生じ其高積んで十九億七千七百九十萬九千馬と成り一年平均約二億二千萬馬にして西曆千九百八年度の不足の如きは實に三億七千五百四十三萬馬に達するの見込なり然るに列邦の財政亦急を告げ普國は云ふに又ばザバイエルンウイテムボルヒザキソンパデン等が其議會に請求せし新稅は八億乃至九億法に達し之を曩に西曆千八百七十一年佛國が敗後償金支拂其他軍備復舊等の爲め徵收せし稅金六億法に比するに非常なる巨額と云はざるを得ず然して西曆千九百七年度の帝國及列邦の豫算總高は約七十七億二千七百萬馬の巨額にして他國に於て未だ曾て見ざる所の巨額に達す然れども獨逸の歳入は帝國及列邦共借入金及各種の官業收入を含有すること頗る多額にして是等を控除せざれば國民負擔の真相を見る能はず依て今當該年度の借入金四億馬郵便電信鐵道森林及鑛山收入總額四十一億三千萬馬を歳入總額七十七億餘馬より差引くときは獨民租稅の負擔額は三十一億九千七百萬馬と成る然りと雖も前記諸業にして國民の手になれば之れが爲め彼等の收入を増すも國有なるを以て其丈民業を狹窄し居るは片時も忘る可

らざるの事實なり、尙ほ其他獨逸には帝國と列邦との間に受授の計算ありて、計數重複に渉るを以て之を差引かざるを得ず、即ち列邦よりは帝國へ貢金として二億九千百萬馬を納付し、帝國よりは關稅の割戻として二億二百萬馬を受けたり、西曆千九百七年度、故に今此割戻高を前記の約三十二億馬より控除するとき、は二十九億九千五百萬馬となり、約三十七億法に當り、之を佛國の總收入三十九億九千九百萬法に比すれば、一見負擔の輕さを示すが如し、と雖も佛國も郵便收入、煙草專賣收入等の如き、稅外收入あるを以て是等を差引くときは三十二億七千四百萬法となり、獨逸の方却て重し、況んや獨逸に於ては官業頗る多く國民の收入を得るの難易に於て佛國と日と同ふして談ずる能はざる所のあるに於てをや、然れども一人當りの負擔高を以て之を見れば、獨の人口は六千三百二十萬佛は約三千九百萬なるを以て佛は八十四法にして、獨は五十九法に當り、獨の方利あるが如し、又煙草酒類より生ずる收入の一人當を見るに、獨の方に利あり、即ち當年度佛の煙草收入は四億七千萬法にして一人當り約十二法なるに、獨は僅かに八千六百萬法にして一人當り一法四十參なり、酒類稅は佛は三億二千二百二十九萬六千法、獨は一億六

佛國との比較

未來の費用

千二百法にして佛の一人當は八法、獨は二法六十參に止まる、然れども佛の一人當を獨の人口に乘じ直ちに之に相當する者を得べしと爲すは、是れ皮相の見たり、何となれば佛は世界の遊覽所にして、煙草酒類の如きは旅客の消費に係る者、殊に上等品多ければなり、カヒ稅も佛は百キロ、百三十六法なり、と雖も獨は五十法に止まる、然れども此品にも旅客の關係あり

帝國國債は既記の如く、西曆千九百八年既に四十二億五千餘萬馬に達し、尙ほ續々増加するの勢あり、今西曆千九百九年より同千九百十三年までの既定繼續費にして國債支辨に係る者を舉れば左の如し

内務所管	一五六、五〇〇、〇〇〇
陸軍所管	四四、一〇〇、〇〇〇
海軍經常費	九二、〇〇〇、〇〇〇
内上補充費	三七七、七〇〇、〇〇〇
帝國鐵道	五六、三〇〇、〇〇〇
支那方面	一五、三〇〇、〇〇〇

合計

七四一、九〇〇、〇〇〇

四六

右の外第二期計畫に屬する者一億四千二百四十七萬法及傳話其他の事業完成の爲め要する者若干あるを以て前記西曆千九百十三年までには國債の増加七億餘萬馬に止まらず恐らくは十億馬に達すべしとは世人の疑はざる所なり

第九節 國家の選擇事業に對する費用

支辨の注意

第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり

古來邦家先天の職務は之を號けて必要職務と稱し統治機關の關係を正し官省の制度を定め職務統治の職分を全ふし文武諸般の機關の効力をして強大ならしむるは國家先天の職分なり然るに又時勢の必要に應じ運輸通信勸業土木等の事を經營す之を國家の選擇事業とす抑々國家が特別の目的を以て特殊の事業を經營するは固より妨げなしと雖も其選擇を慎まざるを得ざるや論を俟たず元來國家の收入は限度あり萬般の施設其完全を求むるときは固より際限あるものに非

國家の天職及選擇事業

ざるなり有限の收入を以て無限の需用に應ずるは不可能に屬す果して然らば國家必要職分の費用を割て之を選擇事業に充てん乎是れ順序本末を誤るものにして國政の調理上固より不可能の事なり臨時の費用は歳入の殘餘若くは臨時の收入を以て之に充てざるを得ざるは論を俟たず然れども事の當否は暫く之を論外とし市場の情況と元利支拂の難易とを顧みず漫に選擇事業の爲に國債を募集するも亦不可なり何となれば斯の如きは市場の平和を破るの虞あると同時に國債費の支拂は忽ち經常支出の増加となり甚しきに至りては經常臨時の關係を紊すの患あればなり上來論ずる所のものを以て之を觀れば經常費は經常收入に依らざるを得ざるは勿論臨時費と雖も漫に之が爲め國家の債額を増加するの不可なるは瞭然として争ふ可らず西諺に曰く公債を以て事を爲すは後世に對して手形を宛るものなりと譬喩實に眞妙の域に入る

財政上選擇事業の爲め漫に公債を起すの不可なるは既論の如し而して其市場に影響する哉亦大なり幸にして金額小なれば實際上敢て多大の變を見ざるべしと雖も金額大なるときは市場の流通資本を吸収すると共に有價證券の價格を減

選擇事業の多大なるは市場を亂し

第一章 豫算の編製及執行 第九節 國家の選擇事業に對する費用支辨の注意 第一目 巨大なる 四六

少し其の質物たるの價格に影響し甚しきに至りては増資の必要を惹起し金融の圓滑を妨ぐるの虞なしとせず。事業にして利益多く公債の元利支拂は其收入を以て優に之に應ずるを得べき場合に於ては結局累を後世に及ぼすが如き事なしと雖も當初建設の際に於ては多少前記の結果を來すは免れ難きの理勢なりとす。況や收利の點に於て疑あるを免れざる者の如きに於てをや臨時事業中鐵道の如き有利の者にして經常歳入の殘餘を以て之を敷設する場合に於ては收支相償ふて些少の利益を生ずれば即ち可なりと雖も公債を以て之を敷設するときは其收益公債の元利を償ふに至らざれば忽ち經常費の負擔を増加す例へば既設鐵道の收入が之に投ぜし資本に對して六分五厘に當るに際し平價五分を以て公債を募集するを得ば更に進で公債を募集し新線を敷設し舊線を延長し或は之が改良を圖るを得べきが如しと雖も是れ新に放下する所の資本は既投資本と同一又は之より以上の收利を生ずべしと推定し得る場合に限るものにして線路延長の爲め工事漸く困難を増し又乗客貨物の數量は之を既設線路に比して不況を呈する場合に於ては其延長は偶々以て純收入を減ずるに足り資本に對し従前の收入歩合を

得る能はざるに至るは蓋し鐵道經濟上普通の事情たり一葉落ちて天下の秋を知る事茲に及んでは鐵道事業亦其秋に達せしや知るべき耳。豈に漫然新設延長をのみ是れ事とするを得ん哉。況や鐵道の收入は資本に對し六分五厘なるに平價六分五厘以上の割合に非ずんば公債を募集する能はざるの場合に於てをや其當初より國庫の損失たるや論を俟たず勿論鐵道の如きは其關係する所至大至廣單に國庫の利害を以て其取捨を論定するを得ず殊に歳入殘餘を以て其改良延長を計るを得る場合の如きは少しく放念するを得べし。

然りと雖も其費用を國庫に仰がざるを得ざる時の如きは財政と市場との關係前陳の如くなるを以て大に注意せざるを得ざるものあり。豈に輕々に看過するを得んや。而して鐵道問題の利害緩急を定めんと欲せば政略上の關係は暫く之を措き國土永久の地形上の關係も亦之を詳かにせざるを得ず漫に他國の例を以て之を論ずる能はざるなり。今之を概論すれば鐵道の効用最も多きは國大陸に位し海岸線少うして稍々圓形若くは方形の國土を有し而して繁榮なる大國の間に介在する者に之れを見る。半島國若くは島帝國にして幅員狭く國形細長にして大小

數箇の島嶼より成立し水運の便利大なる國に於ては其効用比較的に微弱なり歐洲大陸獨逸帝國の如きは前者の好例にして我國の如きは後者の最たる者と云つべし、宜なる哉我國鐵道の事業之を他業に比して遜色なしと云ふを得ざるものなしとせず、是れ經營の精巧深切ならざる資本の豊富ならざる等其他種々の原因なきに非るべしと雖も邦土自然の情況亦以て之が一因たらずんばある可らず、今試みに獨佛兩國を以て之を比較するに兩國は凡そ其開明の度を等ふし國土の面積亦伯仲の間にあり(獨二〇八、八三〇方哩佛二〇四、〇九二方哩)而して西曆千九百六年に於ける獨の鐵道延長は三五、七六〇哩にして内三千三百二十哩は私設佛は二九、五五〇哩(内四、八五〇哩は地方線なり)にして其差違七、二一〇哩なり、佛の地形敢て鐵道業の爲め不利なるに非ずと雖も、四隣の關係之を獨逸に比して一籌を輸するものなしとせず、又英國を以て之を論ずれば其差違更に甚しきものあり、抑々英國と普漏西とは其面積人口伯仲の間にあり、然るに鐵道事業に於ては左の差違を生ず則ち

英(愛蘭ヲ除ク)

普

哩數	二二、〇〇〇
資本	一、二八六、九〇〇、〇〇〇 ^正
純收入	四四、五〇〇、〇〇〇 ^正
	(約三分四厘)
哩數	二一、〇〇〇
資本	四三七、七〇〇、〇〇〇 ^正
純收入	三三、五〇〇、〇〇〇 ^正
	(約七分五厘)

由是觀之地形の以て鐵道事業に關する至大なりと云つべし、鑑みずんばある可らず

第二目 臨時費支辨に關する我國目下特有の事情

臨時費支辨の愼まざるを得ざる夫れ斯の如し然り、而して我國今日の事情特に大に戒めざる可らざるものあり、請ふ少しく之を辯ぜん、輒近我國人文の發達實に驚くべきものありと雖も製造の業未だ盛大なりと云ふを得ず、而して鐵材亦未だ豊富なる能はず、故に一事業の起る毎に之に要する所の機械器具、材料等は之を歐米の諸國に仰がざるを得ず、鐵道、造船、電務、築港等皆然らざるはなし、是に於てか事業の擴張は忽ち物品輸入超過の因となり、爲替の逆戻となり、正貨の輸出となり、市場に影響すること少しとせず、物品輸入の超過必ずしも愛ふべきに非ざるべしと

第一章 國家の編製及執行 第九節 國家の選擇事業に對する費用支辨の注意 第二目 臨時費支辨に關する我國目下特有の事情

雖も債務國に於て其原因の存するは實に憂ふべきの甚しきものにして大に警戒を加へざるを得ざるなり、是れ我國現今の特色にして又一大弱點なりと云つべし、故に我國目下の策は選擇事業の擴張を戒め事業の進行は之を其源を養ひ整理を目的とする者に止め暫く進取の銳氣を收め他日大に伸ぶ所あるを期するにありて正に是れ尺蠖一縮の時なり、書に曰く走て地を視ざる者は顛へると子房之を奉して漢家三百年の基を開く言凡なりと雖も實に至言と云つべし我國經常費臨時費の關係は近年まで前陳の如く夫れ佳良なりしも本年度に至りては後年經常費増加の原因となる者少しとせず、今にして大に戒むる所なくんば他日臍を嚙むの悔あらん、豈に慎まざる可ん哉

第三目 臨時費支辨の結果に關する注意

軍備の爲め要する製艦費、初度調辨費等の如きも其素質臨時費に屬し、一時の者なれば或は市場の好況に乘じ公債を募集し著しく市場を紊亂することなくして之を支辨する事を得る場合なきに非ざるべしと雖も其維持の費用に至りては則ち經常費にして其増加は經常費臨時費の關係上不利なしと云ふを得ず固より軍

事費の如きは周圍の情況如何に依り他動的に其必要を生ずることあるべしと雖も經濟的注意を要する哉論を俟たず又教育事業の如きも不經濟的に官設學校の數を増加し其設備のみは寄附金其他の臨時收入を以て之を支辨し得るも其經營維持發達の爲め要する費用は固より之を經常收入に求めざる可らず其他又或時は或勢に乘じ深く事實の真相を穿たず或は地方的事業に驅られ時未だ至らざるに官立學校を増設し、或は學制其法を得ず一級僅かに一二の學生あるに至り、而かも其學ぶ所高等の専門科學に屬するが如きことあるは實に不經濟の極と云はざるを得ず、凡そ天下の事、事大なりと雖も一時にして止み累を後年に及ぼさざるものあり、事小なりと雖も現在の一舉手一投足は大に未來の利害に關係するものあり、前者は猶ほ米麥の耕作の如く後者は葡萄園を開くが如し、其將來の勞費豈に播種除草等に止まらん哉、須らく事物の關係を明かにし、現在將來の調和を計り國家進運の道を開くべし、又功を急ぎ時機の熟するを俟たず、猛然國運を開かんと欲し、大に負債を起し臨時費を支出し事業より生ずべき豫期の利益を收むこと能はずして財政の困難を助長し大に經濟を紊亂せし者あり、アルゼンチン共和國及伊太

里經濟史眼第三版第十七章參觀の如き即ち其好例たり、輒近該國の發達稍々見るべきものなきに非ずと雖も當初の施設或は經濟史學上の慮を缺くものなしとせず、戒めずんばある可らず、臨時収入を以て經常經費を支辨するの不可なるは論を俟たず、臨時収入を以て臨時費を支辨するは差支なきが如しと雖も其結果動もすれば延いて經常費の増加となり除響の及ぶ所終に經常收入を以て經常費を支辨することを得ず、臨時収入の力を藉らざるを得ざるに至るなきを保せず、果して然らば其害實を測り知る可らず、故に數言を重ね臨時費支出の増加を戒め以て寸毫の過千里の差違を生ずるの歎なからんことを期す、看官請ふ之を諒せよ

第十節 臨時費支辨の順序

第一目 一般の順序

經常費の支辨に就ては、行政府は毎年度豫算案を以て精密なる順序方法を設け、立政府は熟考審査して之を決議し、行政府は之を受け慎重の注意を以て之を執行するを以て苟も大過なきを得べしと雖も、戰亂騷擾等の爲に要する所の臨時費支

辨は事概ね咄嗟の間に起り、其順序方法多くは意の如くなるを得ず、其施設勢ひ平日の如く整然たるを得ざるは殆ど其常なり、果して然らば是れ獨り當時を誤るのみならず、又永く禍害を後世に遺すべし、故に平日に於て豫め之を研究し置くの必要あり、依て左に臨時費支辨の順序を陳述せん

第一 非常準備金若し之あれば

第二 租 税

第三 短期公債

第四 長期公債

是なり、國家非常準備金を有するに於ては、非常臨時費の支拂は先づ之に依るべきは多辯を要せず、然れども之なきときは、今世の費用は、今人之を負擔すべしとの原則に據り、成べく租税を増徴し、以て非常費の支辨に宛つるを至當とす、而して其租税の選擇及徴收にも亦順序あり、請ふ左に之を辯ぜん

第二目 租税中の順序

租税の選擇は左の順序に據るべきものとす、是れ易を先にし、難を後にするもの

にして多く説明を要せず、即ち

- 一 所得税の如き屈伸税若し之あればの増徴
- 二 他に影響すること最も少き酒、煙草の如き間税の増徴
- 三 民業に影響少き現行税の増率
- 四 新税の設置

是なり。税中の順位夫れ斯の如し、今一步を進めて前記屈伸税の實例を尋ねるに、英國の所得税は實に之が好例たり、方今四海富強の國少なからずと雖も富源の強大なるは先づ指を英國に屈せざる可らず、而して其所得税の巨大なる實に恐るべきものあり、故に少しく其率を増加するときは巨萬の歳入忽ち至る英國政府の如きは實に良財源を有するものと云つべし、而して其徴收の方法は所得一磅に對し何片と云ふ如き特定數を用ひ、百分の何と云ふ如き比例を用ひず力めて其徴收を簡便にす。英國所得税の率は近年迄は一磅に付き八片にして同税の収入額は千八百萬餘磅たりき、然るに近來南阿、北清の事件交も起り費用頗る増加せしを以て其の率を増加して一磅に付き一志となせしに西曆千九百一一年三月三十一日に終る年

屈伸税の
實例

度に於ては二千六百九十二萬磅、同千九百一二年三月三十一日に終る年度に於ては率を十五片となし三千五百三十七萬八千七百磅の實收を得、同年四月一日より始まる所の年度に於ては三千八百八十萬磅を得、而して西曆千九百三年度に於ては四片を軽減し八百三十萬磅の減少を見込み、英國の富源強大にして其財政操縱の容易なる實に羨むべきものなり

元來所得税は主として中流以上の人士の負擔に係るを以て、其増加は國民の生計に影響すること最も軽く、此税は屈伸税として最も適當なるものとす。然りと雖も凡そ租税の徴收に就き念頭常に忘る可らざるものは其効力如何にあり、假令條理に於て完全なるも其收入にして國家必要の費用を支ふるに足らざるものならしめば之を以て民を煩はすは策の得たる者に非ざるなり。我國所得税の如きは輒近多少増加の實なきに非ずと雖も、其額英國の如く巨大なる能はず、租税の効力を缺き未だ屈伸税として恃むに足らざるなり、方今我國の財政上良好にして行はれ易き屈伸税なきは一大缺點と云はざるを得ず。情々今日の實況を察するに我國に於て屈伸税として選むべきは地租を措て他に之あるを見ず、其實行は頗る難きも

我國の
地租の
増徴の
端緒

事情の之を許すあれば經濟上諸般の關係は地租を屈伸税となすは之を他に求むるより有効にして害少きは論を俟たず、現に近來一部人士の物議を排し地租を以て屈伸税とするの端緒を啓きたり、即ち二十七八年戦後經營の爲め費用多端なるを以て明治三十六年度を限り、地租従前の率二分五厘を三分二厘に増加せるは世人の熟知する所なり、當時頗る騒々の聲ありしと雖も、此増加の爲め東京遊觀者を減じ或は田舎の生計を困しめたるの結果あるを觀ず、然れども増税は國家の大事にして最も之を慎まざる可らず、只國家必要の費用を支辨する爲め時に勢の已むを得ざるものなきを保せず、我國に於ては百難を排し地租を増すも其收入を増加すること英國の所得税率の結果に及ばざること遠し、彼我財政の操縦に難易ある知るべき耳、然れども事實の必要は物議の爲に之を避くるを得ず、我國の財政も漸次此時運に進むは疑ふ可らず、今にして劃策する所なくんば他日臍を噬むの悔あらん遠き慮なければ近き憂あり、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉、而して我國收入の基礎を定むる固より望あり、即ち酒類税煙草收入の如きものをして十分に發達せしむるときは將來頗る有力にして且つ良好なる屈伸收入を得るや疑を容れず

我國の
未だ
の
屈伸
税の
收入

借すに歲月を以てせば是等の事亦決して爲し難きの業に非ざるべし、將に周圍の事物を改善し一日も早く英國の如き盛運を見るを期せざる可らず

左記は前記某氏の寄送に係るものなり、頗る事實の真相を穿ち得難きの議論なりと云つべし

地租を課する田畑の決定の地價は其收穫の法定高三千八百四十七萬九千四百三十三石其法定地價十二億八千七百三十二萬五千九百二十六圓より起算されたるものなれば屈伸税としては餘裕あるべし、其古來地租を唯一の資源とせし結果地目の區別細密に過ぎ記帳其他の取扱の繁雜なるのみならず民間の習慣も亦之に準じ漸く改むべきこととす

又新税を起すは難く現行税の率を増加するは比較的容易なるを以て易きを先にして難きを後にするを得策とす、然るに租税の收入は咄嗟の需用に應ずる能はず、殊に新税を課するの場合には種々の施設を要し賦課徴収に多くの時日を要し且つ租税には概ね納期あるを以て急に税金の收入を得難し故に一旦急あれば大蔵省證券の如き短期公債を起し以て其急に應じ他日税金の收入を以て其償還に充るは機宜の方便にして時に或は免れ能はざる所のものとす

租税の
運延の
不便を
避るに
爲め
短期公
債の發行

短期公債

第三目 公債中の順序

今世の費用は今人之を負擔すべし之を後世に遺す可らずとは大體に於て服膺すべきの原則なりと雖も不幸にして事局稍やく廣大となり如何に繰繰するも租税のみを以て費用を支ふること能はず重斂交々加はり弊端漸やく顯はれんとするに際しては則ち短期の公債に移るを以て其順序とす何となれば一年の負擔にして重大なるも之を數年に分擔するときは比較的輕少なるを得べければなり夫れ租税は國民一年の負擔を意味す短期公債は數年の分擔を意味す其多少投資力を寛うするは論なき耳然るに事局益々廣大となり三五年乃至十年の分擔も尙且つ其正に苦しむに至りては將に最後の手段に出て長期の公債を起し以て其費用の負擔を後世子孫に分つの已を得ざるに至るべし巨額の費用支辨の爲め短期公債の恃むに足らざる夫れ斯の如し其管に恃むに足らざるのみならず短期公債は其償還期限短きが爲め災餘の勞民其償還の爲め負擔に苦しむは勿論其募集に際し外國人之に應ずる者少く其大部分は内國市場に於て之を募集せざるを得ず果して然らば市場に影響し事業上に要する所の流動資本を減少して大に一國の經濟に障害を與ふる如き結果を見るの虞れあり抑々外國資本家は据置年限の長さ確定公債に應募するも一時の浮金を他國の短期公債に投ずるを便とせず一時の投資額は自國の市場を選ぶを以て殆ど其常とす故に短期公債なるときは他の援助を受けること甚だ難く之を以て巨額の費用を支辨するは頗る難事に屬す是れ事局大なれば止むを得ず長期の公債に移らざるを得ざる所以なり

事局大なる時は短期公債に依るべき理由は短期公債に依るべき理由は短期公債に依るべき理由は短期公債に依るべき理由

第四目 前記の順序は平時にも適用す

前陳費用支辨の順序は常に非常臨時費に適用すべきのみならず國家が運輸交通機關の改良を圖るが如き太平の事業の爲め巨額の費用を要する場合に於ても適用すべきものとす苟も然らざれば後世に巨大なる負擔を遺し大に其發達を妨ぐるの虞あり抑々國家は不滅體にして個人の如く死亡する者に非ず所謂百年の計は常に之を忘る可らず彼の鐵道水道等の如きは施設其當を得ば利益を後世に遺し子孫を益するものなしとせず故に多少後世に其費用を分擔せしむるも妨なきが如しと雖も一概に其負擔を後世に遺し以て差支なしと爲す可らざる事情あり今水道を以て之を例せんに人口百萬に供給するの豫定を以て之を築造せしに

第一章 豫算の編製及執行 第十節 臨時費用支辨の順序 第三目 公債中の順序 第四目 前記の順序は平時にも適用す

爾後市街非常に發達して二百萬三百萬の人口に及ぶときは水の供給は半以上の不足を告るや必せり然れば其現在の人民は果して何等の苦情を訴ふべき乎若し水道なかりせば住民は不自由ながらも井水河水雨水其他幾多の方法に依り生活の用に供したらんに愁ひに百萬人に供給する所の水道を造りし爲め其水道は却て障礙物となり後世の新計畫を妨げ其改良に大なる障礙を來すことなきを保せず

由是觀之甲の事業は後世の爲たり乙の事業も亦後世の爲たりとし漫りに公債を起して其負擔を後世に遺すは大に慎むべき事にして其可なる所以を見ず今や歐米諸國の行爲を通觀するに例へば一の機械室を築くも其の建物は輕便を旨とし而して最も力を其基礎に致し大に之を堅固にし何時と雖も其上に急に改良したる建物を築き得るの組織をなすを普通とす凡そ先進國は種々の事業をなし頗る前非に懲り所謂經驗に富み復た甚しき失策に陥らず宜しく他國の經歷に鑑み十分の注意を用ゆべし要するに臨時費支辨の事は實に財政上の大問題にして亦經濟上に大關係を有す須く大に研究すべきなり

後世に遺すべき負擔の注意

第十一節 租税より短期公債短期より長期に移るべき時機及増税を止むるの標準

第一目 總論

臨時非常の費用を支辨するに當り租税及短期公債を以て始終する能はざるは既論の如し今一步を進めて租税より短期公債に短期公債より長期公債に移るの時機及標準に就て論究する所あらんとす是れ一見難きが如きも實に容易のことたり凡そ財政上經濟上の事は猶ほ理學界に寒暖計晴雨計等の器具ある如く種々の現象を觀測する標準自然に備はり寒暖計晴雨計の發明あらざる以前即ち天地の開闢以來斷へず存在す然るに實際は周圍の事情に驅られ知て而してこれを利用するを得ず又は不明にして事の順序を見る能はず遂に大錯誤を醸生するは所謂浮世意の如くならざるに由るものあるべしと雖も抑々亦研究練磨より生ずる所の自信自覺の缺如するに生ぜずんばある可らず豈に慨歎の至りに非ず哉其實例は之を後に述べべしと雖も國債を以て施設する事は其の負擔を後世に遺すも

租税を前
由に課する理

のなれば當に慎重の慮を缺くの嫌あるのみならず徳義の點に於て亦疑なきを得ざる也西諺に所謂急來急去又は且つ拂ひ且つ行け等の語は千古の金言にして處世家の常に服膺すべき所のものにして即ち今世の事は今人が仕賄ふは當然のこととなれば天下の事概ね此主義に據るを通義とす然れども凡そ浮世の事元と盡一不動を以て始終すること能はず事變屢々起り費用巨大なるに及べば實際事の概觸齟齬を生ずるは勢ひ免る可らざる所とす夫れ然り然りと雖も道理は萬世を経る可らず赫々として光を日月と争ふ則ち知る租税を以て負擔し得べき費用の爲め公債を募集するときは利子の爲に國民の負擔を重からしむ如上の順序を紊亂するときは第一徳義に背き第二計算上事實の不利を後世に遺すべし豈に慎まざる可ん哉

第二目 租税の最大點

凡そ經濟上財政上には前記の如く犯す可らざる標準あり是等は直に發見し得べきを以て固より遠算あるの理なし然るに世人往々之を知る能はずとするは吾人より之を視れば却て疑なき能はず夫れ國費負擔の力に程度あるは論を俟たず

苛征誅求以て民力の到底負擔し能はざる點に至るまで租税を強徴せん乎民能く之を忍ぶべくも近く今世に非常の困難を生じ今世の發達全く停止すべし今世の發達停止すれば後世の事何を以て待つを得ん元來租税なる者は或る程度まで増加すれば之より以上重て増加す可らずとするの終點あるものとす之を租税の最大點とす請ふ少しく之を述べん

夫れ徵税の法は調絃の如し絃緩なれば鳴らず絃急なれば聲絶ゆ緩急其中を得て律呂則ち普ねし蓋し租税の最大點とは一般財政論に説くが如く此點を超へて租税を賦課するも徒らに税率を上ぐるに止まりて實狀を増加せず甚しきに至りては實收は却て減少するに至るの點を云ふ試に之を説かんに例へば國家が或る品物に毫も課税せざれば素より其品物より歳入を得らることなし又或物に非常なる重税を課するときは其物の需用殆ど消滅し收入却て減少し甚しきに至りては皆無に歸するやも測る可らず又物品税重に過ぐれば代用品の起るありて課税品の需用大に減少し市場に其跡を絶つに至るの虞なしとせず賦歛重さの結果は當に國力の發達を妨ぐるに止まらず直に國家の收入を減ずるの不利あり實に

第一章 課税の編製及執行 第十一節 租税より短期公債短期より長期に移すべき時機及増税 第二目 租税の最大點

慎むべきこととす故に無税の物品又は事項に相當の租税を賦課すれば相應の財源となるを得べきも率を上る過度なるときは需用減じて税の實收額は却て減ずることあり例へば税率百分の二を増して百分の四とすれば収入は倍に至るべしと雖も百分の二十若くは三十と云ふ如き不當なる高率を課するときは収入却て減少し或は殆ど皆無となることなきを保せず故に無税と不當の高率との間に自ら中庸を得て収入最も多額に達するの點あり之を租税の最大點とす今少しく之を敷衍すれば税率を増加すること三分にして實收の増加亦三分を得更に進て二分を増加するも尙ほ實收二分の増加を得るが如きは是れ租税が最大點以下にあるの證なり然るに税率を増加する八分なるに實收高は六分の増加に止まることあれば特別の原因あるに非れば是れ明かに租税が最大點を超過したるの徴候なり斯の如きの事實あるを顧みず尙ほ依然として前率を以て租税を徵收するが如きは即ち是れ收歛請求の域に入るものにして經濟上財政上の不利是より大なるはなし故に税率にして一たび最大點に達し若くは之を超過したるときは速かに其増徴を止めざるを得ず然れども一旦戦争の如き事變起りたるときは半途隨意

に之を停止すること能はず尙ほ巨額の費用を要するを常とす事是に至りては公債に移るの外他に方策の存するなし租税より公債に移るは正に此時にあり

第三目 最大點外の諸標準

租税が最大點に達したる哉否やに注意するは勿論又増税の前後を對照し後に於て特別の原因存するに非ずして國民の貯蓄の増加歩合減少し若くは其増加を止め甚しきに至りては貯蓄を引出し漸次其高を減ずることあらば増税は民の貯蓄を害するの度に達したるや分明なり其他此の關係に就き注意すべきは汽車汽船の乗客の數にして殊に下等旅客の數是なり今他の關係に變動なくして課税前に比較して是等旅客の數減少せん乎是れ増税の反應にして他に原因あるに非ず其他又東京遊覽馬喰町止宿人の數花見田舎客の數富士登山大山詣で日光身延高野山象頭山等參詣人員の増減及び食品消費の狀況即ち米雜穀及芋類消費の實況屠獸數の増減等種々據て以て觀測するを得る具體的標準甚だ多し是等は實に民間大體の金融及生計の如何を測量する無上の尺度にして他に之を求むるを要せず然るに世間往々之を抽象的理論に牽強し空論百出五里霧中に彷徨し強て例を

種々の標準

歐米に求めんとする者少しとせず何ぞ其れ誤るの甚きや古人曰く道は近に在て之を遠きに求むと宜なる哉近く之を天下の事實と計數に照し靜に觀察する所あらば表裏の真相歴然として掌を指すが如し豈に趨向の迷あらん哉是等の標準に據り其影響の如何を觀測し而して判斷決行するは實に容易の業にして彼の理學界の時計晴雨計寒暖計等を見るよりは一層容易なるべし只世人の茲に着眼せざるは吾人の頗る了解に苦しむ所なり

元來寒暖計晴雨計を以て天地の現象を觀測するは自ら専門學術の必要あるべく又財政上經濟上の觀測をなすにも多少の學問あらざれば其現象を覺知す可らずと雖も眼前の事業は凡眼尙ほ能く之を見るを得べく何を深遠なる學理に埃つを要せんや近きにあるの道を捨て之を遠きに求む何を其れ迂なるや凡そ租税が最大點に達し而して其の影響前記現象を示すときは已に國民一年の負擔能く之を堪ゆる所に非るを以て此所に於て短期の公債に移らずんば非常の困難を來すべし

第四目 長期公債に移るべき時機

短期の公債は比較的小事件の費用を支へ得べきも不幸にして事局大なるに至れば到底能く其費用を支ふるを得ず事是に至りては已を得ず長期の公債に移るより他に良法の存するなし而して其標準は前記と同一にして結局五六ヶ年乃至八九ヶ年の分擔も尙ほ能く堪へ得ざるに至れば長期間に其負擔を分つを以て最終の手段とす又既論の如く短期の公債は外國より應募する者稀なるも長期の公債は外資を招くの便あるを以て事若し大なるに至れば長期の公債に依るの外手段ある可らず此理を理會せば何人も此順序と時期とを誤ることなかるべし即ち時計寒暖計又は晴雨計を見ると同一にして事甚だ分明なり然れども熱病若くは寒胃患者にして寒暖計を見其度の下降若くは上騰を窺ひ寒暖計に誤謬あると天下冷熱の實況を誤認する者なしとせず甚しきに至りては已に冷熱の度を見る能はざるの重患に陥る者なきを保せず健全にして素養ある者ならん乎決して其觀測を錯るものに非ず其之を誤る者あらば寧ろ之を怪まざるを得ざるなり

第十二節 非常臨時費支辨の實例

第一目 英のクリミア戦争費の支辨

歐洲先進國に於ける實例も多くは誤謬に屬し時に甚しき批難を免れざるものあり然れども英國がクリミア戦争に當り遂行したる事蹟は大體の順序を履みしものと云ふを得べし。當時英國財政の衝に當りし人は有名なるグラットストン氏にして當初は極端の租税論を試みたり即ち當時氏はアダムスミス傳染の徳義論即ち今世の費用は宜く今人の負擔に屬すべく累を後世子孫に貽す可らず後世は後世當然の負擔あり祖先失政の費用と共に其當然の費用を負擔するは子孫の堪る所に非ず後世に遺す所の者は須らく今世の餘惠たるべし苟も餘殃を殘すは斷じて不可なりとの極端なる租税論を唱へたり

斯の如く氏は當初極端の租税論を唱へしと雖も實際は長く租税を以て軍費を支ふるに能はず開戦以來僅かに數ヶ月にして短期の公債を起し、十有二月にして長期の公債に移れり。夫れ英國にしてクリミア戦争費を租税のみを以て支ふ

ること能はざりし實例ある以上は、其他の國が租税のみを以て巨大の非常費を支辨し能はざるは推して知るべき耳請ふ少しく之を説かん

當時歐洲大陸は蝸牛角上の争闘を是れ事とし時局平かなるを得ず隨て國用多端事業盛ならざりし然るに英國は此間に乘じ殆ど世界の工業を獨占し爾來非常に發達進歩し關稅の改革内地稅の改革、財政行政の整理等々根本的完全の改革を實施して殆ど餘蘊なく事ホキソン氏に始まりグラッドストーン氏に至りて完成し西曆千八百五十年頃既に南阿戰爭以前に於けるが如き好況を呈し關稅内地稅共に大に整理せられ唯僅に舊稅率を復し又は舊稅を復すれば意の如き收入を得べく又所得稅の屈伸も十分自在なる域に達し増稅一も困難ならざる氣運に達しクリミア戦争當時に於ては英國は軍費を租税に依頼するの最好地位に居れり而して同國が此戦争に出兵したる陸軍兵員は勢力市場に影響する程の多數に達せず且つ戰地は英國を去る八百リグ(一リグは三哩なり)以外にありしを以て戦争は直接商業に影響せざるのみならず當時旭日冲天の勢を有せし佛國と同盟し土國亦裏面に握手し利つさへ攻撃地點は水路續きのセバストポールたりし

當時英國は増稅を好むに居り占め居る

を以て英國の如き海軍國の爲には經濟上戰略上特に好地位に在るものとす又露西亞の北海艦隊は全く封鎖せられ黒海艦隊は決して英佛聯合艦隊の敵に非ざりしを以てセバストポールの港口に石を積みて其軍艦を沈没し以て防材の代用とせり露西亞の行爲は頗る奇抜にして陸より襲はるれば祖先の舊都なるモスコイ府を焼て遁逃し尙も惜むなく海より襲はるゝときは港口に自己の軍艦を沈没する等頗る大國の度量あり爾來事斯くの如く進み來りて彼のサイベリヤ殖民滿洲政略の如き雄大なる計畫をなし世の耳目を驚かすこと少しとせず斯の如くして露國の黒海艦隊は全滅せられ北海艦隊は悉皆封鎖せられ外洋復た露艦の隻影なし是に於て英國の商船は何等の故障なく平時同様に四方に航海し獨り巨利を占むるを得たり然るに黒海を無謀に封鎖するは英國に於て一の不利あり何ぞ哉元來英國の經濟は麥の輸入を要し其供給を露國に仰ぐ者少しとせず倏忽に麥船をオデッサに封鎖する時は其供給を他方面に求めざるを得ざるの不便あること是なり故に當時英國は先づ同港より麥船を出帆せしめ然る後直に之を封鎖せり實に老練の行爲にして商業國の真相を寫出せるものと云ふべし其戰爭中の行爲と

特殊の注
居るに
治亂に
注意を
せず

雖も尙ほ經濟と相離れざるは深く驚嘆せざるを得ざるなり彼の露の奇抜と好一對にして各其特色ある者と云ふべし

戰爭も亦他の事業の如く人心に投ずる者あり投せざる者あるは勢の免れざる所なり其民意に反する者なるときは戰費支辨の爲め租税を増徴し新税を課するは甚だ難し之に反して其民意を得たる者なるときは稍々重賦の感ある負擔と雖も著しき苦情なく奮て投資するは古今の通例にして是れ往々軍資を求むるの順序を誤るの一因となる慎まざるは可からず

今クリミア戰爭に當り英國の民情如何を見るに該戰爭は國民殊に倫敦商人に歡迎せられたること非常にして彼等は當初より大に納税を決心したり其故は此戰爭の起因は一説に天主教黨と希臘教黨との間に教祖の靈場に就き葛藤を生じ露佛の間に不和を生じたるにありとするも斯の如きは齊東野人の口吻に過ぎず其實此戰爭は露國が黒海に據りポスポラス及ダーゲテルを扼して地中海に出てスウェエスを窺ふ間は英國の東洋貿易殊に印度の安寧上に大關係あるを以て露國の企圖を押へて自國の爲め東洋への通路を確固ならしむるの趣旨に出て人心を

クリミア
戰爭と東
洋貿易と
の關係

得たる此戦争の如きもの蓋し稀なり加ふるに當時の財政主任者は例のグラッドストーン氏にて學識經驗徳望技倆辯舌に於て缺くる所なく實に古今屈指の名相にして而かも英國財界の實況は前陳の如く夫れ佳良にして軍費支辨の爲め増税を執行するには非常の好時機に際會し他國の夢にだに見る能はざるの好地位に在りしものなり然るに實際尙且つ租税のみを以て之を支ふる能はず開戦數箇月にして既に短期の公債に移り十有二箇月にして長期の公債に移れり由是觀之巨額の臨時非常費は租税のみにて之を支ふこと能はざるや知るべき耳

第二目 英の南阿事件費の支辨

又近時南阿戦争及北清事件に關し英國が出費を要せしは二十二億八千九百餘萬圓其六割六分五厘は之を公債に取り二割六分二厘は租税六分一厘は公債償還の停止一分二厘は剩餘金より之を得増税新税及大藏省證券の發行に次ぐに短期の公債を以てし長期の確定公債を最後とし順序概ね其宜きを得たり其詳細は左の如し

第十九表の一

租 税

税 目	税 率		自西曆一九〇〇年一月一日起至同一九〇二年三月三十一日止		自西曆一九〇二年四月一日起至同一九〇三年三月三十一日止		合 計
	租	税	千圓	千圓	千圓	千圓	
茶 税	一 封度に付二片		二〇、九一〇	一九、一七〇	二一、五〇〇	六一、五八〇	
煙草 税	同 四片		一四、一一〇	一一、八五〇	一三、三三〇	八九、二九〇	
酒 精 税	「ギヤロン」に付六片		二一、二七〇	二一、四〇〇	二一、一九〇	六五、〇〇〇	
砂 糖 税	一本(凡そ十三貫六百二十匁)に付四志三片		六三、五〇〇	六三、五〇〇	四八、五〇〇	一、二〇〇〇	
石炭輸出税	一噸に付一志			一三〇、五〇〇	二一、〇〇〇	三四、〇五〇	
穀物 税	(卅九年十二月に廢せり) 一本に付三片乃至五片				二六、五〇〇	二六、五〇〇	
合 計			三七一、九〇〇	一〇九、七一一	一三三、〇二〇	二七九、九二〇	
内 國			一七、七八〇	一七、七三〇	一八、〇〇〇	五、五一〇	
麥酒 税	一樽に付一志		九、一七〇	八、五七〇	八、八一〇	二六、五五〇	
酒 精 税	「ギヤロン」に付六片		七六、四一〇	一四一、三六〇	一七六、〇〇〇	三九三、七七〇	
所 得 税	同 一九〇〇年一月一日起至同一九〇二年三月三十一日止			六〇〇	九〇〇	一、五〇〇	
砂 糖 税	同 一九〇〇年一月一日起至同一九〇二年三月三十一日止						

税 印紙税 小切手一件に付一片

四六
五、〇〇〇
五、〇〇〇

税	印紙税	小切手一件に付一片			
合	計	計	一〇三、三六〇	一六八、二六〇	二〇八、七・〇
總	計	計	一四〇、五五〇	二七七、九七〇	三四一、七三〇
					七六〇、二五〇

第十九表の二 公債募集額

種 類	摘 要	募集額	實收額	償還期 日
大藏省證券	四曆一八八九年の大藏證券條例に依る分	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	自西曆一九〇二年 至同 一九〇三年
ツレジュリール	同 依る分	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	自西曆一九〇三年八月七日
大藏短期公債	四曆一五〇〇年追加軍事公債條例に依る分	一〇〇、〇〇〇	九七、九〇〇	自西曆一九〇五年十二月七日
エクスチエカ、ボン	同 依る分	三〇、〇〇〇	二九、九〇〇	四曆一九〇五年四月五日
軍事公債	四曆一九〇〇年軍事公債條例に依る分	一〇〇、〇〇〇	一〇六、八九〇	四曆一九一〇年四月五日
確定公債	四曆一九〇一年の公債條例に依る分	六〇〇、〇〇〇	五六五、五二〇	四曆一九二三年四月五日以後
合 計	同 依る分	三三〇、〇〇〇	二九九、二〇〇	
	同 依る分	二五九、〇〇〇	二五二、一五〇	

第三目 日本及佛國の例

佛國及我
を國も順序
を誤る

佛國の如きは一も當然の順序に依りし例なし、願て我國は如何と云ふに亦當然の順序を履まず明治二十七八年戰役費用の支辨は先づ剩餘金に依り、次に國債に依り租税の如きは事後の整理の爲め甫めて賦課せられ之れに關して尙且つ多少の議論あるを免れざりしは世人の熟知する所なり而して三十七八年の役に於ける事績は事尙ほ新にして之れを嗽々するを要せず之を學理に照し之を事實に徴して其得失自ら明瞭なり元來此關係に就き議會政治の遺憾とする所は開戰の事あるや直に國會を召集して租税を賦課徴收する能はざる場合ありて政府は實際に上理論に遊ひ財政を施行する能はざるの事情あることは是なり要するに實地上頑固なる學者論の事に害あると同じく無學淺識の行爲も亦甚だしき禍害を及ぼすものなしとせず故に其大體は學理に據り執行は事情を折衷し中庸を得以て事局の宜きを制せざる可らざるなり

第四目 佛國の極端論

然るに佛蘭西の如きは國力裕にして人優に四海文化の筆頭を以て自ら任じ人亦之を許すも精氣の溢るゝ所特に或は粗豪に流れ客氣に趨せ感情に走るの弊を

第一章 豫算の編製及執行 第十二節 非常臨時費支辨の實例

第三目 日本及佛國の例 第四目 佛國の極端論

免れず極端より極端に馳せ無類突飛なる論を起すの例なしとせず例へば西曆千八百七十年の戦争後五十億法の償金を拂ふことになりしに當時議會に議論起り衆議院議員の或る二人は償金支拂の爲め負擔を後世に遺す可からず佛蘭西人民の財産は千億法なるを以て佛國人民に宜しく其二十分の一を出資し以て國家の災厄を救ひ併せて後世の負擔を減ずべしとの説を唱へたり畢竟斯の如き議論は感情に訴へて一聞耳を傾くるものあるべしと雖も決して實行し得べきものに非ざるなり今單に人民所有の財産二十分の一と云ふときは例へば二十圓の財産を所有する者は一圓を出せば足るものゝ如しと雖も元來國民の財産は悉く現金を以て之を有するものに非らざるは論なく其大部分は土地家屋船舶器具機械の如き固定資本なるを以て其二十分の一を國家に貢獻するは實に容易のことに非ざるなり然るに忍で之を決行せば大に一國經濟の基礎を動搖せしめ非常の紊亂を醸すは論を俟たず強て此事を行はんと欲せば土地家屋船舶機械製造所等の二十分の一を賣却せざる可らず物件の分割し得るものは尙且つ可なるも其分割し能はざるものに至ては終に之を如何ともし難し例へば複雑なる機械の二十分の一

十分の二十
分の一の
出資は
不可
なり

若し行は
るいとせ
ば非常な
り不利な
り

を割くときは餘の二十分の十九は果して何の用を爲す乎要するに此の如き事行はるるに於ては現金以外の財産所有者は其二十分の一の賣手となり若くは現金の借手となり現金所有者は現金以外の財産の買手若くは現金の貸手となり而かも前二者は納税の必要に迫られ現金を需要する最も多きに反し後二者は購買若くは貸付の必要なく兩者の間に需給の關係初めより自然の一致なく金利非常に暴騰し大に前二者の不利となるは多辯を要せずして明かなり若し然らざるも個人の信用は國の信用の如く厚からざるに人爲を以て個人に現金の需要を起さしむる時は其の不利一層多かるべきは分明なり故に此の如き事を爲さず前に國をして負債を起さしめ人民は後に徐ろに租税を支拂ひ以て其元利を仕拂ふを得策とす此説の不可行なるは前陳の如くなるを以て感情鋭敏の佛蘭西人も幸に之を排斥し採用せずして止めり

凡そ臨時非常の費用を支辨する爲に人民の財産に重税を課するの不可なるは已に論ずる所の如し而して其不可なるは常に税額巨大にして到底堪へ得べきに非ざるのみならず其根底に於て非常なる不公平の存するにあり今前記の説の如

重き財産
は非常に
公平を生ず
る必要なし

きは素より實行し得べきに非ずと雖も、假りに數歩を譲り之を行ふものとなし若し財産家のみに課税し勞働收入に課税せざるときは後者は全く負擔を免れ甚しき不公平を生ずべし凡そ天下の事單に公平のみを以て推す時は理論は可なるも實際上却て不公平を生じ事實上不利の結果を生ずることなしとせざるも人爲を以て當初より殊更に一大不公平を作爲するが如きは最も避けざる可らず事に害なき限りは固より公平を求めざる可らず況哉租税の賦課徴收は表面上如何に公平なるも實際に於ては多少の不公平を免れざるものなるに於てをや、輒近佛國民の歳入はポリュエー氏の調査に據れば一ケ年凡そ二百五十億法にして其五分の三は勞力より生ずる者にして財産より生ずるものに非らず故に前陳の如き方法に據り財産の幾分を徴するとせば此巨額なる勞力より生ずる收入の如きは全く租税の負擔を免るべし是れ大なる不公平と云はずして何ぞや既に第三編に於て述べたる如く財産收入の如き既成財源より生ずる收入と勞力收入の如き身體を本元とする收入との間に輕重あるは當然なりと雖も同じく國民の義務たる租税にして前者は其全額を負擔し後者は全く之を免るゝは初めより不公平を期した

普通其宜
きを制す
るの必要

る行爲にして理世の道に背くものと云はざるを得ず巨大なる臨時費支拂の爲め租税を以て始終するは無謀の極なりと雖も亦始めより正に力むべきを力めず直に後世子孫に累を遺すが如き行爲に出るは慮の足らざるものと云はざるを得ず畢竟天下の事物は自から争ふ可らざるの規矩準繩の存するあり然れども又畫一不動なる能はず多少の折衷は時に或は免れ能はざる所なり然りと雖も全然軌道外に進行するは到底爲し得べきものに非ず假令軌道の中心に依らざるも必ずや其左右に接して進行せざる可らざるは猶ほ日月が四季の別に由り正東正西より多少左右に偏して出沒し星宿皆之に従ひ多少其位を異にするが如し然れども其位置の關係は開闢以來決して其順を亂すことなく殊に北辰の如き常に其位を保ち衆星をして其趣く所を知らしむ大體の現象正に然らざるを得ざるなり只時に或は流星ありて普通の軌道を脱するも天道之を問はず人道亦然り大勢已むを得ざる所のものありて時に軌道外の軌道を取る又豈に已むことを得ざる所のものなしとせんや天象已に然り人間の學術應用に於て亦大に然らざるを得ざるものあり砲術を以て之を例せば苟も彈路の測定に誤りなくんば百發百中は其

期する所なり然りと雖も氣壓、風力等の外勢亦以て大に命中に關係なきを得ず豈に折衷變通の道なからんや天下の事情然り大體を踏んで而かも周圍の情況に注意せざれば意外の誤謬を生ずるは必然の勢なり故に臨時費支辨も亦當然の順序を履まざる可からず其大體に於ては學術の指導を守るを便とする知るべき耳

第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政

一 初年の情況

抑々戰爭の初年なる西曆千九百四年の露國歲計豫算は經常歲出十九億六千六百五十萬留、臨時歲出二億千二百二十萬留、是れは殆ど専ら鐵道事業に使用せられたるものなり、合計二十一億七千八百七十萬留にして内十九億八千二百九十萬留は經常歲入及帝國銀行に於ける永久据置預金よりの收入に依り、一億九千五百八十萬留の不足額は國庫の自由資金に依り支辨すべきものとせり、其所謂國庫の自由資金後に説く所あるべしは同年の初に於て三億千二百萬留なりしが此支出に依り約一億千六百萬留に減少すべきものなり而して國債は年始に於て既に十六億三千萬留に達せり、又帝國銀行及國庫金在高は西曆千九百三年の終に於て

十億五千八百萬留にして帝國銀行は舊曆千九百四年一月一日、十四日に於て金七億三千九百萬留及外國爲替一億六千九百七十萬を有し紙幣發行高は五億七千八百七十萬留なりき

二 臨時費支辨の方法順序

然るに露國政府は軍事費の爲め特別の豫算を調製せず、又西曆千九百四年の豫算にも軍事費を追加せず、戰爭中編製したる同千九百五年の豫算にも亦之が財源を計上せず、戰爭に關する豫算は同千八百九十年二月二十六日の法律に據て取扱はれたり、元來諸法律は戰時に於て緩製すべき經常豫算は前年度豫算の基礎たりし現役總數を標準とし軍隊經費を計算すべくして動員部隊の經費及其他戰爭状態に基因する一切の經費は臨時豫算外の費途に依り支辨すべきものと規定せり、是れ露の慣用手段にして露土戰爭の際にも之と類似の方法を採用したり、而して戰時經費の配賦は前記法律の規程に基き一般の規則に據り帝國參議院の審査を経ず帝國參議院財政部長を首席とし陸軍大臣、大藏大臣、帝國會計検査院長及海軍大臣代理者を以て構成する所の特設委員會の決議に依り勅裁を経て之を執行す

軍費支出
に關する
特設委員

經費節減
修正豫算の

るものとし、戦時民政部に對する臨時費例は鐵道輸送力増加補助、召集豫後備下士卒家族救援等配賦に關する審査も諸委員會の掌裡に屬せり、而して其財源は當初専ら國庫の自由資金と經費の節減とに依るものとし、削減の總額一億三千四百四十萬留に達せり、内前年度より既に支出し始めたる費目に關するもの千八百九十萬留、西曆千九百四年度の豫算に關するもの一億千五百五十萬留にして鐵道敷設に關するもの最も多く其高五千五百萬留に達し、其改良營業資本の増加、客車調辨等の豫算に於て二千萬留を削減し、河川商港軍港及道路築造の經費に於て二千七百萬留酒精專賣の經費に於て千四百四十萬留を減少し、殘額約千八百萬留は家屋の築造及購入の貸下金及補給金等各種の基金間に分配して之を削減し、小計約六千萬留は經常歳出に屬し、約五千五百五十萬留は臨時歳出に屬し、削減總額は總豫算に對し五歩三厘にして經常歳出の三歩、臨時歳出の二割六歩に相當せり、斯の如く削減を爲したる後臨時豫算中よりサイベリヤ鐵道の運輸費の爲め二百八十萬留を經常豫算に移用し、豫算を修正し、西曆千九百四年の經常歳出は十九億九百二十萬留、臨時歳出は一億五千五百九十萬留、歳出總計二十億六千三百十萬留となれり。

り、然るに之を西曆千九百三年の豫算に比し經常歳出は尙ほ二千九百萬留の増加を示せり。

右の外皇室費に於て百萬留を減じ、國費中二百九十萬留を皇族會計部の負擔に移し、前年度繰入千萬留を編入し、以て國庫の自由資金の減少を防ぎ、其高を一億四千八百三十萬留に喰ひ留めたり、是れ露國の償手段にして西曆千八百二十二年に於ても總て公共の土木事業及び私人に對する資金は之を中止し、クリミヤ戰爭、土耳其戰爭及西曆千九百年北清事件の際にも豫算の削減を執行せり。

斯の如く修正し、西曆千九百四年度の豫算を執行せしに幸にして前年度即ち同千九百三年度に於て多額の剩餘金を生じ、四年度に於ては自由資金より軍費の爲め支出したる者四千七百五十萬留に止まり、平事豫算の爲め自由資金より六千七百萬留を支出し、精算に至り、戰爭の爲に使用し得べき國庫の資金は三億千四百萬留となれり。

三 戰費の推算

右の金額は決して小額に非ざるも、戰爭にして永く繼續せば到底不足を生ぜざ

るを得ず、而して當時戦費の推算は甚だ區々にして或は一日陸軍百萬留、海軍五十萬留を要し一箇月軍費少くとも六千萬留を要すべしと推算し或は一箇月八千萬留乃至一億留と計算し或は戦闘の開始より其年四月五日までに既に九千二百五十萬留を要し六月までの所要額は二億留と計算し其真相を得難しと雖も、初年即ち西暦千九百四年に於て平均一箇月五六十萬留と見て大差なかるべし起債の要あるは必然の勢なり

四 内國市場の情况

然るに露國は當時西暦千九百年乃至二年に於ける恐慌の傷痕尙ほ癒へず加ふるに戦争の自然の結果として市場は多大の困難を來し開戦初期に於て從來外國に在りたる巨額の露國有價證券は露國に逆輸入せられ内債を起すに便ならず又軍費の少からざる部分即ち船舶、食糧品及各種軍需品の仕拂は外國に於て行はれざる可らず戦争に伴ふて外國支拂一層の増加を來し陸軍の食糧及馬匹の非常なる需用は是等の輸出を制限するの必要を生ずると同時に軍需品の需用は輸入を増加し金貨流出の必要を生じ金貨本位の維持困難となり帝國銀行及國庫は市場

内國市場
の情况

巴里市場
の情况

に向つて外國爲替の賣出を努めざる可らざる窮局に達せり然るに此賣出しの自然の結果は對外貨方の減少を來たさざるを得ず實際帝國銀行の外國爲替及對外貨方の在高は舊曆千九百四年一月一日(十四日)の一億六千九百十萬留より五月十六日(二十九日)の三千九百九十萬留に減少せり是に於て露國政府は従前の關係より果然巴里に於て公債の募集を試みたり當時佛國は南阿戦争以降英國に向つて融通し來りたる短期の資金一時は四千萬磅即ち約四億留に達したりと云ふを回收し加ふるに合衆國よりパナマ運河に對する償却金約二億法を受け金貨流入頗る多く金融隨つて緩慢なるにも拘はらず戦争其他露國に不利なる事項は露國の募債に應ずる條件をして著しく困難ならしめたり則ち前年に於ては露國四歩利公債の相場は巴里市場に於て略々額面を保ち且つ一億七千三百萬留の露國四歩利付鐵道債券は額面にて發行せられたるに拘はらず四歩利付公債の相場は開戦後忽ちにして九十六に續いて四月末には約九十二に下落したり然りと雖も軍要供給は公債の募集を要し露國政府は四月に至り巴里に於て公債募集の協議を開始し佛國銀行組合に向ひ事情已むを得ざる利率を承諾し且つ此公債の發賣に伴

ふ危険を償ふに足るべき条件をも併せて之れを承諾せり、之れを第一回外債募集とす

五 第一回公債募集

此新公債は總額三億留即ち約八億法にして其額面は百八十七留五十哥即ち五百法及千八百七十五留即ち五千法の二種にして拂込は三回同額にして期限は西曆千九百四年五月及九月及同千九百五年一月とす、而して利子は一箇年五歩にして舊曆千九百四年五月一日(十四日)より之を付し、毎半期に之を仕拂ひ、元金は舊曆千九百九年五月一日(十四日)に之を償還し、之より以前に解約することなし、利子及元金は一切露國の租税を免除せらるゝものとし、尙ほ一二の特權を賦與せられ、政府との物品供給契約及消費税關稅の保證として九割五歩以上の相場にて採納せらるべきものとす、而して其取有者は西曆千九百九年此公債償還の爲め募集すべき長期の公債に就ては勿論舊曆同年五月一日(十四日)までに佛國に於て發行せらるゝことあるべき總ての露國公債に就て優先權を有するものとす

此公債の應募者は巴里及和蘭銀行、里昂及、ホツチンゲール、エー、コン、パニ「銀行

公債に關する諸條件

應募者及發行價格

の組織せし、シンジケートにして當初は募集額の一半即ち四億法は確實に、之を引受けたり、而して其公衆に提供せられたる相場は九割九歩にして、シンジケートに参加したる銀行は九割七歩五厘にして、公債を引受け露國政府は同時に二歩の發行手数料を下付したるを以て結局露國政府の手取金は九割五分五厘にして、之が爲め露國々債は約四分五厘を増加し、國債費に一ヶ年千五百萬留を加へたり

六 第二回募集

第二回は内債を試みたり、即ち露國政府は八月に於て内債の募集に著手し、舊曆千九百四年七月三十日(八月十二日)の勅令を以て、毎號二千五百萬留より成る六號までの國庫證券即ち總額一億五千萬留の證券を發行したり、此證券は流通證券の性質を帯び、短期にして、國庫及帝國銀行は額面にて支拂の爲め受取るの義務を有し、保證金、政府への貨物納入又は請負事業の保證並に其他一般に政府との契約上の擔保として額面にて受領すべきものなり、元來露國政府は西曆千九百二年以來國債證券一億五千萬留を流通し三分利を付し、來りしが、新に發行したる一億五千萬留の證券には三分六厘の利子を付し、期限を四ヶ年とし、利子は所得税を免除せ

新債券の特質

られ額面金額は從來百留なりしに新證券は之を五十留とし以て流通の擴張を圖れり而して今回は從來の慣例たる満期後償還延期の權利を留保することを止めたり又從來國庫證券は帝國銀行の支店及地方支金庫に依り自由賣買の方法に依り發賣せらるゝを常とし國庫及銀行に於て額面にて受理せられ私人間に於ても諸般の仕拂の爲め受拂せられ頗る圓滿に流通せり然るに今回は一儲留までは露都に於ける銀行、シンジケートの引受くる所と爲り慣例に依り自由賣買に依り賣捌かれたる高は殘額五千萬留に止まれり

七 第二年々初の場合

此發行を加へ露國政府が年始以來戰爭の爲め有する資金は七千五十萬留に達せしと雖も戰局の進むに隨ひ巨額の支出を要し西曆千九百五年の始に於ては戰爭の爲め使用し得べき資金は左の如き状態を示せり

- 一 國庫の自由資金 一〇九
- 一 内西曆千九百五年度普通豫算への繰入 一五
- 一 差引自由資金殘額 一〇四

一 配外に西曆千九百四五年豫算
中未支出分

一四一

西曆千九百五年初軍資金總額

二四四

依て今西曆千九百五年の一箇月の軍費を八千萬留乃至九千萬留と推算するときは二箇月半乃至三箇月分の費用に相當す當時戰雲漠々東天を覆ひ何れの日か兵馬を收むるを期する能はず内外の市場國債の募集に利あらず然りと雖も中央銀行の正貨準備は固より擅ひまゝに之を使用す可らず終に勞民を驅りて増税を課するの已を得ざるに至れり

八 増税

元來臨時費支辨の順序は次章に示すが如く公債に先んずるに租税を以てするを當然と爲すと雖も露民の困弊増税に堪ゆべくもあらず政府も是に見る所ありて西曆千九百四年に於ては皇太子誕生の際多額の租税滯納額及年賦償還金を免除し偶々同年の決定に係り其結果が翌年即ち五年度の豫算に於て顯はれたる増收は營業税及市街宅地税の増徴にして各三百萬留の増收を見込み市外附近の鐵道に於ける或貨物運賃及乗客の賃錢率を増加し以て六百萬留の増加を圖りたる

に止まり成るべく租税の増加を避けたり是れ普通の順序に反すと雖も露國の情況又以て慮らざればある可らず然れども大勢の趨く所終に支へず増税を決行し千八百萬留乃至二千萬留を得るを期せり其項目左の如し

- 一 官吏俸給控除金の増加
- 一 相續税及贈與税の増加
- 一 麥酒、酒母、樽寸消費税の増加
- 一 燃料用油税の増加
- 一 塗料用石腦油税の施行

其他西曆千九百五年の初めより酒類專賣代價を引上げ一箇年二千六百萬留の收入増加を期し、最後に印紙税及或る種の貨物運賃の増加を豫告し八百五十萬留の收入増加を期せり

以上の増加に前年度に於て著手したる增收千二百萬留を加ふるときは収入の増加は約六千五百萬留に達す然れども是等の増加額は第一次に國債費支辨の爲に充當せらるべきものにして直接軍費に使用せられ露國大藏大臣の處分に屬す

る軍資金に加算せられず然れども限りあるの民財を徴し限りなきの軍費を充たす能はず西曆千九百五年に於ても軍費の爲め尙ほ新公債の募集を要し再び外債の募集に著手せり之を當時久しく豫期せられたる伯林募債とす

九 第三回募集

新債の發行價格は九割五分にして利子は四歩五厘なり此公債の引受者は露國の二三の大銀行及アムステルダム銀行の参加したる獨逸銀行組合にして獨逸方に於ては、メンデルソン銀行、ブライヒョーデル銀行、ジスコント會社及伯林商業銀行より成立したり而して公債の額面金額は獨逸帝國の馬の外和蘭の「グルデン」及英の磅を以て之を定め發行總額は五億馬則ち二億三千五百五十萬留とし其内三億二千四百萬馬約一億五千萬留は先づ獨逸露西亞及和蘭に於て公に之を募集し殘額は當事者間に於て引受けたるの成績あり

茲に西曆千九百四年五月巴里に於て募集したる公債は短期國庫債券の形式に依りしと雖も今回は債額既に巨大なるを以て之を確定公債と爲せり然れども尙ほ市場の便宜に應ぜんとし第一次には据置年限を六箇年とし之を經過したる後

(西曆千九百十一年一月一日)第二次には九箇年を経過したる後(西曆千九百十四年一月一日)解約を申込み權利を有し其申込後半箇年を経過したる後は(西曆千九百十一年七月一日又は同千九百十四年七月一日)額面の金額を償還するものとす之に反して露國政府自身は西曆千九百十六年末まで償還及借換の權利を拋棄した

り
政府が解約又は借換を行はざる場合に於て持主が解約せざる公債の殘額は西曆千九百十六年以降償還すべきものとし而して其年額は百分の〇・二二七にして計算表に據る償還は西曆千九百八十五年までとす

是を以て公債の買主は二重の利益を有し六箇年の後は額面以下にて應募したる公債の代價を額面にて償還せられ又は十二箇年間四歩五厘なる比較的高利を收むることを得べし換言すれば該公債は持主に短期國庫債券と確定公債との利益を併せて附與したるものなり又應募者の側より之を見れば露國は其財政の情況公債の相場額面以上を保有するまで改善するに非ざれば六箇年後の解約申込を受ることなかるべく之に反して十二箇年間は市場の情況之を許すも比較的高

利を拂ふの已むを得ざることを覺悟せざる可らず露國政府は如上の讓歩を爲し以て一面には新公債の發行價格を高からしめ且つ應募の好況を保ち他の一面には確定公債相場の下落を防止せんことを圖りたるものゝ如し其方法頗る繁冗なりと雖も露當局の苦心以て見るべきなり右の外此公債の持主は西曆千九百四年の國庫債券の持主と略々同一の權利を享有せり即ち此公債は元利共一切の租税を免除せられ且つ國家に對する一切の供給契約及び消費關稅の擔保として受理せらるべきものとせり此公債の發賣額は前記の如く一億五千萬留にして發行價格九割五厘手数料若干を差引き手取金一億三千五百萬留を得たり

十 第四回募集

然れども是れ軍費の巨額なるに對しては假令殘額八千萬留の收入を得ると雖も尙ほ九牛の一毛たるに過ぎざるを以て露國政府は更に佛國に向て種々交渉を重ねしと雖も協商終に調はず再び内國市場に依頼するの已を得ざるに至り總額二億留の五歩利付内國債を募集し例に依り租税を免除せり此公債は西曆千九百十七年まで之を据置き償還は四十九年以内之を行ふものとし内一億留は露國

募集の困

の大銀行確實に之を引き受け五千萬留に就ては採否權を留保し、殘額五千萬留は貯蓄金庫に於て之を引き受けたり、後ち銀行は實際採否權を五千五百萬留に増加し之を履行し貯蓄金庫の應募は四千五百萬留に減少せり此公債の發行價格は九十六にして引受價格は九十四とす、當時露國の機關新聞は極力應募をして好況を得さしめんとし大に努め敵國なる我日本の内債募集の成功までも之を鼓吹し資本家を慫慂して獨り其個人的金錢上の利益を得るのみならず非常なる應募の數に依て愛國的一大示威運動を催すべきことを以てせり、然れども應募の結果は終に發表せられざりき

十一 第五回募集

此公債も僅々二箇月の軍事を支辨するに足るのみにして更に軍資金調達の道を講究せざるを得ず、然るに内外の市場益々公債の募集に便ならず已を得ず此危機に際し九箇月期の五歩利付國庫手形總計二億留を發行し内五千萬留は露國銀行之を引受け一億五千萬留は彙に第二回外國公債を引受けたる獨逸の銀行組合に交付せられ引受銀行は五歩の割引の外一步の手數料を得たり故に該資金調達

の爲め露國は一箇年六歩六厘の利子を負擔するものなり

此借入は純收入は約一億九千萬留に達し露國政府は西曆千九百零六年二月には該國庫手形を償還せざるを得ず當時の窮情尙之を敢てす當局の苦心惟るべき耳然りと雖も計數は苟も暇さず九を以て十と爲す可らず阿菊の幽靈尙ほ哭す矧や生靈の平且つ凡なるに於てをや、終に如何とも爲すを得ず國庫の預金一旦舊曆三月一日(十四日)の二千五百九十萬留より同四月一日(十四日)の一億六千二百二十萬留に増加したるも翌月は漸次減少し終に銀行は却て政府へ六百八十萬留の貸上を爲すに至れり

十二 西曆千九百零五年の精算報告

然れども舊曆八月一日(十四日)の報告に據れば國庫の預金再び七千二百七十萬留に達せり去れど九月下旬に發表せられたる露國大藏省の西曆千九百零五年の最初五箇月間に對する精算報告は露國戰時財政の狀況が八月に至り新公債の募集を必要と爲したるを窺ふに足るものあり、即ち西曆千九百零五年一月乃至五月の精算報告は左の如し

經常歳入	七八七・七
臨時歳入	四四五・九
歳入合計	一、二三三・六
經常歳出	七八六・〇
臨時歳出	四五四・九
歳出合計	一、二四〇・九

由是觀之西曆千九百五年の最初の五箇月間に於ける歳入不足は七百三十萬留にして年初に存在したる自由資金一億千九百萬留は五月の初旬に至り約一億千二百萬留に減少したる計算なり

十三 第六回募集及全體の概要

然れども右精算報告の臨時歳入には柏林募債及内債金の全部を算入せず前者の手形金二億九百五十萬留中先づ一億千五十萬留を收入し尙ほ九千九百萬留を殘し前者の收入も尙ほ約四千八百萬留を除せしを以て是等の殘金に六月一日の自由資金一億千二百萬留を加ふれば結局露國政府は西曆千九百五年六月一日以

公衆の應募なし

降合計凡そ二億六千萬留即ち約三箇月間の軍費を支辨するに足る資金を有せり然れども固より之を以て満足する能はず露國政府は同年舊曆七月二十五日(八月五日)二億留の内債募集の件を決定し五歩利付にして且つ永久に所得税を免除すべきものとし償還期限は四十八箇年にして西曆千九百十七年三月一日までは豫定の償還率を高くすることなく且つ解約若くは利子の輕減を行ふこと無しと定めたり然るに今回の募集は頗る困難にして半額を貯蓄金庫に分配し中央銀行も亦五千萬留を引受け其他の露國大銀行は僅に五千萬留を引受け公衆は公然應募を見合せたり銀行及貯蓄金庫の引受價格は九割五歩にして賣買相場は九割六歩五厘と定め八月に成立したる公債に對し利子は遡りて三月一日より之を付するものとし別に手数料を付せず露國政府が戰役の爲め發行したる内外公債の實況凡そ斯の如し今便宜の爲め其概要を表出せば左の如し

第二十表

甲外債	券面額	手取金	現實の利子
			應募者 國家

第一章 豫算の編製及執行 第十二節 非常臨時費支辨の實例 第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政

五分利付國庫債 (西曆千九百四年五月巴里發行)

三〇〇・〇〇百万 二八二・〇〇百万 五・二五千 六・二千

四歩五厘付公債 (西曆千九百五年一月伯林及阿姆斯特ダム發行)

二三一・五 二〇九・五 (一)五・二千 五・八千
六・六千

五歩利付國庫手形 (西曆千九百五年五月額面二億留發行内外國募集)

一五〇・〇 一四二・九 六・六 六・六

合計 六八一・五 六三四・四

乙内債

三歩六厘付國庫證券 (西曆千九百四年八月發行)

一五〇・〇 一五〇・〇 三・六 三・六

五分利内債 (西曆千九百五年三月發行)

二〇〇・〇 一八八・〇 五・五 五・八五

五歩利付國庫手形 (西曆千九百五年五月額面二億留發行内露國募集)

五分利付内債 五〇〇 四七・六 六・六 六・六

(西曆千九百五年八月發行)

合計 六〇〇・〇 五七五・六 (二)五・四五 五・七

總計 一、二八一・五 一、二二〇・〇

(一)右は十二箇年後左は六箇年後の償還を標準とす

(二)西曆千九百十七年の償還を標準とす

十四 經濟上の影響

三十七八年の役露國戰時財政の外形斯の如し然るに戰役中紙幣發行高の増加殆ど倍加し西曆千九百四年一月十四日には其高五億七千八百餘萬留なりしに其後漸次増加し同千九百五年九月十四日は十億三千八百萬留同十月十四日には更に増加して十億九千五百六十萬留となれり然るに割引貸付の高は同時に四億七千二百餘萬留より漸次減少し西曆千九百五年四月十四日には約三億五千八百萬留となり爾後少しく増加せしと雖も同十月十四日には三億九千百萬留にして

第一章 算の編製及執行 第十二節 非常臨時費支辨の實例 第五目 西曆千九百四年の 露國の戰時財政 三三

戰役前より著しき減少を示せり、抑々中央銀行紙幣發行は内外貿易の疏通市場の調和の爲めならざるを得ず、然るに其増加と共に割引貸付の減少を示すは頗る異状を呈するものと云はざるを得ず、其間豈に個中の消息なしとせざるを得ん哉、之を辯ずる者は曰く其差は多く之を金購入の爲に用ひたりと然れども此間金準備の増加は一億六千五十萬留に過ぎず何ぞ其の差違の大なる紙幣發行の増加は第四回以下國債募集に於て中央銀行の國家に貢獻するの結果たるを想見せずんばある可らず、其勞蓋し鮮少に非ざるべし

第十三節 國家の費用に關する發言權

及請願の提出

第一目 法規の關係

豫算の可分不可分科目の分合補助費繼續費等に就ては粗々之を論究せり、故に今一步を進めて豫算編製權の所在及國家の費用に關する事件に付き發言權の事を論究せんとす、抑々豫算の編製は諸般の關係上行政部に屬するを便とす故に帝

憲法會計
及其關係

國憲法は第三十八條を以て

兩院は政府の提出する法律を議決し及各々法律案を提出することを得

と規定すと雖も豫算案を提出することを得ると規定せず(我憲法は豫算非法律主義を採る)而して其第六十四條には

國家の歳入出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし

と規定し第六十五條には

豫算は前に衆議院に提出すべし

と規定す、既に之を提出し之を協賛を經べきものとせば其編製は議會外にある哉疑を容れず、蓋し豫算編製の任に當る者は常設にして一般財務の情況を達觀し、諸般の材料を集收する機能を有する者たらざるを得ず、斯の如き機能を有する者は勢ひ行政部以外に之を求むるを得ず、是に於てや會計法は之を憲法に受け其第五條に

歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

と規定し更に第六條第二項を以て

總豫算には帝國議會の參考の爲に左の文章を添付すべしと規定し其文章を列記す會計規則復た之を受け其第四條に

大藏大臣は歳入歳出の景況を調査し各省の豫定經費要求書に基き歳入歳出總豫算を調製すべし

と規定し其第二項を以て總豫算の首めに歳計全體に關する説明を付することを命ず而して其第五、六、七條に編製の方法及科目區分の事を規定す

斯の如く豫算の編製は帝國憲法之を議會外に求め會計法及會計規則は行政部に於て之を編製することを確定し議會は決議機關として其可否を決議す然りと雖も款項に就て廢除削減を爲すは帝國憲法第六十七條の裏面に於て明かに之を見るを得べし則ち同條には

憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し或は削減することを得ずと規定す故に其他の費目は議會は其權能を以て之を廢除削減することを得るは明かなり而して前記第六十七條の費目と雖も其廢除削減を議決するは固より差

支へなく只政府の同意を得ざれば之に効力を生ぜざる耳

第二目 行政府は豫算の編製に適す

由是觀之帝國議會には修正權ありて編製權なきは明瞭なり是れ事物の關係上當然の事に屬し固より間然する所なし抑々豫算は其關する所至大至廣其編製の如きは常設にして執行の責に任じ達觀の便宜を有する者にあらずんば爲し得べきの業に非るなり議會の如きは費用の供給者にして其許否を決するの最好機關なりと雖も其素質固より豫算執行の任に當るを得ず夫れ豫算の編製執行は費用の需用を意味し可否修正は其供給を意味す今其供給者たる議會にして需用者の地位に立つは根底に於て既に誤れり焉を其末を全ふするを得ん然るに北米合衆國の如きは議會の豫算委員會編製に従事す而して佛國に於ては豫算委員の權力過大なり我國に於ては幸に憲法會計法會計規則等其選を誤らず其間の聯絡靈妙にして間然する所なし實に國家の慶事と云はざるを得ず然りと雖も實際の運用に至りては大に遺憾なき能はず元來我憲法は法律提出の發議に付て何等の制限を加ふるなし故に國法は豫算の編製を行政部に委するも議會は或は事實を誤

議決權の
運用は恐
るべし

認し或は事情に驅られ豫算に於て爲し能はざる所のものと雖も枉げて法律を以て之を爲さんとし或は費用支出に關する法律を議決し或は某の事業の爲め政府は永久若くは若干年間若干圓又は若干圓乃至若干圓を支出す可しとの法律を議定することなきを保せず而して憲法第三十八條は前記の如く無條件に法律の發案權を兩院に付與す故に事情の如何に依りては憲法上豫算編製權の爲に妨げられ素志を達する能はざるものあれば翻て法案提出の權利を濫用し其目的を達せんとする弊なしとせず斯の如きは固より權利の濫用と云つ可し豈に愼まざる可ん哉

第三目 内外の事例

我國の例

我國の議會は一面に於ては當初より一の好慣習を養ひ豫算編製權を争ふが如きことなく編製に變動を及す如き修正を爲んとするときは政府と交渉を重ね豫め其同意を得政府の修正として穩便に事を決したる例少からず然れども又一面に於ては法律の發議權に據り學理上不可准にして事實上不可能の案を提出したるの例なきに非ず憲政の美果實に争ふ可らざるものあると同時に斯の如きは又

佛國

其餘弊と云つべし夫れ佛國は理論に馳するを以て名あり憲政に伴ふ所の弊習輒近其頂上に達し彼のゾレフユース事件の如きは大に世人の注意を惹き所謂極まれば必ず變ずるの譬に漏れず西曆千九百年三月佛國代議院は其議院規則第五十一條を

豫算法に付ては歳出を増加することを目的とする修正又は追加條項は其修正又は追加條項に關係ある各款に關する報告の配賦ありてより後開く所の三回目の本會の後は之を提出することを得ず

と改正せり議院が經費を増加するの弊最も大なる佛國に於て已に此の改正あり大に鑑みざるを得ざるなり佛國が積弊に堪へず此改正を爲したるは蓋し諾威瑞典の憲法に

諾威、瑞
典

經費に關する發議は君主と議院とに存すと雖も議院に於ては其開會より十日間の外は之を行ふことを得ず

との規定あると又フヒンランドに於て之を十五日間に限るの例に則りたるもの如し

フヒンラ
ンド

英國

今單に純理より之を見れば斯の如き制限を設くるは或は退歩の感なきを得ずと雖も、實際の必要は一片の純理に妨げらるゝを得ず終に此反動を見るに至れり英國に於ては西曆千七百六年以來下院規則中に

議院は皇帝の要求に依るもの、外經費に關する建議は總て之を受理せざるべく又歳出を増加し若くは國庫の負擔を生ずべき動議は總て之を議院に付せざるべし

との條文常に存在して大に歳計の膨脹を防禦せり然れども議會は尙ほ之を以て満足せず西曆千八百六十六年更に

議院は皇帝の要求外に公務に關する定額を設くることを目的とする發議を認許せざるべく又國庫の負擔となるべき經費に關する動議は總て之を議院に付せざるべし

との決議をなし愈々皇帝は之を請求し議會は之を許否するとの主義を明確にせり又ウルテムボルクに於ては其憲法第七十二條に

租税の創設、起債、豫算の編製又は豫算外に歳出定額を設くる事に關する法律の

米國

發議權は國王に專屬し、議院は政府の定めたる豫算科目の金額を増加するを得ず

と規定し憲法上議院の發議に一層重大なる制限を加へたり

又米國に於ては近年私事若くは地方的議案の通過を議院に向て運動するの弊益々甚しく立法上に恐るべき弊害を及ぼすに至りたるを以て西曆千八百七十年頃より以來合衆國の諸州に於て其の憲法を以て私人若くは地方の利益を目的とする特別の法律を議決することを禁止したるもの尠からず今試に紐育州に於て定めたる右禁令の規定を擧ぐれば左の如し

限定的禁

- 一 人名の變更
- 一 道路及小逕の築造、切開又は廢止
- 一 沼澤及其他低地の排水
- 一 民刑事出訴地の變更に關する規程
- 一 村落の合併
- 一 諸監督委員の選舉に關する規程

- 一 大小陪審官の選舉抽籤召集及氏名登録に關する規程
 - 一 金利の制限
 - 一 議員選舉場の開始選舉執行手續及選舉場の指定
 - 一 公吏に其在職中俸給或は手當金を給し又は其既に支給を受くる俸給若くは手當金を増減する件
 - 一 會社組合又は個人に鐵道敷設權を與ふる件
 - 一 會社組合又は個人に其專有に屬する特典特權又は特許を與ふる件
 - 一 ウォートルフオールドの下方に當るハットン河イースト河又は紐育州疆界の一部を形成する水上以外に於て水運會社の設立を許可する件
- 等是なり而して立法院は以上列舉せる事項其他一般の法律を以て規定すべきものと判定する事項に關しては州民全體に及ぼす可き一般の法律を以て之を規定すべきものとし市街鐵道の敷設及び營業は先づ其線路區域内に於て總價額の半額に當る不動産を所有する者の承諾と其鐵道を敷設せんとする市街又は道路に對して監督權を有する地方廳との同意を得るに非ざれば法律上之を許可するを

修正と編製とは混同し易し

得ず而して市街鐵道發起者に於て右不動産所有者の同意を得難き場合に於ては、鐵道敷設地所在の高等法院に於て普通の開廷期間内該發起者の請求により三名の委員を任命して關係者双方の意見を質し鐵道布設の當否を決定せしむべきものとし、該委員の決定を高等法院に於て確認するときは其決定は不動産所有者の同意に代ふることを得以下省略るものとせり

費用に關する議院の發議權は目下世界の大問題に屬し多少の制限を要するは殆ど一定の説なり而して其最も自由なりし佛國に於ては現に反動的現象の顯出せしは既論の如く本問題の學理上實驗上大に研究を要する哉疑を容れざるなり

第四目 權利の執行は慎重なるを要す

豫算の修正と編製とは其素質に於て大なる差ありと雖も實際に於て相去ること遠からず、則ち其廢除削減は形式に於て修正なりと雖も、若し歳入に増加なくして費用を増加せん乎或方面に於て費用を減ぜざるを得ず、然らば即ち名を修正に藉ると雖も其實體は編製なり。我國憲法の運用は此點に於て間然する所なく政府議會未だ曾て其分界を誤りしことなしと雖も法律の發議權に據り費用の支出を

第一章 豫算の編製及執行 第十三節 國家の費用に關する發議權及請願の提出 第四目 權利の執行は慎重なるを要す

法律を以て豫算を以ては不可なり

決定し、一面に於ては財政の屈伸を妨げ一面に於ては議會自身の決議権を傷くることなしとせず、彼の古社寺保存法の如き其好例とす元來斯の如きは國家の選擇事業に屬し國事多端費用足らざるときは大に之を收縮し或は其費用の支出を停止全廢するの必要なしとせず、然れども國情靜謐歳入豊富なるときは之を擴張するも妨げなし、國事の繁開財政の緩急に拘はらず永久の法律を以て撰擇事業の費用を定むるが如きは所謂變通の道を失ふものにして固より策の得たるものに非ず其必要あれば宜く毎年度豫算を以て之を定むべし、決して法律を以て定むべきものに非ざるなり、見るべし卅八年度の豫算に於ては臨時事件の爲め古社寺保存に向て成規の金額を支出するの不相應なるを感じ特に法律第十四號を發し、臨時事件の繫屬する年度中は之を十五萬圓以下に下すことを得と規定し、年額一萬圓を内務省所管第十款に豫算するの奇觀を呈せり、元來我憲法は其第三十八條を以て無條件にて兩院に法律の發議權を與ふと雖も、其運用は須らく之を國家の利害に鑑み、其解釋は單に其條文のみに依らず、廣く前後關係の條項を對照し深く其精神を汲み、公平無私心を虛ふし氣を平かにして以て之れを決せざる可らず、蓋に明

文に妨げなきを以て其運用を苟もするが如きは固より志士の爲さざる所にして一步を誤れば即ち濫用の域に陥るの虞なしとせず、豈に五十歩百歩の論ならん哉、元來毎年議會を召集し、概ね自己業務に繁多なる地方屈指の名士を三ヶ月間都下に集むるは實に容易ならぬ事にして、之を自家利益の點より打算すれば地方人士中甚だ不利不便を感ずる者あるべしと雖も、國家の大事を議する爲には區々たる私情の爲に妨げらるゝこと能はず、政府謹て之を召集し、地方人士も亦奮て之に應ずる哉、疑を容れず故に一年の歳計は必要に應じ、之を議會に諮り、上下一致し和衷協同以て國運の進歩を計るは固より其所とす、然るに永遠の法律を以て豫算を竣たず、政府に某々費用の支拂を一任し、剩さへ數年を期し、若くは永久に亘り豫め其金額を確定するが如きは信を政府に置く深きに失するものと云はざるを得ず、語に曰く過ぎたるは猶ほ及ばざるが如しとは夫れ是を云ふ乎、凡そ事、中を得ずんば必ず破る戒めずんばあら可らざるなり

第五目 請願の提出

住時は英國の如き先進の憲法國と雖も、議院へ請願の提出其法を得ず撰擇亦其

請願案出
の例

當を惹り玉石同架の觀ありき。今其甚しき例證一二を掲ぐれば、西曆千八百二十五年の議會に向つて諸般の起業請願の提出せられしもの四百三十八件内許可を得たるもの二百八十六件同千八百四十五年鐵道熱願高く敷設の請願六百七十八件中許可を得たるもの僅かに百三十六件同千八百四十六年及同千八百四十七年に於て鐵道敷設請願の許可せられしもの二百六十件及百四十八件なりき。當時斯の如く無謀の請願陸續提出せられ意外の弊害を惹起するに至りしを以て、之が矯正の爲め種々の方法を講じ、其結果終に西曆千八百四十七年有名なるスタンデンオーダー即ち私事法案、ブライウエート、ビル提出順序の發布となれり。抑々請願提出は我憲法第三十條に於て認る所なりと雖も其濫用は大に慎まざるを得ず、其提出者の目的、資格、提出の時期費用の負擔等の如きは豫め定むる所なきを得ず、而して其國家の費用に關する者の如きは大に財政に關する所なしとせず、然るに我國に於ては未だ整然據るべきの規定なく、近年或は濫用に流るゝの弊なしとせず、英國に於ける私事法案提出順序なる者蓋し其要を盡せり、依て其概要を附録に掲載し、後學の便に供す、讀者請ふ參觀あれ、(甲種附録第六號)

第十四節 豫算の基礎正確を缺くの弊害

第一目 總論

財政の基礎を鞏固にし豫算をして確實ならしめんと欲せば、議院の發言權に制限を置き併せて私事法案の提出に節度を設くるを要するは、既説の如し。然るに財政の鞏固豫算の確實は獨り之を立法院のみに俟つを得ず、行政府亦大に努力する所なかる可らず。元來豫算の編製執行の如きは行政府の職分に屬し、國家最大要務の一なり、正に全力を挙げ其善を盡し其美を盡し以て完全の域に達するを期せざる可らず。然るに實際に於ては事物錯綜して單純なる能はず、事情纏綿して果斷を缺き、順序其當を失して事吾人の冀望に伴ふ能はず、動もすれば豫算の基礎其明確を缺き、弊端百出、收拾す可らず、汚點を竹帛に垂れ、憾を千歳に遺すもの蓋し少しとせず。豈に慨歎の至に非ず哉。又方今に至りては法規及行政施設に就ても不當不備の點なしとせず、沈思默考之を本末の關係に鑑み、張膽明目之を古今の事實に照すときは、進て以て爲すべきこと蓋し少しとせず。抑々豫算の基礎明確ならざるの

の責は行政府立法府共に之を任せざるを得ずと雖も之が原案者たる行政府最も其責に任せざる可らず本節所論の諸弊の如きは主として計畫未だ熟せざるに倉卒經費を請求し事業着手の期節に就き確乎たる見込なきに過當の月數若くは一週年に對する經費を求め若くは物價貨錢の單價を選ぶに精ならざる等より生ずるものにして其結果或は漫りは豫算額を膨脹し以て濫用浪費を促し或は甲乙費途の間に甚しき過不足を生じ以て不當の流用を促すことなきを保せず豈に慎まざる可ん哉

第二目 豫算の基礎確實ならざるの原因結果

夫れ熟せざるの計畫は變更を生じ易くして當初の目的を遂行し難きの場合多きは自然の情勢たり其實地に効薄くして業の擧らざる多辯を要せず偶々豫算に見積りたる事業と雖も豫算決定の後ち大に其の設計を變更し若くは之に着手せず若くは其の進行を停止し却て當初見積りなきの事業を起し其の結果不當の流用となり目的外の支出となり國家の豫算を紊亂し罪を法律に得るものなしとせず而して準備行爲等の爲め事業着手の時期定まらざるに既に豫算の請求を爲し之

不熱の計
に依り
經費を
請求す
るの計
不可

が許可を爲すが如きは是れ亦豫算の基礎確實ならざるの一因なりと云つべし例へば當該年度十月以降に非ずんば實際起業し能はざる者に對し七八ヶ月甚しきに至りては全年度の經費を請求するが如きは假令計畫其宜を得るも經營失當の責を免れず況や計畫の杜撰なるものに於てや其結果徒らに民財を徴し併せて豫算上他の必要事業の費用を奪ふや知るべき耳殊に北地の如きは氷雪の候戸外の業を障けらる慮らざんばある可らざるなり

又人員費に就て之を觀るに某省の如きは明治三十三年度以降外國人傭入の爲め年々俸給の請求を爲し實際之を傭入せず三十九年度に至り始めて適任者を得たりしとし三十九年四月一日以降四箇年に亘る豫算外國庫の負擔と爲るべき契約を爲すの必要ありとし議會の協賛を得復た之が傭入を爲さず終に八千五百餘圓の不用額を生ぜし實例あり是れ不熱の計畫に依り請求を爲すより生ずる弊の一好例なりと云ふを得べし其他陸軍演習費の如きは多額の繰越金あるに拘はらず不必要なる金高を請求するの例に乏しからず則ち明治三十九年度の如きは百五萬五千餘圓の前年度繰越あるに拘はらず豫算に於て百四十五萬餘圓を請求し

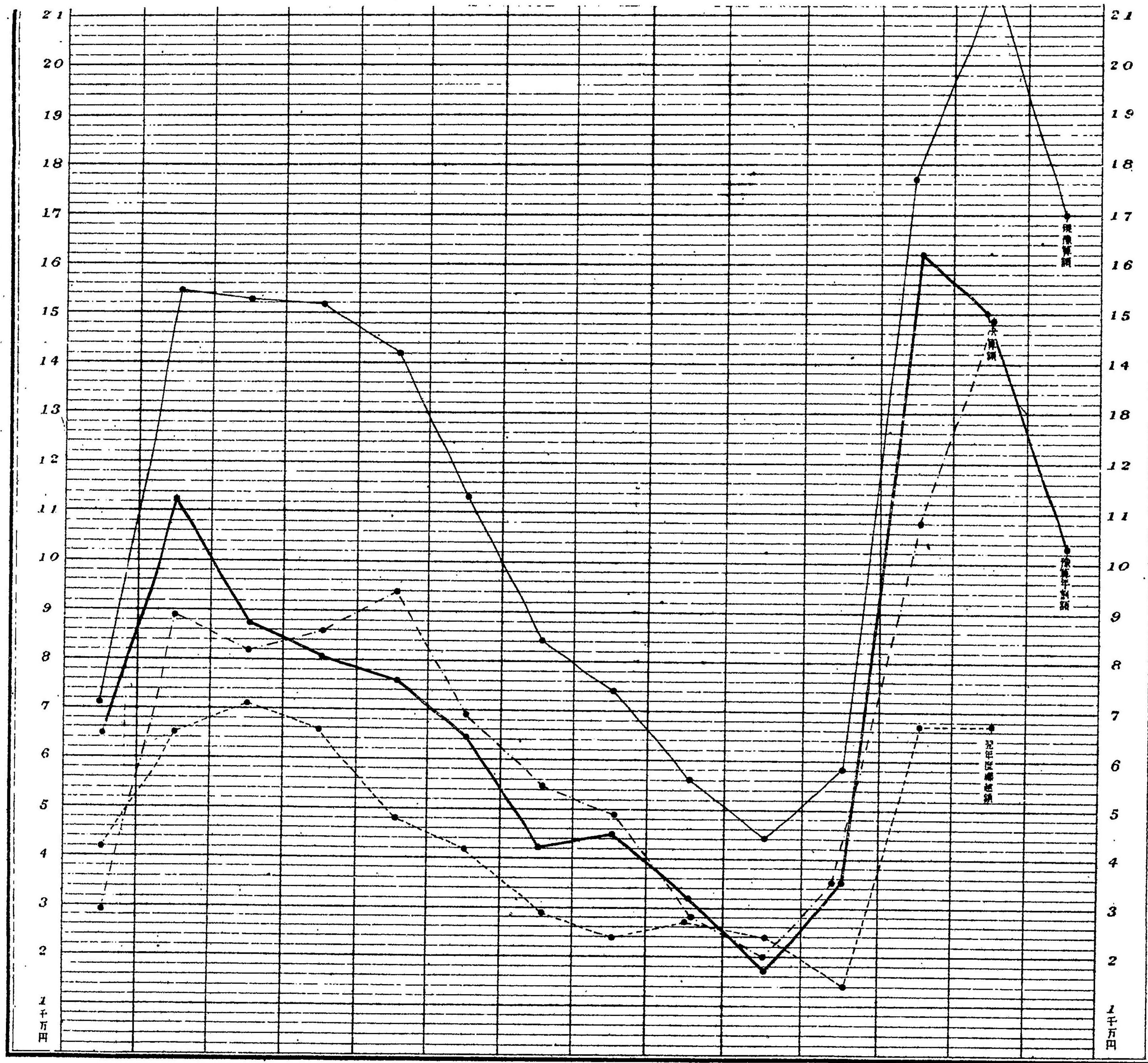
現豫算は二百五十萬六千餘圓となり仕拂命令済額は七十四萬三千餘萬圓に止まり約豫算額と同一なる百四十五萬餘圓の翌年度繰越額を生じ三十一萬二千餘萬圓は全く不用額となれり

又單位若くは單價の選擇を誤るが如きは豫算の要素既に其精を失ふ焉を全部の完きを得んや、甲乙費途の間甚しき過不及を生じ當局大に其處置に苦み不足の費目に於ては事業衰退して舉らず、過剩ある費目に於ては濫用浪費を促し甚しきに至りては仲人を介し後者より虚偽の支出をなし以て竊かに前者の缺を補はんと欲するの弊を生ずるなきを保せざるなり、蓋し斯の如きは千百の場合中時に或は已む事を得ざるものなきに非るべしと雖も固より豫算執行の道に非ざるなり、然るに其基礎の確實ならざる亦焉を之を促がすの一因たらざるを得ん哉

又現時の豫算編製は専ら二十二年閣令十九號豫定經費算出概則に依ると雖も、今哉甲年度の決算は丁年度の豫算と共に議會に提出することを得べきに依り丁年度の豫算の編製査定は甲年度の決算に參考すること容易にして専ら最近支出の實績に就き編製査定することを得べく所謂豫算決算の聯絡を採るに難からず

單位の選
擇は最も
精確なる
も

豫算編製
及決算の
基礎を確
定するに
要すべし



行政立法の兩府須らく進んで決算を利用すべし、果して然らば豫算正確なるを得
百弊其半ばを散じ國費の減少を來す蓋し鮮少に非ざるべし

第三目 豫算の不實なるより生じ得べき弊

茲に又或費途の爲め公然相當の金額を請求するときは其額頗る巨額に達し世
人の視聽を驚かすの虞あるに當り偶々當該費途が補充科目たるを奇貨とし殊更
に其額を少しし竊かに他日補充を受くるを期し、以て世人の注意を避んとするの
情なきを得ず、是れ人情の弱點にして事の實際に當る者の動もすれば陥り易きの
弊なるを以て、平居不息の注意をなし大に警戒する所なくんばある可らず、然るに
又特に人目を惹く者は豫算編製の當時既に追加要求を期し、殊更に其提出を避る
の弊なしとせず、抑々追加豫算なる者は天變地殃等避く可らざる費途の爲め萬已
むを得ざる場合に於て甫めて提出すべきものにして、前陳の如きは濫用の極と云
はざるを得ず、殊に甚しきは或事業の爲め當初比較的に小額を請求し、以て事の完
成すべきを揚言し其半ば成るに及んで半成の業全滅に歸すべきを理由とし強て
増額を請求するの弊なしとせず、又或は經費の請求に際し所謂駈引なるものを用

補充科目
を輕視す
るの弊

以故意狡猾の所爲なきを保せず斯の如きは固より恕す可きに非ずと雖も是等は畢竟豫算算出の基礎明確ならず給費請求の不實なるより生じ得べきの弊害にして立法行政の監督上に留意せざる所のものなり

茲に又實際に於て數多生じ易きの弊害あり何ぞや彼の旅費給料の支給の如きはなり今旅費に就て之を論ぜんに旅行計畫の精密ならざると支出を慎むの精神薄弱なるとの爲に里程に長短を生じ舟車馬賃の割引割増及滯留出張の日數等の申報實地と符合せず甚しきに至りては出張の事實なきに旅費日當の支出を見るなしとせず而して一旦出張を命じ旅費日當を支給し數日の後其命令を取消し而かも其返納を見る數月の後にある亦絶無と云ふを得ず元來一國の政務は活物にして事情の變更生じ易く時に或は斯の如きの變状を見るの已を得ざるものなしとせず其所謂動て以て己が爲にせざる者に對しては將に寛恕に従て文法に拘はるなきを要するの場合なきを得ずと雖も前記の如きは其間豈に個中の消息なしとするを得んや給料を以て之を論ずれば使用人に對し就務時間の増加なきに割増を支給し甚しきに至りては實際の使用なきに虚偽の名義を設け空に給料の

旅費に就ての弊

給料に就ての弊

支出を試むる者なきを保せず是れ坊間に所謂出面を盗むもの何ぞ選ばん斯の如くして俸給雇員給等豫算上の人員と相伴はず多數の差違を生ずるものなしとせず

以上陳述する所のものは一見瑣事に似たりと雖も天下は廣大にして局面は繁多なり小善は積て大善となり小害は積て大害となる其始を慎み小心翼々以て事に當らざれば夫れ將た何を以て乎其終を全ふするを得ん苟も職に財政の執行監督に在る者豈に輕々之を看過するを得ん哉須らく日に三省し以て大に戒むべきなり

第四目 剩餘金の濫用

豫算剩餘金の濫用亦大に戒むべきものあり抑々歳計の剩餘は之を國庫に納入すべきは自然の條理にして又明かに法の命ずる所なり即ち我會計法第二十條は各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべしと規定す而して會計官は國家が己れに委嘱せし所の資金の出納は固より之を苟もすべきに非ず仕拂命令官亦濫りに其權能を用ゆることを得ざるなり其命令を

買置きの弊

慎み出納を重し委囑せられたる資金は最も有効に之を使用し而かも剰餘を積み
て之を國庫に納入するは命令官及會計官當然の職務にして、又名譽とすべき所な
り、然るに志國家に忠ならず、只管人情の弱點に趨せ精神流通士氣通達せず剰餘あ
るときは大に之を愛惜し年度の末期に切迫し巨額の物品を購入し之を次年度に
繰越して其使用に充當し、隱然年度の分界を紊亂し、尙且つ經費の請求を敢てし、次
年度に於ける同質同種の物品の購入に便し、儉安是れ事とし、全局に通ずるの達觀
を缺き剰餘金たるを得べき金額を驀然年度内に拂切らんとし、或は購入物品の精
粗を選ぶに暇なく甚しきに至りては不急不用の物品を購入し而かも價格其の當
を得ず、或は不急の出張諸給與の濫給又は不用の業務を營むなきを保せざるなり、
是等は皆其始めを慎み豫算の基礎をして確實ならしめば乘ずべきの間隙なくし
て大に減少すべく又は全く其跡を收むるの弊害なり、又其本既に固く加ふるに全
般に向て嚴密なる監督を行ふときは各廳と共通し割據重複不經濟の費用を避る
を得べきや疑を容れざるなり、斯の如き弊害は只に各廳經常の費用に止まらず、臨
時土木工事の費用に於ても亦免れ能はざる所のものなり、當局の注意を要する固

豫期の相違

より多辯を要せず

右の外累年の剰餘を以て數年に渉る事業を經營し結局多大の損失を生ずるこ
となしとせず、例へば甲年度に蒸氣釜、乙年度に機關、丙年度に機械を購入し、丁年度
に機械室を建築せんとするが如きこと是なり、是れ蓋し新事業の爲め別に國庫に
費用を求めず節約の結果を積み漸次其業の完成を期せんとするの意に出るもの
にして一見甚だ好すべきものあるに似たりと雖も、方今日新の世昨の是にして今
の非なるもの多きは殆ど免れざる所の勢なり、故に前年度の購入品は後年度に於
て既に陳腐に屬し復た用ゆ可らず前後の購買施設首尾相合ふを得ずして善良な
る希望も遂に其終を全ふする能はず、却て徒費となるの虞なしとせず、剰餘は則ち
之を剰餘とし成規に隨ひ國庫に納入し以て會計官たるの職を盡し國家必要の費
用は相應の計畫を立て公々然として之を請求し以て輔弼の任を盡すべし何の憚
かる所か之あらん、又は或種の注、文品の如きは或は局量不足の製造所に注文し數
年を経ると雖も其品物出來せず隨て其引渡を受る能はず、而して其代價の如きは
一部若くは全部既に之を交付しあるの場合なしとせず、抑々財政の事たる其關す

前渡の弊

る所甚だ廣し一斑を窺ふて全豹を忘れず其遺算なきを期せざる可らざるなり

第五目 結論

以上陳述する所のものは皆豫算に不利を生じ、或は徒らに民財を徵するの因となり、或は大藏省證券の發行を促がし利子の損失となり、又は市場の不利となる等直接間接の損害舉て數ふ可らず、之を大にしては國庫及市場の消長と國民の負擔とに關し、之を小にしては豫算執行の難易に係る豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

第十五節 行政部内に於ける會計事務監督の不備

不備

第一目 近年の實況

豫算の編製に正確を缺き其執行に用意周到ならざるより生ずる諸般の弊害は前數節に於て粗々述ぶる所の如し、既に之ありとせば其弊根を斷ち又は少くとも之を輕減する方法を講ぜざるを得ず、宜しく行政部内に於て豫算の執行會計の事務に關する監督機關を設け緩急を計り經費の要求を節し併せて經費の濫用を

戒め豫算の目的を誤らざるに力めざる可らず、抑々行政を刷新し其敏活を企畫せんと欲せば官紀を振肅し官吏をして職務に忠實ならしむべく官紀を振肅し官吏の職務に忠實なるを期せんと欲せば上司の下班に對する監督を森嚴ならしめざる可らず、是れ他なし、官廳事務の張弛は官吏の行爲に基くものあればなり、近年各廳に於ける財務の事蹟に就て之を觀るに、毎年度の決算報告書に顯はる所豈に遺憾なしとするを得んや、經費の濫用、當務官吏の私曲一二に止まらず、物品の購入亂雜に流れ、其會計法規に反する者少しとせず、而して工事の經營に精ならずして、當の費用を支出し、出來形仕様に適合せざるものありて、粗造の成績頻々として、顯はれ、旅費の如きも出張の事實なきに其支拂を見ること往々にして是あり、甚しきに至りては使用の人員なきに給料の支拂あるものありて、懲戒裁判を煩はしたるの例少なしとせず、其他の瑣事復た言を須ひず、此等の諸弊は内に於て大に戒め大に豫防する所なくんば、外議會の發言權を抑制し、地方の財政を整ふるも、禍蕭牆の内に起り、國庫に損失を與ふると同時に大に國家の威信に關係することなしとせず、豈に鑑みざる可ん哉

第二目 監督の方法

夫れ上司には下班を監督するの責あるは固より言を俟たず然るに方法其宜を得ざらん乎管に之が効果を收むる能はざるのみならず遂に上司をして其職責を誤らしむるの虞なしとせず果して然らば各省長官は其部下に對し實地監督を勵行して非違を正し不當の處置を抑制し之を未然に阻避するの道を講じ、財政の鞏固と會計事務の進歩とを圖らざるを得ざるや論なき耳陸海軍の如きは既に檢閱の制度ありて各團體官衙等の軍務を檢閱す是れ實地監督の一手段なりとす他の行政廳に在ては該檢閱制度とは固より其組織方法を異ならしむるの必要あるべしと雖も新たに一種有効なる實地監督の制度を設くるの必要あるを疑はず即ち中央官廳中に一組織を設け定期又は臨時に隸屬官廳を臨檢せしめ財務の緩急を查察し經營の當否を監査し根底と支葉とに於て監督を嚴にし併せて官吏の行爲を視察し苟も不當のことあれば忌憚なく之を指摘して長官に報告するの制を行へば職務上の状態を整飾し刀筆の小より計畫の大に及ぼし精神發揚して緩急順序其宜を得豫算の基礎大に定まり復た既説の如き諸弊を見ざるに至るや疑を容

れず

第三目 外國の事例

今之を外國の事例に徴するに獨逸は郵便電信事務に關し監査制度を設け佛國は大藏省に監査官を置き之をして時に各地方に派出せしむるが如き皆此目的に出づ蓋し各省長官は其主管各廳の事務及官吏の行動を監査するは當然のことに屬し方今と雖も之を實行せざるに非ずと雖も之を既往の實蹟に考ふるに未だ以て充分の効果を認むるを得ず且つ又臨時に吏員を派して隨時の視察を爲すと常置の監督機關は大に方今の缺を補ふや疑を容れざるなり

第二章 決算

第一節 總論

決算は豫算執行の結果を證明するものなるを以て豫算の施行後之が整理を爲したる曉に非ざれば其實績を擧ぐる能はざるは勿論なり然りと雖も敏捷確實な

る方法順序を設け可成其整理を速かにし、一方には豫算執行の責任者たる國務大臣の責任を明かにし一方には既往年度豫算執行の事蹟に徴し現に進行中に係る豫算の執行上に注意若くは改良を促がすべきものあらば其方法を講じ又後年度豫算の編製若くは議決上有力なる材料を供給せざる可らず而して立法院に於ては之を見其相當年度の豫算に對して其結果如何斯の如き結果なれば次年度の豫算は果して當を得たる哉否やに注意し決算を前後兩様に利用することを得豈に是れ至便の器具たらざらんや

第二節 決算の發表は可成速なるを要す

第一目 締切り期限

本邦の會計年度は甲年の四月一日に始まり乙年の三月三十一日に終はると雖も該年度に屬する歳入歳出に係る出納事務の整理を結了せしむる爲に乙年度の十一月末日迄の餘地を與へあり即ち其間八ヶ月の餘地を存す此期間を専門的に名けて歳計の整理期限と云ふ而して此期間は歳計全體の整理期間なるを以て國

家の歳計簿は此期間終了の末日に於て締切らざる可らず是れ會計法第一條第二項に於て

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

と規定し又會計規則第一百十九條に於て

各年度經過後七箇月の末日に於て大藏大臣は會計検査官立會の上にて大藏省に備へたる主計簿を締切るべし

と規定せる所以なり夫れ主計簿は總決算及各特別會計決算の唯一の材料とも云ふべきものなるを以て其締切にして完全無缺なるときは締切額即ち決算額ならざる可らず若し夫れ締切後種々の異動を生じ爲に締切額即ち決算額たるを得ざるが如き場合ありとせば締切の功用全きを得ずして會計法第一條第二項の精神は行はれず歳計の整理上只に取締は破壊せらるゝのみならず延て決算をして遷延せしむるの原因となる事小なるが如くにして小ならず行政當局者の大に注意すべき事項に屬す

第二目 整理期の短縮

我邦の現況を察するに歳計整理期間の末日に於ける主計簿の締切は年一年に好結果を告げ今や殆ど完全の域に達せんとす然れども歳計の整理期間として七箇月の餘地を存するは運輸交通の機關稍々發達せる今日に於ては長きに失するの感なき能はず今歳機既に熟す正に之を短縮する方法を講究し一層決算の速成を期せざる可らざるなり惟ふに今日の出納及決算制度の下に於ても歳計の整理期間を六箇月以内に短縮するは敢て難事に非ざるべし歳計の整理期間を短縮すると同時に其最終期日を標準として出納及決算に關する總ての期限を短縮するを要するは論を俟ざるなり

第三節 最終の目的

第一目 近年の進歩

前陳の如く歳計の整理期間を短縮し決算の速成を期するは敢て難事にあらず又財政上の一進歩たるに相違なしと雖も吾人最終の目的は未だ之を以て達せり

七ヶ月の整理期は今日既にあり長きに失するの感なき能はず

とするを得ず吾人最終の目的は甲年度の決算が議會に提出せらるゝは丁年度の豫算案が議會に提出せらるゝと同一時期なるべしとする現行の制度に尙ほ一層の改良を加へ甲年度の決算は之を丙年度の豫算案と同時に議會に提出するを得るに至らしむるにあり然りと雖も是れ容易の業に非ずして急劇に其成功を望む可らず先づ一步は一步より進み經驗と熟練とを重ね遂に其目的點に達するを希望して止まざるなり抑々我邦に於て甲年度の決算を丁年度の豫算案と同時に提出するを得るに至りたるは既に一大進歩と云はざるを得ず

今試みに二十四年度以前の實況を見るに決算の發表最も後れたるは年度後四年八箇月にして最も速かなるも尙ほ三年一箇月なり廿四年度以降は漸やく面目を改め左の如き實況を示す

年 度	内閣より議會に提出年月	年度経過より提出までの年月	記 事
明治廿四年度決算	明治廿七年五月	二年二ヶ月	議會解散の爲め遷延
全廿五年度決算	全廿八年二月	一年十一ヶ月	
全廿六年度決算	全廿九年二月	一年十一ヶ月	